

第5次名護市総合計画

名護市

あけみおのまち・名護

「あけみお」は、夜明けの美しい静かな入江にニライカナイから豊穣をもたらす青々とした水の流れであり、また、逆に陸より海を眺めると、外海へ広がりゆく、発展を約束する可能性に向かって突き進む進取の精神を表した言葉である。

我が名護のまちは、名護湾、羽地内海、大浦湾と三方に開けた美しい瀬があり、そして緑深い山に抱かれた山紫水明の地にある。名護・屋部・羽地・屋我地・久志それぞれが「あけみお」に象徴されるように豊かな自然をもった美しい地域であり、また、様々な可能性、発展を秘めた地域である。「あけみおのまち・名護」は、開けゆく無限の可能性、未来に向けて発展を秘めた名護のまちを象徴する言葉として位置づける。



嘉陽海岸の朝日

※「あけみお」とは、美しく豊かに開いた瀬のことであり、古謡「おもうさうし」に出てくる「あきみよ」に由来しています。「あきみよ」とは、深々とした外海から豊かな海の幸や海外文化をもたらすところであり、また、海外への進出発展していく際の船出の場所であります。この「あけみお」が活き活きと生きていることは、自然が豊かに生きている証と言えます。こうして「あけみおのまち・名護」は第2次名護市総合計画・基本構想（昭和63年策定）の中で山紫水明の地である名護を象徴する言葉として位置づけられました。

第5次名護市総合計画の策定にあたって

市長写真

名護市長あいさつ

目 次

第1部 第5次名護市総合計画の策定にあたって	1
1 計画策定の意義	2
2 計画の構成と期間	3
3 名護市における総合計画策定の経緯	5
第2部 基本構想	9
1 名護市ならではの市民参加と総合計画のあり方	10
まちづくりのテーマ	10
2 求められる名護市の役割	11
3 まちづくりの基本理念	13
4 まちづくりの基本方針	14
5 土地利用構想	17
6 人口の将来計画	19
つながりの道しるべ	21
第3部 基本計画	22
第1章 政策・施策の展開	23
1 施策体系表	23
第2章 基本計画の概要	25
1 計画の趣旨	25
2 計画の特徴	25
第3章 基本計画各論	26
政策1 支え合いのあるまちづくり【健康・福祉】	26
政策2 育みと学びのあるまちづくり【子育て・教育】	32
政策3 楽しみのあるまちづくり【文化・交流】	37
政策4 活力のあるまちづくり【産業振興】	44
政策5 暮らしやすいまちづくり【都市基盤・生活環境】	50
政策6 安全・安心なまちづくり【防災・安全】	56
政策7 基地問題への対応【基地】	59
● 全体を支えるための体制づくり【行財政】	60
第4部 地区別計画	64
1 地区別計画概要	66

資料編

1	名護市の地域特性	71
2	名護市を取り巻く社会潮流.....	77
3	名護市のこれまで 50 年のあゆみ	81
4	第 4 次総合計画の総括	82

第1部

第5次名護市総合計画策定にあたって

1 計画策定の意義

名護市は、昭和 45（1970）年 8 月に名護町・羽地村・屋部村・久志村・屋我地村の個性あふれる 5 町村が合併して誕生しました。

- 5 合併後、これまで 4 次にわたる総合計画を策定し、本土との格差是正や、豊かな自然・文化などの地域特性を生かした安らぎと活力のある社会の実現を目指したまちづくりに取り組んできました。

しかしながら、近年の国や地方を取り巻く社会潮流は、急速な人口減少・少子高齢化の進行やライフスタイル・価値観の多様化とコミュニティの変貌、高度情報化の進展、産業・雇用構造の変化、社会資本老朽化の進行など、刻一刻と変化しております、名護市においても様々な地域課題が顕在化してきています。

地方分権の流れの中、平成 23（2011）年の地方自治法の改正により、市町村における基本構想策定の義務はなくなりましたが、これまで以上に自立した行政運営と地域特性を生かした総合的なまちづくりが必要不可欠となっています。

- 15 令和 2（2020）年には、名護市は市制 50 周年を迎えます。これまでの 50 年を振り返り、先人たちが築き上げてきたものを大切にするとともに、市政の取り巻く環境の大きな変化を見とおしながら、これから 50 年を見据えた 10 年間の計画的なまちづくりが求められています。

そこで、名護市では、「名護市総合計画策定条例」に基づき、市民や団体・事業者等の多様な主体と協働した総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、第 5 次名護市総合計画を策定することといたしました。

2 計画の構成と期間

第5次名護市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「地区別計画」、「実施計画」によって構成されています。それぞれの内容は以下のとおりです。

5

(1) 基本構想

名護市の目指すべき将来像として「基本理念」、「まちづくりのコンセプト」及び「まちづくりの基本方針」を定め、その目標達成のための基本的施策を明らかにしています。まちづくりの最上位に位置づけられる計画で、基本計画や地区別計画、分野別計画の基礎となるべきものです。

10

構想期間は、令和2（2020）年度を初年度とし、令和11（2029）年度を目標年度とする10年間とします。

(2) 基本計画

基本構想で描かれた「基本理念」、「まちづくりのコンセプト」及び「まちづくりの基本方針」を受けて、それを実現するために必要な具体的な施策の主要な柱を定め、基本構想実現のための具体的指針を明らかにするものです。

15

計画期間は、前期を令和2（2020）年度から令和6（2024）年度の5年間とし、後期を令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

20

(3) 地区別計画

名護・羽地・屋部・久志・屋我地の5地区において、それぞれの目指すべき将来像を示すとともに、それを実現するための取組を明らかにするものです。

計画期間は令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間とします。

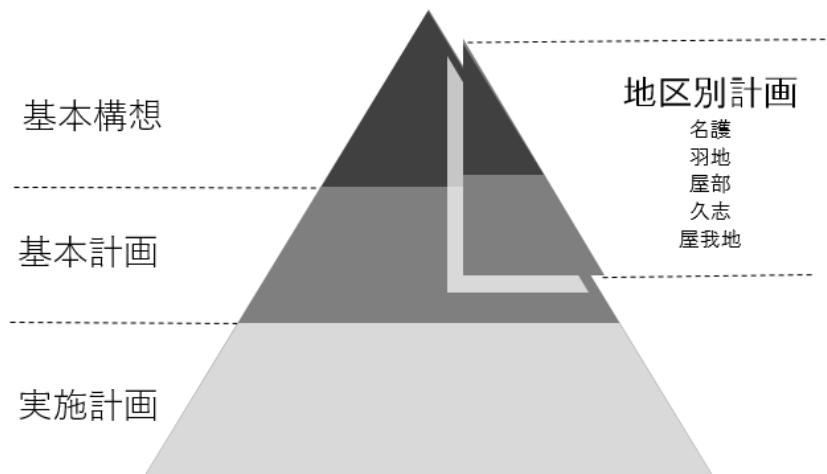
25

(4) 実施計画

基本計画やこれを補完する分野別計画等に示された施策を具体化する事務事業の実施について、財政状況、緊急性、優先度等を勘案して毎年度策定する3年計画とします。

30

■計画の構成（イメージ図）



■計画の期間

5

令和 2 年度 (2020)	3 年度 (2021)	4 年度 (2022)	5 年度 (2023)	6 年度 (2024)	7 年度 (2025)	8 年度 (2026)	9 年度 (2027)	10 年度 (2028)	11 年度 (2029)					
基本構想 10 年間														
前期基本計画 5 年間					後期基本計画 5 年間									
地区別計画 10 年間														
実施計画（毎年作成の 3 年計画）														

3 名護市における総合計画策定の経緯

昭和 45（1970）年に誕生した名護市は、令和 2 年（2020 年）に市制 50 周年を迎えます。その間、4 次にわたる総合計画を策定し、まちづくりを進めてきました。

5 ここでは、これまでの総合計画を比較し、それぞれの計画の策定経緯を整理します。

（1）名護市総合計画・基本構想（第 1 次）

昭和 48（1973）年策定

① 計画策定時の時代背景

昭和 47（1972）年に沖縄が祖国復帰を果たし、沖縄振興開発計画の下で新たな出発をした 10 時代です。このころ、沖縄においては、沖縄国際海洋博覧会の開催を間近に控え、公共事業が集中的に行われ道路等のインフラ整備が急速に進み、その一方、本土資本等による土地買 い占めが横行し、社会に大きな影響を及ぼしました。

また、高度経済成長が進み、日本が世界の経済大国への道を歩み続けていた時代でもあります。その反面、自然破壊や公害問題が発生し、日本の経済政策に歪みが生じてきた時期で 15 もあります。こうしたことが第 1 次総合計画の基本的な考え方、立場を確立する際に大きな影響を与えていました。

② 計画期間

目標年次を昭和 55（1980）年度と想定していますが、昭和 48（1973）年度から昭和 62 20（1987）年度までの 15 年間にわたり適用されました。

③ 計画人口

昭和 55（1980）年における人口総数を 65,600 人と想定しています。

25 ④ 計画の概要

○計画の原則

- ◇美しい自然を守ること (自然保護の原則)
- ◇生活・生産基盤を確立すること (基盤確立の原則)
- ◇市の将来を市民の手で握ること (住民自治の原則)

30

○計画の視点

軍事基地の存在をはっきりと否定するところから出発し、基本的な立場として『逆格差論』を唱え、その立場を実行に移す具体的手段として『積み上げ方式』を提案していました。そして計画にフィードバック（後戻り）機能を持たせることの重要性を訴えています。

(2) 名護市新総合計画（第2次）

昭和 63 (1988) 年策定

① 計画策定時の時代背景

昭和 49 (1974) 年と昭和 54 (1979) 年の 2 度のオイルショックによって狂乱物価と呼ばれたインフレを引き起こし、低成長経済の時代に突入します。しかし、昭和 58 (1983) 年ごろからバブル経済が形成され、ウォーターフロント開発、大型プロジェクトが各地で計画及び実施され、更に昭和 62 (1987) 年のリゾート法の制定によりそのような傾向に拍車をかけることになります。このような時代背景が第 2 次総合計画には強く反映されています。

また、沖縄においては、昭和 50 (1975) 年の沖縄国際海洋博覧会の開催を契機に、沖縄自動車道等の交通ネットワーク及び国際的水準の観光・リゾート施設の整備が進展します。そして昭和 57 (1982) 年には第 2 次沖縄振興開発計画がスタートし、引き続き本土との格差是正、自立的発展の基礎条件の整備を目指していくことが位置づけられています。

一方、沖縄の地域振興が推進される中、沖縄本島中南部地域への人口及び経済活動の集中が進み、他地域においては過疎化が進行するという課題が顕在化します。

15 ② 計画期間

昭和 63 (1988) 年度から平成 9 (1997) 年度までの 10 年間となっていますが、その適用期間は第 3 次総合計画が策定されるまでの期間となっています。

③ 計画人口

基本計画において、目標年次の平成 10 (1998) 年度には約 65,000 人に達するものと予測しながら、将来人口を「本構想における人口規模は、21 世紀には、おおよそ 8 万人に達するものとする」としています。

④ 計画の概要

25 ○計画の基本原則

名護市の豊かな風土性に立脚し、自然環境を保護し、またこれを生かし、自然と共に棲しながら発展していくこと。

○計画の視点

- 30 ◇地域の基盤である自然条件に着目し、その可能性を掘り起こすこと
- ◇三面、海と向き合う名護市は、海をまちづくりのメインテーマに据えること
- <まちづくりの基本方向>
- ◇海浜都市の形成 ~海にひらかれたまちづくり~
- ◇中核都市の形成 ~“やんばる”情報源としてのまちづくり~
- 35 ◇教育・文化都市の実現 ~表情ゆたかなまちづくり~
- ◇地場産業の育成 ~全国ブランドのまちづくり~
- ◇ネットワークの形成 ~連結と循環のまちづくり~

(3) 第3次名護市総合計画

平成11(1999)年策定

① 計画策定時の時代背景

20世紀から21世紀へとつなぎ、2000年更には3000年に向けての千年単位の新しい時代を迎える節目に第3次総合計画は策定されています。

5 世界屈指の経済大国となった我が国においては、経済が成熟化するのと並行して、人々の価値観も物の豊かさより人と人とのふれあい等、心の豊かさを重視する方向に変化する時期でもあります。更に地球規模での環境問題、人口減少及び高齢化時代の到来、高度情報化社会の進展等、様々な社会問題や社会現象がグローバルに展開する新たな時代の到来となっています。一方、行政財政改革の推進、分権社会の構築等高度経済成長期やバブル経済膨張期とは明らかに異なる行政課題が山積し、地方の自立、地方自治の確立に向けての対応が求められています。

10 沖縄においては、沖縄に関する特別行動委員会(SACO)に基づき、大規模な駐留軍用地の返還合意が行われ、それらに向けた取り組みがはじまる時期となっています。

② 計画期間

15 平成11(1999)年度から平成20(2008)年度までの10年間となっています。

③ 計画人口

長期的な理想状態の人口目標として10万人、平成22(2010)年までの目標として65,000人が設定されました。

20

④ 計画の概要

○名護市の基本的な役割

- ◇市民が夢と希望を共有できるまち
- ◇北部の中核都市
- 25 ◇県民のふるさと
- ◇小さな世界都市

○基本目標

- ◇ホッとするまち～花と緑にあふれるうるおいのまち～「定住」
- 30 ◇ワクワクするまち～新しい出会いと発見のあるときめきのまち～「感動」
- ◇イキイキするまち～進取の人材を育み活力を肌で感じるまち～「創造」

○基本理念

- ◇ともに生きる～人、自然、地域社会が生命豊かに支え合うまち～「共生」
- 35 ◇自らはばたく～伸びやかに、自分らしくはばたける誇りに満ちたまち～「自治」
- ◇ひびきあう～まずの一歩が力を結集し、大きく鼓動するまち～「能動」

(4) 第4次名護市総合計画

平成 20 (2008) 年策定

① 計画策定時の時代背景

2000 年以降、社会経済のグローバル化はより一層進行し、米国発の金融危機による世界的な経済の冷え込みは、我が国の景気後退に大きな影響を及ぼしました。

5 また、地球温暖化の進行や廃棄物の増大など、地球規模での環境問題が深刻化する一方、携帯電話やパソコンの急速な普及に伴う高度情報化社会の進展は、生活の利便性や産業の生産性の向上とともに、これまでの人と人とのつながり方にも大きな変化をもたらしました。

10 産業構造においては、建設業等の第2次産業が減少する一方で、福祉関連サービス需要の拡大や農商工連携等による地域資源を生かした新たな産業の展開など、産業構造の転換が図られた時代でした。また、訪日外国人旅行者（インバウンド）の増加を目的に、国を挙げてのビジットジャパン事業の展開等により、沖縄県においても平成 20 (2008) 年には入域観光客数が 600 万人を突破しました。

15 行政運営については、住民ニーズの多様化・高度化や行政需要の増大、地方分権時代に即した地域性を生かしたまちづくりが求められており、市民や事業者、行政等の多様な主体が役割を担う「協働のまちづくり」が求められるようになりました。

② 計画期間

20 平成 21 (2009) 年度から平成 30 (2018) 年度までの 10 年間となっていますが、令和 2 (2020) 年の市制 50 周年と第5次名護市総合計画の開始時期を揃えることで相乗効果を図り、両事業に対する機運を高めるため、1 年延長し令和元 (2019) 年度までとなっています。

③ 計画人口

平成 30 (2018) 年における人口を 70,000 人としています。

25 ④ 計画の概要

○基本理念

- ◇ともに生きる～人、自然、地域社会が生命豊かに支え合うまち～「共生」
- ◇自らはばたく～伸びやかに、自分らしくはばたける誇りに満ちたまち～「自治」
- ◇響きあう～まずの一歩が力を結集し、大きく鼓動するまち～「協働」

30

○まちづくりの目標

- ◇人と自然が響きあい 未来をひらく 和みのまち

第2部 基本構想

1 名護市ならではの市民参加と総合計画のあり方

まちづくりのテーマ

5 つなぎ、創る・しなやかな未来

名護市の地域特性、取り巻く時代潮流、第4次の総括及び地区別ワークショップ「よってたかってゆんたく」を踏まえ、特に大切なキーワードを「市民参加」や「つながり」としました。急速に変化する時代の中で、経済は成長期から成熟期へと移行し、平成20（2008）年をピークに日本の人口は減少へと転じています。「成長」を前提とした制度や価値観から、人口や経済の縮小を抑制しながら地域の営みや人々の暮らしを充実するための新たな仕組みを編み出すために、「市民参加」や「つながり」が不可欠となっています。

15 これらを踏まえ、基本構想で掲げる「求められる名護市の役割」や「基本理念」、「まちづくりの基本方針」など、目指すべき名護市の「未来」を実現するための手法として、上記のとおりまちづくりのテーマとして「つなぎ、創る・しなやかな未来」を掲げました。

これまでのまちづくりを受け「つなぎ」ながら、それぞれの主体、分野又は能力を「つなぎ」協働して、新しい時代の新しいまちづくり（未来）を進めていくことを「つなぎ、創る」と表現しています。また、これまで積み重ねた名護市の独自性や個性といった根幹を維持しながらも、急速に変化する時代に柔軟に対応していくことを「しなやか」と表現しています。

20 総合計画は、名護市民をはじめ名護市に関係する全ての人々を対象とした「名護市の計画」です。その前提を踏まえ、計画策定のプロセスにおいても、庁内公募による有志で構成された庁内ワーキングチームを中心に、市民ヒアリングや地区別ワークショップ「よってたかってゆんたく」、更には市民アンケートの実施など、名護市に関わる多くの人々とつながり協働してつくりあげてきました。

25 近年、関係人口の広がりや、観光の質・量の変化や移住など、様々なつながりが広がっています。本計画の実行に当たっても、行政や地域を越えた多様な担い手による持続可能な取組が求められています。そのため、本計画では、計画内容の記載のみにとどまらず、本計画の実行に当たっての「つながりの道しるべ」（場づくりやしきけなど）と、どのような主体がどのように関係しているのかを分かりやすくダイヤグラム（関係図）で示し、まちづくりのプロセスを含めて描いています。

2 求められる名護市の役割

名護市を含む北部圏域は、海、山、川など豊かで多様な自然に恵まれた特性を有して発展してきた地域です。その前提に加え、時代潮流や現在の名護市の現状を見据え、市民に、北部圏域住民に、更には訪れる人々に、選ばれ続けるまちとなるよう、求められる名護市の機能と役割を下記のとおり整理し、市民はもとより名護市に関わる多くの人々とつながり協働してまちづくりを進めてまいります。

・豊かなつながりと誇りのまち

～市の主役である市民のニーズに応える～

・響きあう北部の中核都市

～北部圏域の玄関口として県内外のニーズに応える～

・新しい時代の小さな世界都市

～「世界」を結び、新しい時代のニーズに応える～

豊かなつながりと誇りのまち

～市の主役である市民のニーズに応える～

名護市は、市制誕生から現在に至るまで、先人達によるまちづくりの結果、人々は地域に愛着を持ち豊かにつながり、美しく多様な自然に抱かれた集落・市街地環境に恵まれ、その地域特性に根ざした農林水産業や観光産業、製造業等が発展し、独特な風土や文化等が根づいているまちとなりました。

今後とも、名護市民一人ひとりが、人や自然と豊かにつながりながら、誇りを持って暮らせるまち、また、名護市で学んでいたり就業している人々又はその学校・企業など、名護市に密接につながる様々な主体が、名護市であることを誇りを持って過ごせるまちであり続けることを最も基本的な役割として認識し、まちづくりを進めてまいります。

更には、名護市から羽ばたいていった人々が「わたしのふるさと」として、あるいは帰るべき場所として、名護市で成長したことを誇りに想い続けることができるよう、豊かなつながりを築くまちづくりを進めてまいります。

響きあう北部の中核都市

～北部圏域の玄関口として県内外のニーズに応える～

1973年に策定された「名護市総合計画・基本構想」(第1次)から名護市は、北部の中核都市としての自覚を持ち、まちづくりを進めてきました。その結果、産業、物流、医療、教育、行政などの都市機能が集積し、北部圏域の中核としての役割を担っています。今後も、人と自然と産業が20 韶き合い、北部圏域住民のニーズにも応える高次都市機能を整備し、新たな産業の振興による雇用の機会の創出を図るなど、中核都市としての拠点的機能を担ってまいります。

また、名護市は、北部地域と中南部地域を結ぶ広域的な交通ネットワークの要衝となっており、県内や県外、世界各地から観光・保養・レクリエーションの目的で北部地域を訪れる人々の玄関口としての役割を担っています。今後も安らぎや癒し、楽しみを求めて北部地域に訪れる人々に25 対して、より一層その魅力を享受できるよう、北部地域の中核都市としてのまちづくりを進めてまいります。

新しい時代の小さな世界都市

～「世界」を結び、新しい時代のニーズに応える～

名護市は、地球規模で見れば小さいながらも、世界の一角をなす「都市」として、文化、経済及び環境など様々な面においてその役割を自覚し、持続可能な世界の実現に向けてその一端を担っていく必要があります。

貧困や気候変動など人類共通の課題に対して、グローバルな視点に立ち、私たち一人ひとりの行動が、世界を変えるための目標達成に寄与することを意識して取り組んでいく必要があります。

また、インターネットやSNSなど情報社会の飛躍的な進展により、都市とローカルの位置づけが大きく変化し、地域が世界と直結している時代となりました。

膨大な情報の中に名護市が埋没しないように、経済金融活性化特別地区並びに情報通信産業特別地区など、名護市ならではの個性や独自性を追求することで他地域との差別化を図る必要があります。更に、名護市の魅力を世界に確実に届けるため、あらゆるツールや手法を用いた戦略的な情報発信を行う必要があります。そうすることで、「訪れたい」「買いたい」「働きたい」「起業したい」などの意識を喚起するのみにとどまらず、実際に「訪れる」「買う」「働く」「起業する」など直接行動に結びつくまちを目指します。

世界を俯瞰したときに、名護市におのずと目が留まり、選ばれるまちとなるよう、世界の中で輝きを発する人・モノ・場所が織り成す、新しい時代に即した名護市ならではのまちづくりを進めてまいります。

3 まちづくりの基本理念

15 基本理念とは、名護市のあらゆるまちづくりを推進するに当たって、市民や団体、事業者、行政等全ての名護市に関わる主体が最も大切にし、踏まえなければならない基本的な考え方です。

これまで名護市は、4次にわたる総合計画を策定し、まちづくりに取り組む中で、「共生」「自治」「協働」の理念を大切にしてきました。

20 第5次名護市総合計画においても、これまでの理念を引き継ぎ、以下の基本理念を掲げます。

【共生】人、自然、地域が共に手を取りあうまち

多様な個性を持った人々同士が互いに認めあうとともに、豊かな自然やそれぞれに特色を持った地域が生命豊かに手を取り合う「共生」のまちづくりを目指します。

【自治】わたしがわたしだしく輝きはばたけるまち

わたしたち一人ひとりが自分らしい個性を育み、伸ばし、輝きながらそれが持つスキル、知識、経験などを發揮し、誰もが主体的に行動し活躍できる「自治」のまちづくりを目指します。

【協働】様々な領域を越えて集まり大きく響きあうまち

名護市に暮らす人だけではなく、出身者、縁のある近隣住民又は全国・世界各地のつながりのある主体が名護市のまちづくりの担い手であると広く捉え、様々な領域を越え、交わり、重なり合い、様々な主体がつながりを生み出す「協働」のまちづくりを進めていきます。

4 まちづくりの基本方針

(1) 支え合いのあるまちづくり【健康・福祉】

市民がいつまでも健やかでいきいきと暮らすことができるよう、健康寿命の延伸を図るためライフステージに応じた健康づくりや食育の推進、生活習慣病予防に取り組みます。

5 また、子どもから高齢者まで住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らしていくよう、地域ぐるみによる福祉のまちづくりを推進します。そして、高齢者・障がい者(児)等に対する各種福祉サービスの充実や地域での活躍の場や多様な交流の場づくりなど、市全体で共生社会を推進していきます。

各種社会保障については、市民生活のセーフティネットとして、その充実と安定に努めます。

10

(2) 育みと学びのあるまちづくり【子育て・教育】

子どもが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができるよう、多様な子育て支援の充実に努めるとともに、子どもたちが地域に見守られ、成長していくような環境づくりを進めます。

15 また、全ての就学前施設における質の高い幼児教育の総合的な提供を推進し、「幼児教育の充実」と「幼児教育と小学校教育との円滑な接続」を目指した取り組みを進めます。

これから新しい時代を切り拓く「生きる力」の育成を目指し、主体的に学び、他者と協働し、たくましく生きる、心豊かで心身ともに健康な幼児児童生徒の育成を目指した教育を地域及び高等教育機関と連携を図り進めていくとともに、子どもたちが安全に安心して学べる教育環境づくりを進めます。また、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支える体制づくりを目指します。

20 青少年の健全育成については、地域ぐるみで青少年を育む環境づくりを進めます。

(3) 楽しみのあるまちづくり【文化・交流】

人生100年時代を楽しむために、地域におけるコミュニティ活動や各種社会教育団体の活動を25 支援するとともに、公民館などの社会教育施設の充実を図ります。

子どもから高齢者まで気軽にスポーツに親しむことができるよう、指導者の育成などスポーツ・レクリエーション活動の振興に努め、併せてスポーツコンベンション誘致も見据えたスポーツ環境の充実を図ります。また、地域に根ざした文化・芸術活動を促進するとともに、地域で大切に育まれてきた伝統文化の保存・継承と文化財の保全・活用に努めます。

30 更に、市民一人ひとりの人権や多様性を尊重することをまちづくりの基本としながら、他地域や異文化との交流の輪が広がるよう、交流活動の拡大と積極的な推進を図ります。

(4) 活力のあるまちづくり【産業振興】

北部の中核都市として、多様化するニーズに対応した商工業の振興、企業の誘致と支援、産学官金や農商工等の連携による地域経済の好循環に向けた取組み、中小企業・小規模企業等に対する支援を行い、地域産業の振興を図ります。更に、ライフスタイルの多様化や、モノとICT（情報通信技術）が結ばれるIoT等の技術革新も急速に進み、名護市を取巻く社会潮流を踏まえ、地域産業を担う人材の育成と就労等の支援の充実を図るとともに起業支援に取り組みます。また、経済金融活性化特別地区並びに情報通信産業特別地区の強みを生かした他地域にはない特色を生かしたまちづくりを目指します。

名護市の豊かな自然環境や歴史・文化など多様な地域資源を活用した滞在促進メニューの創出、やんばる観光の拠点として広域連携による外国人観光客を含む観光客の受入体制強化及び観光推進体制の強化に取り組むとともに、地域経済の活性化に寄与する観光振興を図ります。

地域の基幹産業である農林水産業については、地場產品のブランド化や担い手の育成、6次産業化や体験型の観光プログラム化、漁港の利活用など、他のテーマとの連携を図った取り組みを広げ、生産性の高い特色ある産業基盤の構築を目指します。

15

(5) 暮らしやすいまちづくり【都市基盤・生活環境】

名護市の豊かな自然と調和し、市民も来訪者も「住んでみたい」「住み続けたい」と思えるまちづくりを推進するため、これまでの景観に配慮しつつ、公共空間の整備・維持管理や住環境の充実、市街地の整備を図り、魅力あるまちづくりを目指します。

20 また、市民の生活を支える都市基盤として、道路や河川、上・下水道の適切な整備・充実と維持管理を図るとともに、公共交通の確保や環境にやさしい循環型社会に取り組みます。

(6) 安全・安心なまちづくり【防災・安全】

地震や津波、台風などの自然災害並びに交通事故や犯罪など、日常生活を脅かすあらゆる事態への対策について、市民、地域、関係機関及び行政が連携・協働して被害を未然に防止または最小限に抑えることができる体制を目指します。

(7) 基地問題への対応

30 市民の安全・安心を守る立場から、基地から派生する騒音被害や米兵等による事件・事故などの基地問題全般について、市民の暮らし、産業活動等の生活環境及び自然環境に著しい影響を及ぼすことがないよう、関係機関等と連携して取り組みます。

【全体を支えるための体制づくり】

市民の意見を様々な施策に生かし、市民と行政による協働のまちづくりを推進するため、多様な手段による分かりやすい市政情報の提供と市民ニーズの把握に努めます。

- また、将来にわたって健全で持続可能な財政運営を図るため、経費等の削減と多様な財源の確保を図るとともに、公共施設の管理・整備等を行う際は、PPP/PFI手法を含めた民間活力の導入を推進します。

効率的・効果的な行政運営を推進するため、簡素で効率的な組織体制の構築や施策・事業の選択と集中を行います。更に、市職員の資質向上に努めるとともに、情報通信技術をより活用することで、事務の効率化及び市民サービスの一層の向上を図ります。

5 土地利用構想

本基本構想で掲げた「求められる名護市の役割」の実現を図るため、土地利用についてもまちづくりのテーマ及び基本理念を踏まえて、以下の基本的な考え方に基づいて取り組んでいきます。

5 (1) 豊かな自然生態系と共生する土地利用

名護市は、多野岳、名護岳、久志岳等の山々と太平洋、東シナ海の2つの海に面する豊かな自然に恵まれたまちです。これらの豊かな自然を背景とした土地利用は、経済活動や文化活動等の基盤となり、私たちに豊かな生活をもたらしています。

名護市の古くからある集落では、背後の山地を源とする大小多くの河川が発達し、低地部ではその河川を利用した水田・畑等の土地利用が展開されています。このように沖縄本島北部地域は、河川を中心に山地～丘陵～低地～集落～海域が一体となった集落が形成されるなど、自然環境と調和した土地利用の展開により、発展してきました。

名護市の財産である豊かな自然を次代に継承していくため、北部の中核都市としての機能の維持及び強化を図りながら、より自然との調和に配慮した土地利用を推進していくことが重要です。

したがって、豊かな自然環境に配慮した土地利用を基本原則とします。そのため、森林や河川環境を守り育てるとともに、海域の汚染を抑制するよう配慮した土地利用を目指します。また、海岸地域や丘陵地域における浸食や崩壊を防ぎながら、海岸保全地域や保安林、風致林等についても適正な保全を図り、景観に配慮しながら豊かな自然を生かした土地利用を目指します。

(2) 都市機能の集約と農村地域の発展

北部圏域は古くから「やんばる（山原）」と呼ばれ、それぞれの地域が特色ある多様な個性を有しながら、人的交流や文化的交流、行政の連携も盛んに行われています。

名護市においては、産業、物流、医療、教育、行政等の都市機能が集積し、北部の中核都市としての役割を担っており、今後とも北部圏域の住民ニーズに応えうる高次都市機能を備えた安全で快適な土地利用を目指します。

農村地域においては、農業振興や定住人口及び交流人口の受け入れ等、地域がそれぞれの特徴を生かしながら発展できるような活力と安らぎのある土地利用を目指します。

また、中心市街地に隣接する名護湾沿岸に配置される「名護漁港」や「名護浦公園（21世紀の森）」、宇茂佐海岸などにおいて、名護市の特徴を生かしつつ、市民生活エリアとの棲み分けを図った観光機能や、北部地域全体に繋がる交通結節点機能の充実を図ることで、北部地域全体へ波及していく産業振興及び定住促進の取り組みを進める土地利用を目指します。

このようにそれぞれの土地が有している特性を生かしながら、居住環境や農林水産業及び商工業、観光業等の生活環境や経済活動を支える土地利用を目指します。

15

(3) 土地利用の規制・誘導

土地はそれぞれの所有者に帰属している貴重な財産です。その一方で、土地は空間的な広がりを持ち、農地や宅地、森林等様々な利用が融合し、相互に影響を及ぼしあうことから、公共的性格を有するものといえます。したがって、その利用に当たっては、公共の福祉を実現する観点から、必要に応じて各々の個別計画に基づく利用規制や適正利用への誘導を進めます。

そのため、名護市の土地利用の方向性については、現在の土地利用状況や地域条件を踏まえつつ、全体の土地利用についての共通認識を図り、各々の個別計画の策定に取り組みます。

25

6 人口の将来計画

将来における定住人口 7万人を目指します。

総合計画においては、都市のインフラ整備や雇用の場の創出、教育・福祉の充実などによる将
5 来の「定住人口」が、10年後のまちの活気を示す基本的な指標となります。

日本の総人口は平成 20 年（2008 年）をピークに人口減少社会に突入しており、沖縄県においても令和 11 年（2029 年）をピークに人口減少が予測されております。そのような中、名護市においては、平成 28（2016）年 3 月に策定された「名護市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略」（以下「人口ビジョン」という。）の人口将来展望において令和 22 年（2040 年）をピー
10 クに人口が減少していくことが予測されております。

全国的に人口減少社会に突入しているなか、名護市は人口が微増の傾向にあり、平成 27 年（2015 年）の国勢調査を基にした場合、令和 11 年（2029 年）の将来推計は 63,977 人と現在より増加予測となっていますが、年齢区分比率をみると 15～64 歳の生産人口の割合は減少し、65 歳以上の高齢者の割合が増える予測となっております。

15 人口増加の要因として自然増（出生数と死亡数のプラスの差）と社会増（人口流入数と流出数のプラスの差）があります。沖縄県による「人口移動報告年報」で、名護市においては、一貫して自然増が続いている状況にあります。今後、更に子育てがしやすい環境の整備、若者が集うまちづくり及び企業誘致・支援等を実施することでより一層の自然増・社会増を目指します。また、人口の約 21%以上が 65 歳以上の超高齢化社会に向けて、福祉の充実や地域社会への参画を推進し、
20 高齢者が生きがいをもって市民生活を過ごせるよう各種施策を展開してまいります。

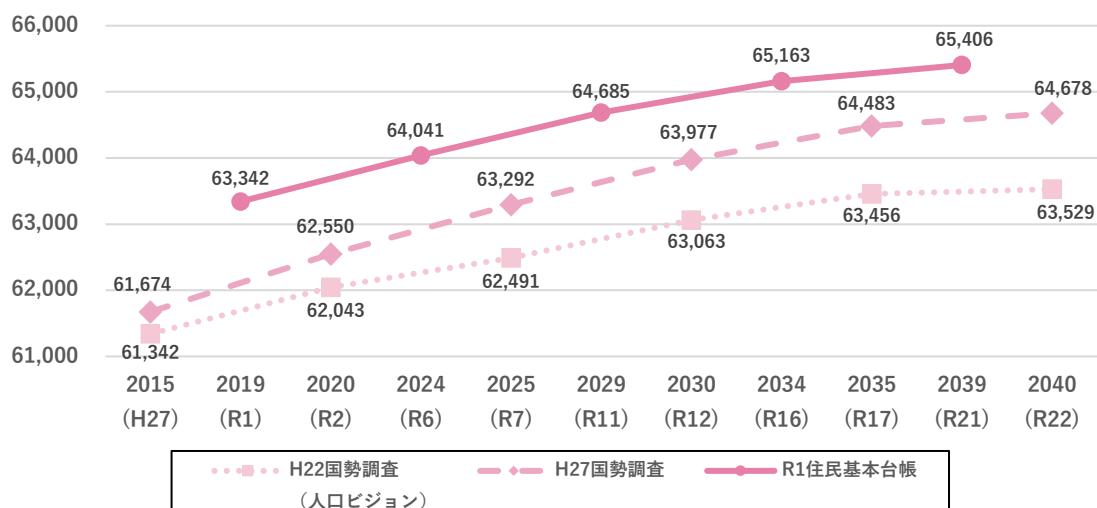
今後、名護市にもおとずれる人口減少に備え、誰もが人や自然と豊かにつながりながら誇りを持って暮らせるまち、誰もが住み続けたいと思う「選ばれ続けるまち」を目指し、人口の将来計画を 7 万人とします。

将来推計の算出にあたり

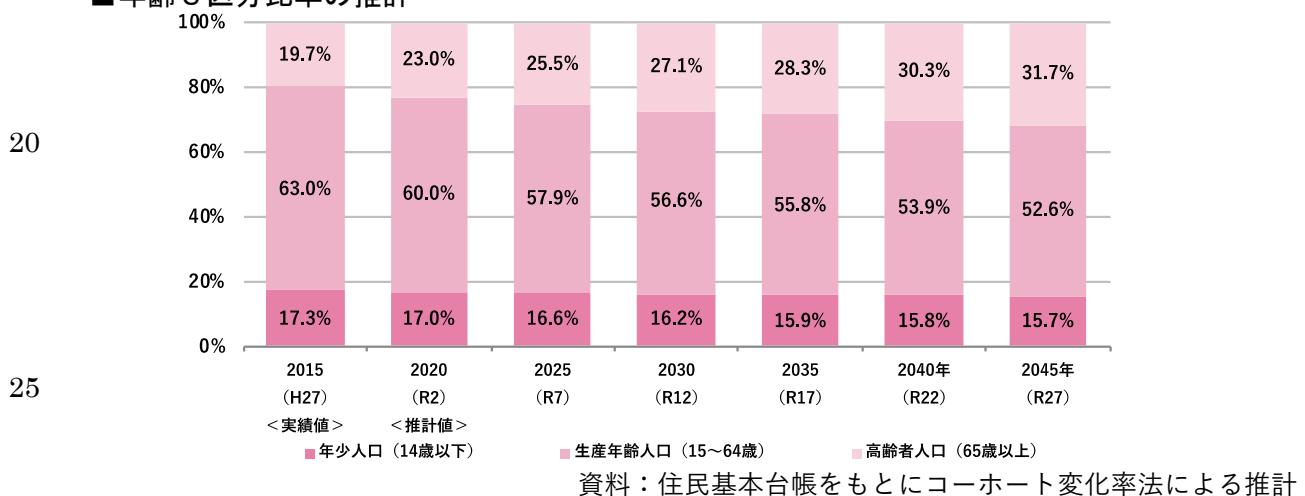
「人口ビジョン」において、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という）の平成25（2013）年3月の推計及び平成22年の国勢調査を基に、合計特殊出生率が令和12（2030）年までに人口置換水準（人口を長期的に一定に保つことができる水準2.1）まで上昇し、かつ人口移動が均衡（転入者数・転出者数が同数となり、純移動率がゼロで推移する）と仮定し、名護市の人口の将来展望を、令和12（2030）年では63,063人、令和22（2040）年では63,529人としています。

これを、社人研の平成30年（2018年）の推計（日本の地域別将来推計人口）及び平成27年の国勢調査を基に、同条件で仮定した場合、令和12（2030）年に63,977人、令和22（2040）年に64,678人と推計されます。また、国勢調査との比較は正確ではないものの、令和元年7月末の住民基本台帳を基に、同条件で仮定した場合、令和11（2029）年に64,685人、令和21（2039）年に65,406人と更に上回る増加が推計されます。なお、精緻な人口の将来計画については、次期人口ビジョンの中で行う必要があります。

■人口の将来推計

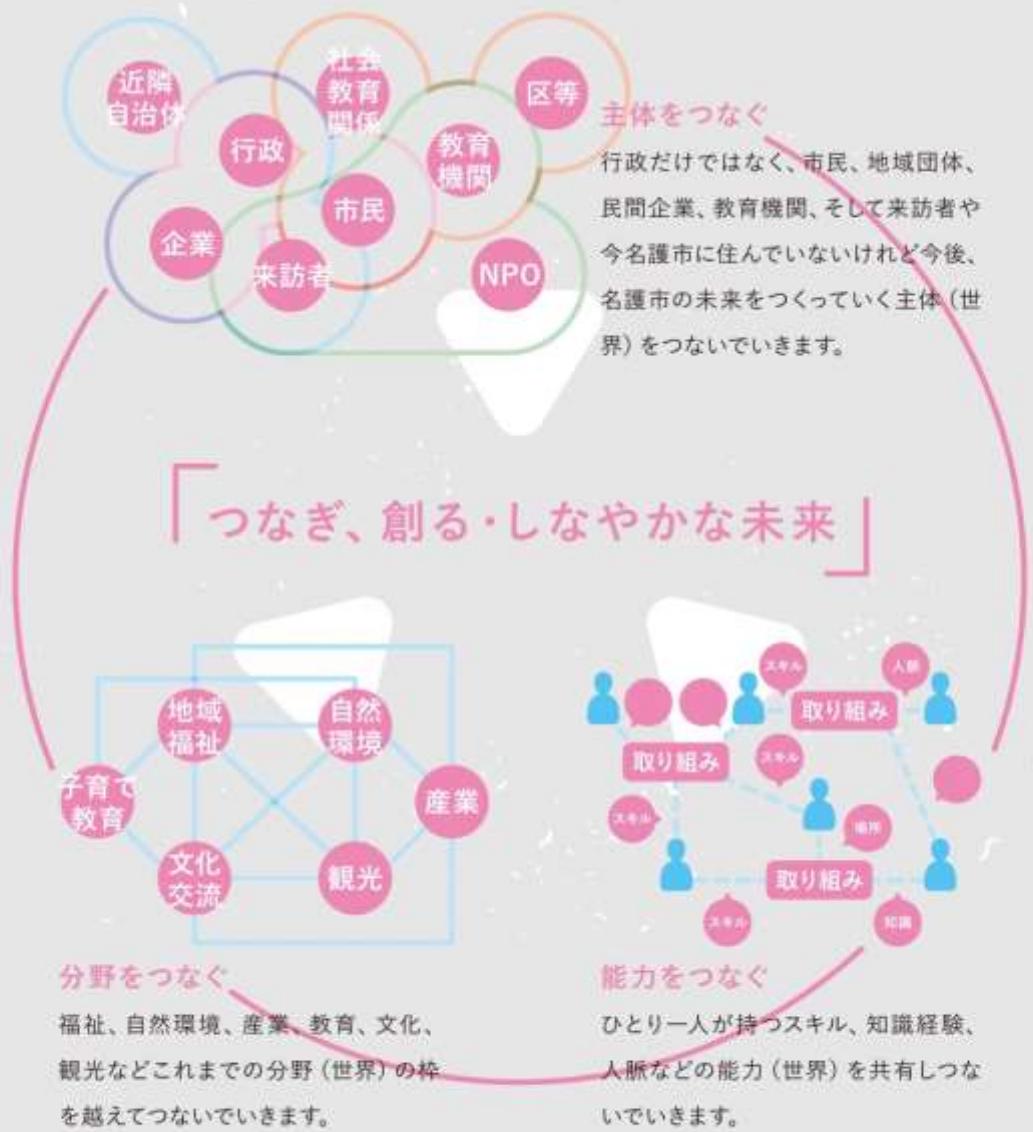


■年齢3区分比率の推計



つながりの道しるべ

基本構想で掲げる「求められる名護市の役割」や「基本理念」、「まちづくりの基本方針」など、目指すべき名護市の「未来」を実現するため、多様な主体や、分野及び能力がそれぞれつながるような場づくりやきっかけを実行します。また、これまで積み重ねた名護市の独自性や個性といった根幹を維持しながらも、急速に変化する時代に「しなやか」に対応し、繰り返し実行していくことで次の時代へとつなげていきます。



第3部 基本計画

第1章 政策・施策の展開

1 施策体系表

基　本　構　想			
まちづくりの テーマ	求められる 名護市の役割	基本理念	基本方針
つなぎ、創る・しなやかな未来	新しい時代の小さな世界都市 響きあう北部の中核都市 豊かなつながりと誇りのまち	協　　働　　自　　治　　共　　生 人、自然、地域が共に手を取りあうまち わたしがわたしらしく輝きはばたけるまち 様々な領域を越えて集まり大きく響きあうまち	(1) 支え合いのあるまちづくり 【健康・福祉】 (2) 育みと学びのあるまちづくり 【子育て・教育】 (3) 楽しみのあるまちづくり 【文化・交流】 (4) 活力のあるまちづくり 【産業振興】 (5) 暮らしやすいまちづくり 【都市基盤・生活環境】 (6) 安全・安心なまちづくり 【防災・安全】 (7) 基地問題への対応 【基地】 ●全体を支えるための体制づくり

基　本　計　画

政　策	施　策
政策 1	施策 1 健康づくりの推進 施策 2 高齢者への支援 施策 3 障がい者（児）への支援 施策 4 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進 施策 5 社会保障等の充実
政策 2	施策 1 児童・子育て家庭への支援 施策 2 家庭教育と幼児教育の充実 施策 3 青少年の健全育成 施策 4 学校教育の充実
政策 3	施策 1 社会教育の充実 施策 2 地域コミュニティの活性化 施策 3 スポーツ・レクリエーション活動の充実 施策 4 芸術・文化活動の充実 施策 5 交流の推進 施策 6 人権や多様性の尊重
政策 4	施策 1 観光の振興 施策 2 農業の振興 施策 3 林業・漁業の振興 施策 4 商工業の振興 施策 5 雇用の創出と就労支援の充実
政策 5	施策 1 自然と共生するまち 施策 2 道路・交通ネットワークの充実 施策 3 快適な居住環境の整備 施策 4 上・下水道の充実 施策 5 環境にやさしい循環型産業の構築
政策 6	施策 1 安全・安心なまちづくりの推進 施策 2 防災・救急体制の充実
政策 7	施策 1 基地問題への対応
一 時代に即した質の高い行政サービスの提供 一 持続可能な財政基盤の確立 一 戦略的な情報発信	

第2章 基本計画の概要

1 計画の趣旨

基本計画は、第5次名護市総合計画・基本構想に掲げられたまちづくりのテーマ、求められる名護市の役割を踏まえ、まちづくりの基本理念及びまちづくりの基本方針を実現するために、本5 基本構想を政策・施策・主な取り組み内容などに具現化し、体系的に示したものです。なお、本基本計画の期間は、構想期間の10年間の前期5年間とします。

2 計画の特徴

本計画では8つの分野における「まちづくりの基本方針」と、それぞれの分野ごとに基本施策10 を設定しています。こうして取りまとめた基本施策を推進するにあたり、どのような主体がどのようにつながり実行していくかを、施策ごとにダイアグラムで示しています。更に、施策同士のつながりも整理し、それぞれの分野における関係性もダイアグラムで表現しています。計画の実行に向けてどのような主体がつながっているかを示すことで、計画の推進を図ります。

ダイアグラムの凡例を以下に示します。

15 凡例

- ↔ 双方向の情報提供や連携に取り組んでいるもの
- ← 特に一方向からの情報提供や連携の投げかけが主となるもの
- 情報共有を含めて事業の進捗において常に連携体制が構築できているもの
- ↔…↔ これから連携を強めたい
- ↔↔ 強い連携
- 施策の中で常につながっている



主担当課



グループ
(テーマや分野など関連があるもの)



関係課（名護市）



関係グループ（協議会等）



関係する公共機関（町・県・北部）



これから組織したい関係グループ
(協議会等)



関係している民間団体・企業

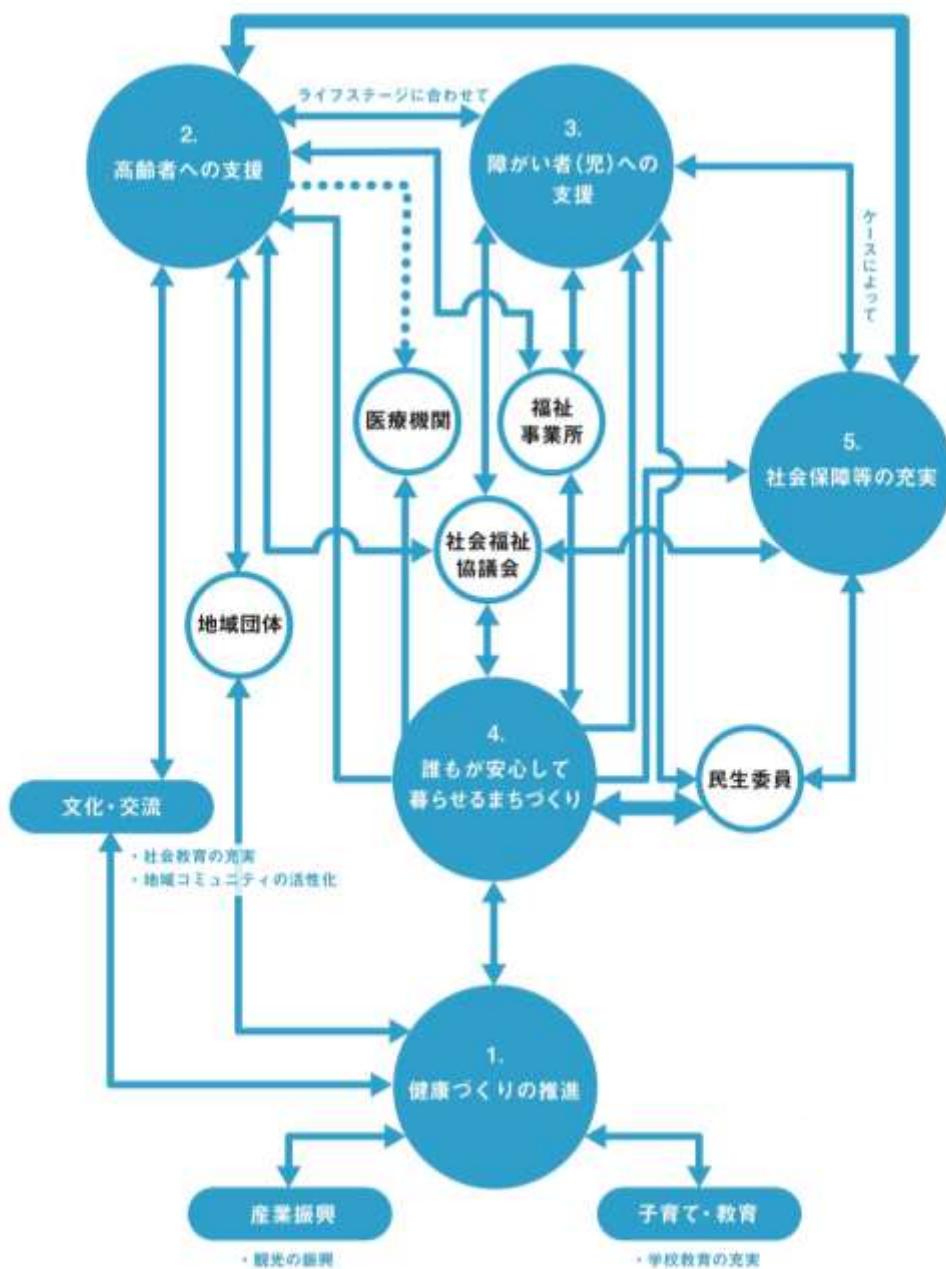


第3章 基本計画各論

政策1 支え合いのあるまちづくり【健康・福祉】

誰もが安心して、健やかでいきいきと暮らせる地域を目指し、5つの施策を展開していきます。ライフステージや人々の生活状況に合わせて臨機応変に対応するため、医療機関や地域団体、民生委員等との多様な連携に努めます。

5 健康づくりについては、今後、子育て・教育、地域・職域分野との一層の連携を図ります。また、高齢者の地域での交流の場の充実も取り組みます。

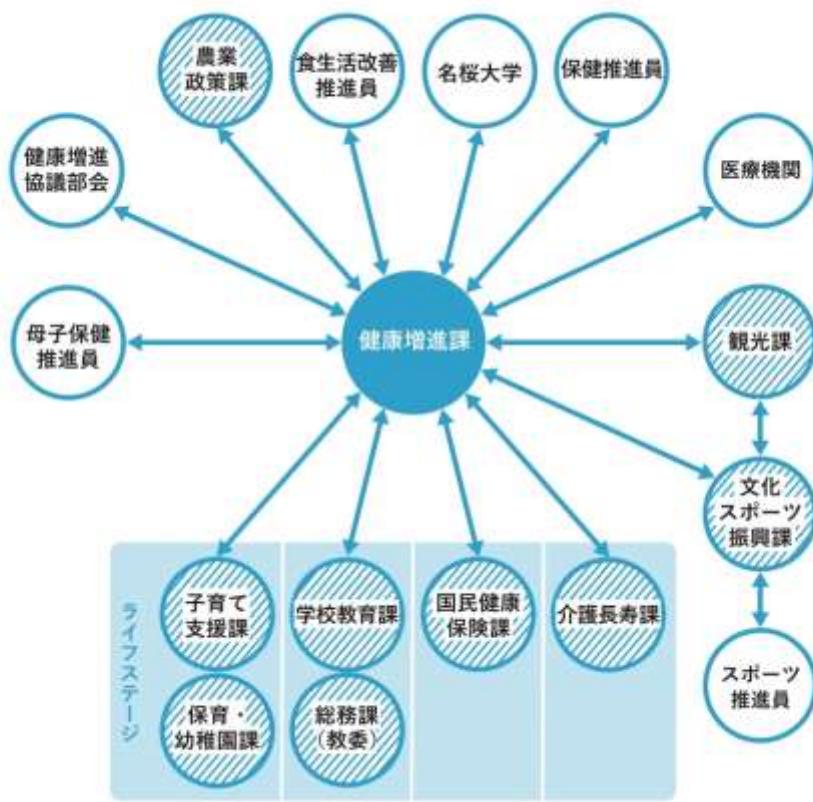


施策 1 健康づくりの推進

市民の健康づくりを推進していくためには、保健・医療・福祉の分野、更には教育分野とも連携し、市全体の健康意識を高めていくことが求められます。更には、医師不足等による不安定な医療体制の改善を図るため、北部 12 市町村が連携し充実した医療体制づくりにも取り組みます。

5 また、市民一人ひとりが健康で生きがいをもって暮らすためには、生活習慣や食生活の改善、疾病の早期発見など、健康づくりを意識した継続的な取組が不可欠です。健康づくりへの意識を高め、一人ひとりの行動につなげていくため、食育や身体活動、運動（スポーツ）など、健康づくりが楽しくなるような取組を地域と一体となって進めます。

- 10 1. ライフステージに応じた市民の健康づくり
2. 地域と一体となった健康づくりの支援
3. 食育の推進



主な関連計画

- ・健康なご 21 プラン
- ・名護市地域保健福祉計画
- ・保健事業実施計画（データヘルス計画）及び特定健康診査等実施計画

施策 2 高齢者への支援

高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、家族の支え、地域の支えが必要です。地域の個性を尊重しつつ格差が生じないよう、地域密着型サービスの充実を図るとともに、地域包括支援センターの機能強化を進め、高齢者の地域での暮らしを総合的に支えていく地域包括ケアシステムを構築・深化させていきます。

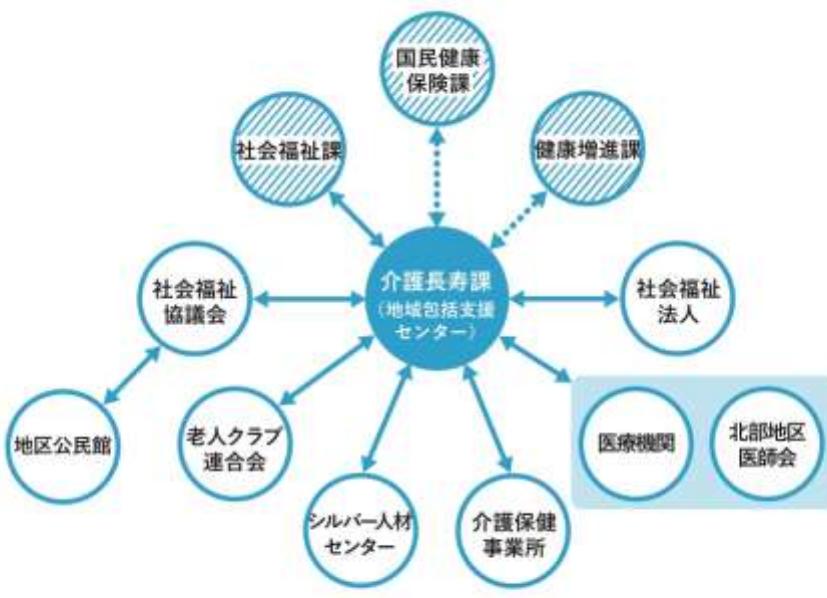
また、高齢になっても一人ひとりの生きがいや役割があり、社会参加などを通じて様々なつながりを持つことが生活の維持・向上や介護予防につながります。シルバー人材センター*1_などの就労支援、ミニデイ*2_の開催など、地域での支え合いや生きがいづくりを支援するサービスの充実を図ります。

- 10 *1_シルバー人材センターとは、高年齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織。

*2_ミニデイサービスとは、デイサービス（通所介護）を利用するほどではないが、健康面で不安のある方や、日中独居の方の交流の場。

- 15 1. 地域包括ケアシステム体制の充実
2. 高齢者の生きがいづくりの支援
3. 適切な介護保険事業の運営
4. 介護予防事業の推進
5. 在宅医療・介護の連携

20



主な関連計画

- ・あけみお福祉プラン

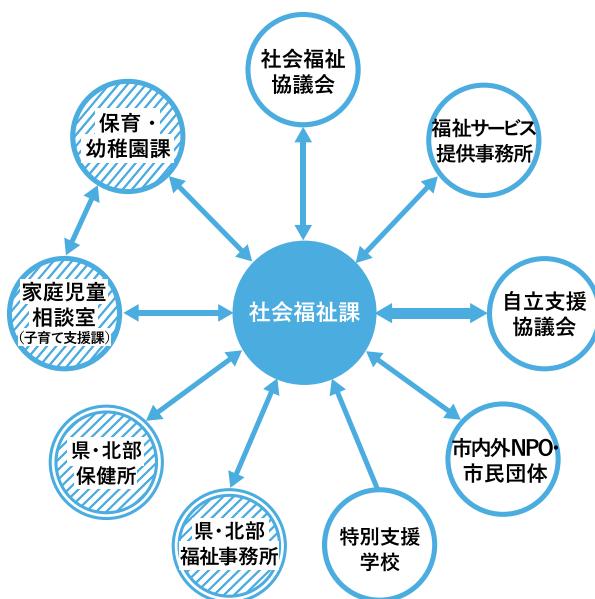
施策3 障がい者（児）への支援

障がいのある人もない人も、誰もが住み慣れた地域で安心して生活するためには、障害福祉サービスの給付や行政サービスの充実が必要となります。まずは、市民一人ひとりが障がいのある人たちに対して適切な配慮ができる地域づくりが大切です。

- 5 そのためには、日常的な交流を通じて、障がいに対する理解を深めることが重要であり、様々な取組の実施により、障がいのある人が多様な活動に参加し、多くの住民と交流できる機会の促進を図るとともに、関係機関等との連携による障がい者（児）への虐待防止や適切な支援の実施等、地域生活への支援体制づくりに取り組みます。

- 10 1. 障がい者（児）への理解の促進
2. 社会参加・交流促進
3. 自立支援給付サービスの提供
4. 地域生活への支援体制づくり

15



主な関連計画

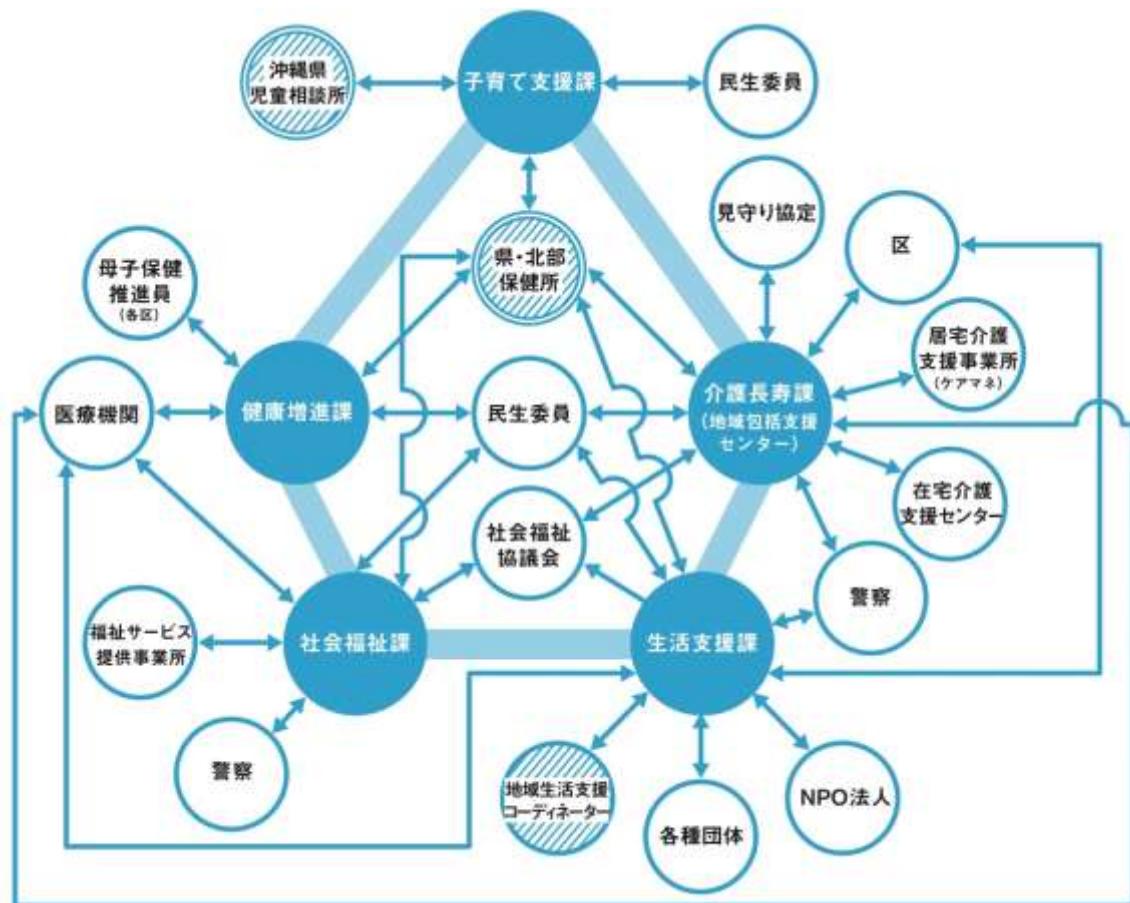
- ・名護市地域保健福祉計画
- ・名護市障がい者プラン

施策4 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進

地域福祉の推進においては、住み慣れた地域でいつまでも安全・安心に暮らし続けられるよう に、そこに暮らす人々がお互いに思いやりの気持ちを持ち、支援を要する人を地域ネットワーク で支えられるようにすることが重要です。

- 5 地域福祉を推進する人材、特に各地区で活動する民生委員・児童委員、地域福祉推進員など、地域の中で支援を必要とする人を見つけて出し、行政サービスにつなげる役割を担う人材の確保・育成が必要です。人材の確保・育成に向けた横断的な取組を推進するとともに、相談者に応じた各分野における相談体制の充実・連携を図ります。

- 10 1. 地域での支え合いによる福祉の推進
2. 相談体制の充実



主な関連計画

- ・名護市地域保健福祉計画
- ・あけみお福祉プラン
- ・名護市障がい者プラン
- ・健康なご21プラン

施策 5 社会保障等の充実

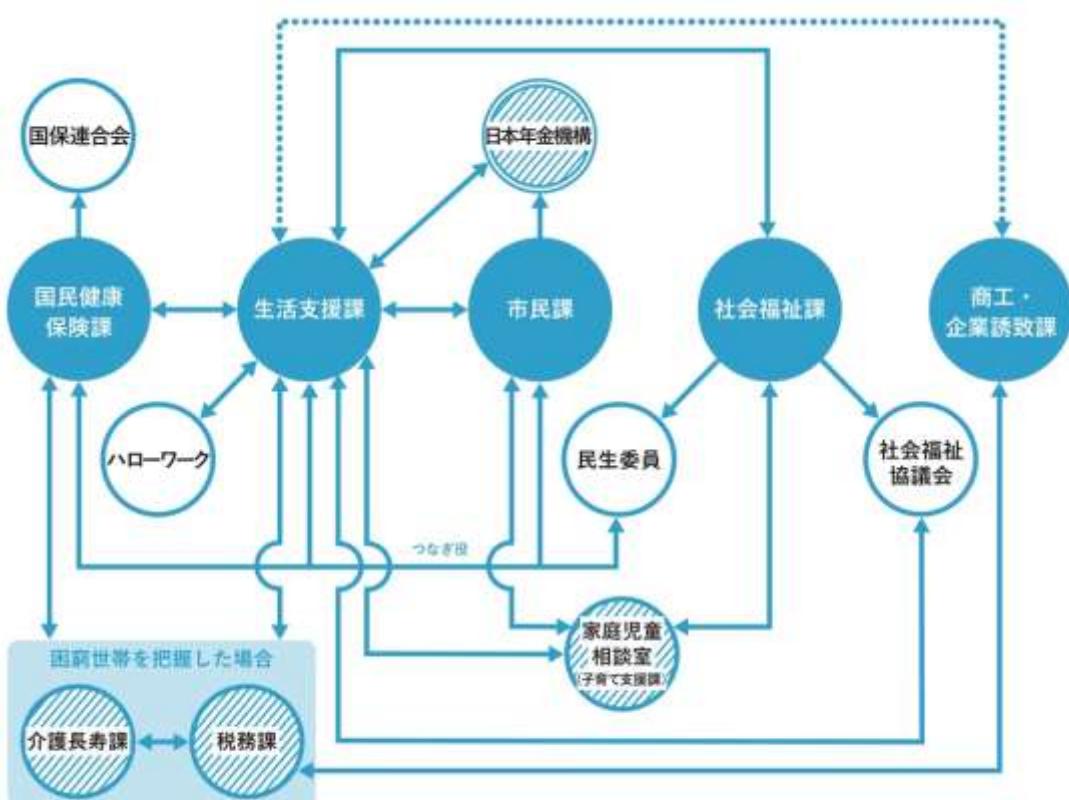
生活保護・困窮世帯等の社会的支援を必要とする世帯に対する支援の充実を図ります。支援を必要とする対象世帯については、各種税や保険料、高熱水費等の滞納、ひとり親家庭、ひきこもりのいる家庭、児童虐待やDVなどを有する世帯、他にも様々な問題、課題を抱えている場合が多く見受けられるため、関係各課が連携し、必要な支援を実施できるよう努めていきます。更に、市民に対して各種支援制度の周知を図ることで、支援を必要とする世帯に対して適切かつ速やに支援へつなげるような社会の構築に努めます。

また、いつでも安心して医療が受けられるよう、国民健康保険事業の健全運営や後期高齢者医療保険制度の円滑な運営を図ります。

10

1. 国民健康保険事業の健全な運営と後期高齢者医療保険制度の円滑な運営
2. 困窮世帯等への自立支援
3. 無年金者対策の推進
4. 福祉に関する支援体制の充実
5. 消費者保護の充実

15



主な関連計画

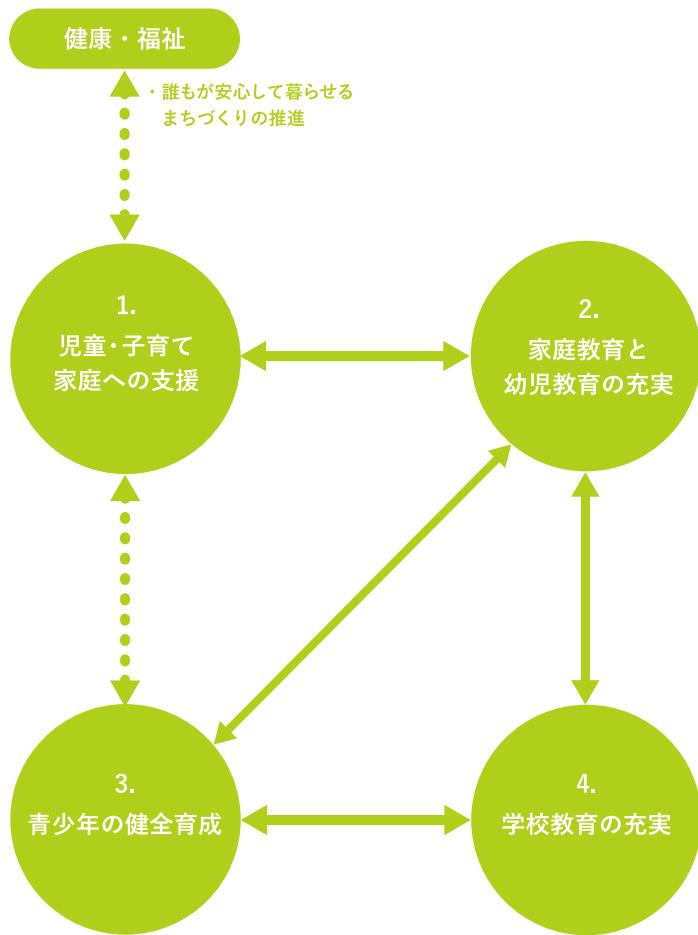
- ・名護市地域保健福祉計画
- ・名護市障がい者プラン

政策2 育みと学びのあるまちづくり【子育て・教育】

子育て・教育分野では、誰もが安心して子どもを産み育てられ、子どもも健やかに成長できる社会の実現を目指し、4つの施策を展開していきます。

また、幼児から青少年にいたるまで、家庭や教育機関、地域それぞれの場所で多様なつながりと学びを生み出せるよう、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支える体制づくりと、生きる力を育む教育力の向上に取り組みます。

10

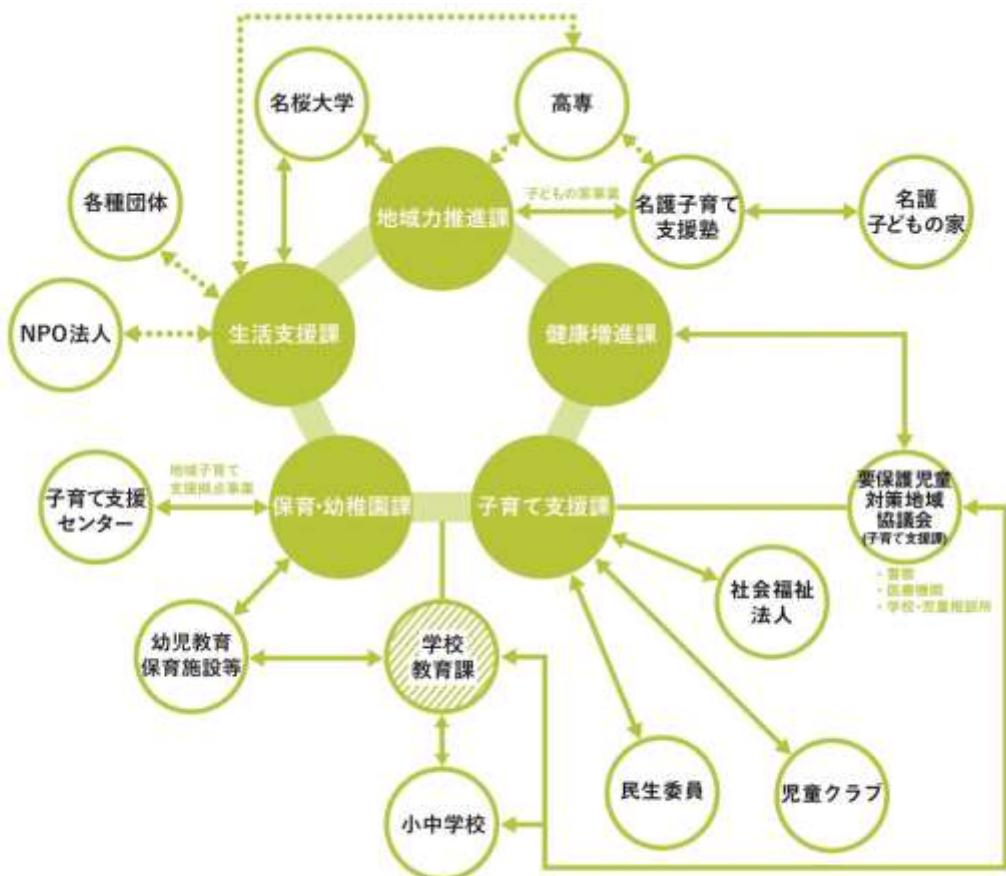


施策1 児童・子育て家庭への支援

子育てに関する相談支援や保育サービスの質の向上を図るため、保育環境の充実を進めるとともに、保育に携わる人材の育成と継続して働く仕組みづくりやサポートを行うことで、安心して社会全体で子育てを応援する環境づくりを進めます。

- 5 また、地域や関係機関等との連携による児童虐待の防止や適切な支援を図るとともに、公共施設等を活用した子どもの居場所づくりや学びと遊びの場づくりについても取組を進めます。

1. 子どもの居場所づくり
2. 子育て家庭、児童への支援
- 10 3. ひとり親家庭への支援
4. 保育サービス及び保育環境の充実
5. 児童虐待やDVの防止と適切な支援



主な関連計画

- ・名護市子ども・子育て支援事業計画
- ・健康なご21プラン

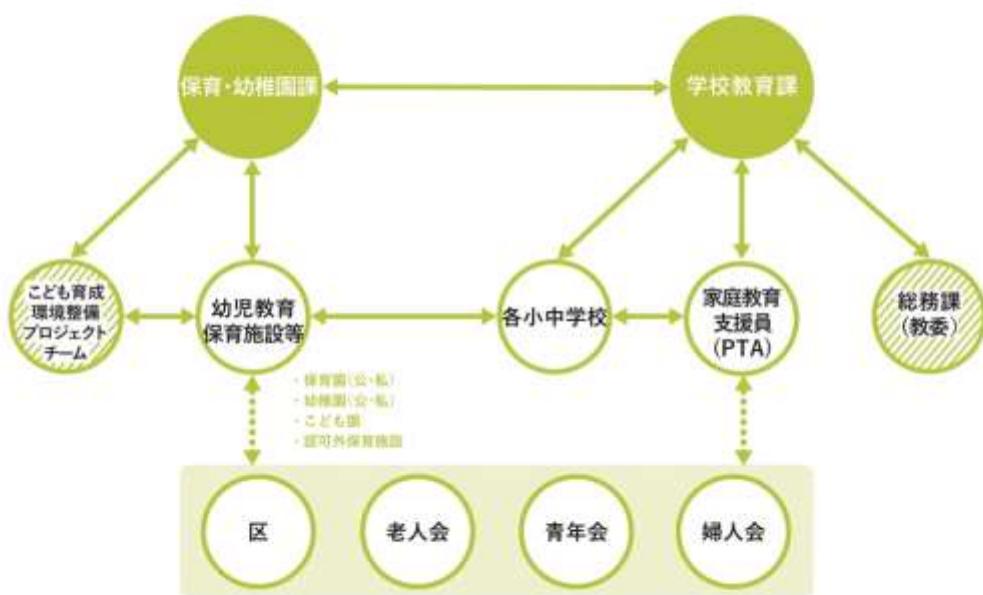
施策2 家庭教育と幼児教育の充実

基本的な生活習慣の形成にとって、非常に重要な幼児教育の一層の充実を図るため、保幼こ小^{*1}をはじめとした横の連携を定着化させ、望ましい幼児教育のあり方の実現に向けて取り組みます。

- 5 また、家庭教育の充実を図るため、親の学びの場と親同士の交流の機会をつくり、家庭での教育を支援します。

*1_保幼こ小とは、保育園・幼稚園・認定こども園・小学校の略。

- 10 1. 家庭や地域の教育力の向上
2. 幼児教育の充実
3. 就学前の子どもに対する一体的な保育・教育体制の整備



主な関連計画

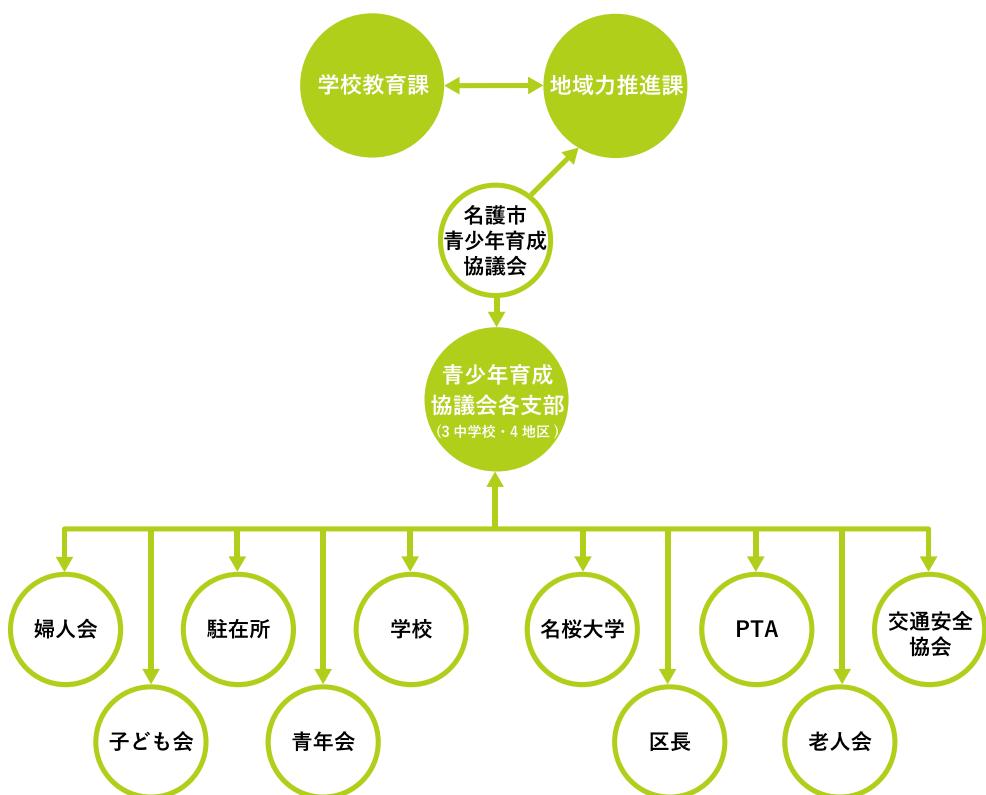
- 名護市教育振興基本計画
- 名護市子ども・子育て支援事業計画
- 名護市学校施設長寿命化計画

施策 3 青少年の健全育成

名護市の将来を担う人材育成を、青少年育成協議会等の各種団体と連携しながら地域ぐるみで行うとともに、青少年の指導者の育成も強化します。

また、新規移住者が各地区の活動に参画できるよう支援を図るとともに、子どもの時から地域の住民として交流や地域づくりへの関心を高める取り組みを進めます。更に、世代に合わせた地域情報の共有や、地域での青少年に向けた体験学習等の推進による新たな参加者の増加を目指します。

1. 青少年の健全育成に向けた取組の充実
- 10 2. 地域の子どもは地域で育てる
3. 体験学習等の推進による人材育成事業の充実



施策 4 学校教育の充実

子どもたちが安心して豊かな学校生活を送れるよう、継続的・計画的な学習指導や生徒指導等を行い、学力の向上や問題行動等への取組を進めます。更に、豊かな心や健やかな体の育成に向けて、体験活動や道徳教育等を充実するとともに、体力の向上や基本的生活習慣の確立、食育の推進を図ります。

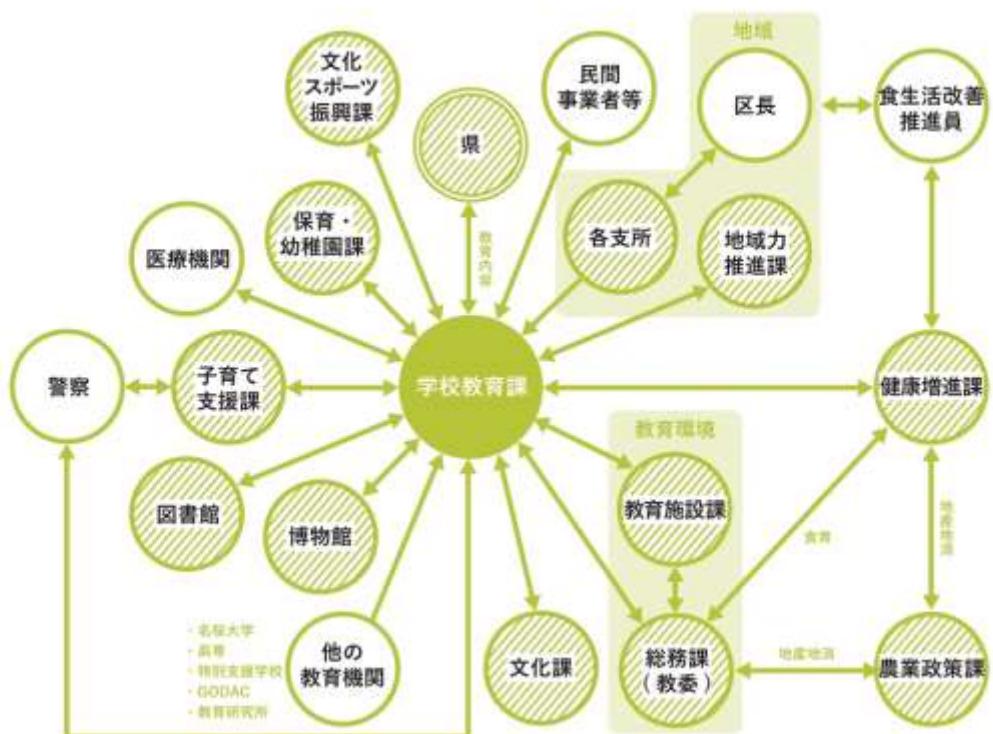
また、地域や高等教育機関等と連携・協働し、地域ぐるみの子育て・教育を進める事業やコミュニティ・スクールの充実を図り、地域とともに学校づくりを推進します。

安全で快適な教育環境づくりに向け、施設整備や学校備品等の充実を図るとともに、安全安心な学校給食を提供できるよう、新学校給食センターの建設に向けて取り組みます。

10

1. 学校教育内容の充実
2. 地域とともに学校づくり
3. 教育環境の充実

15



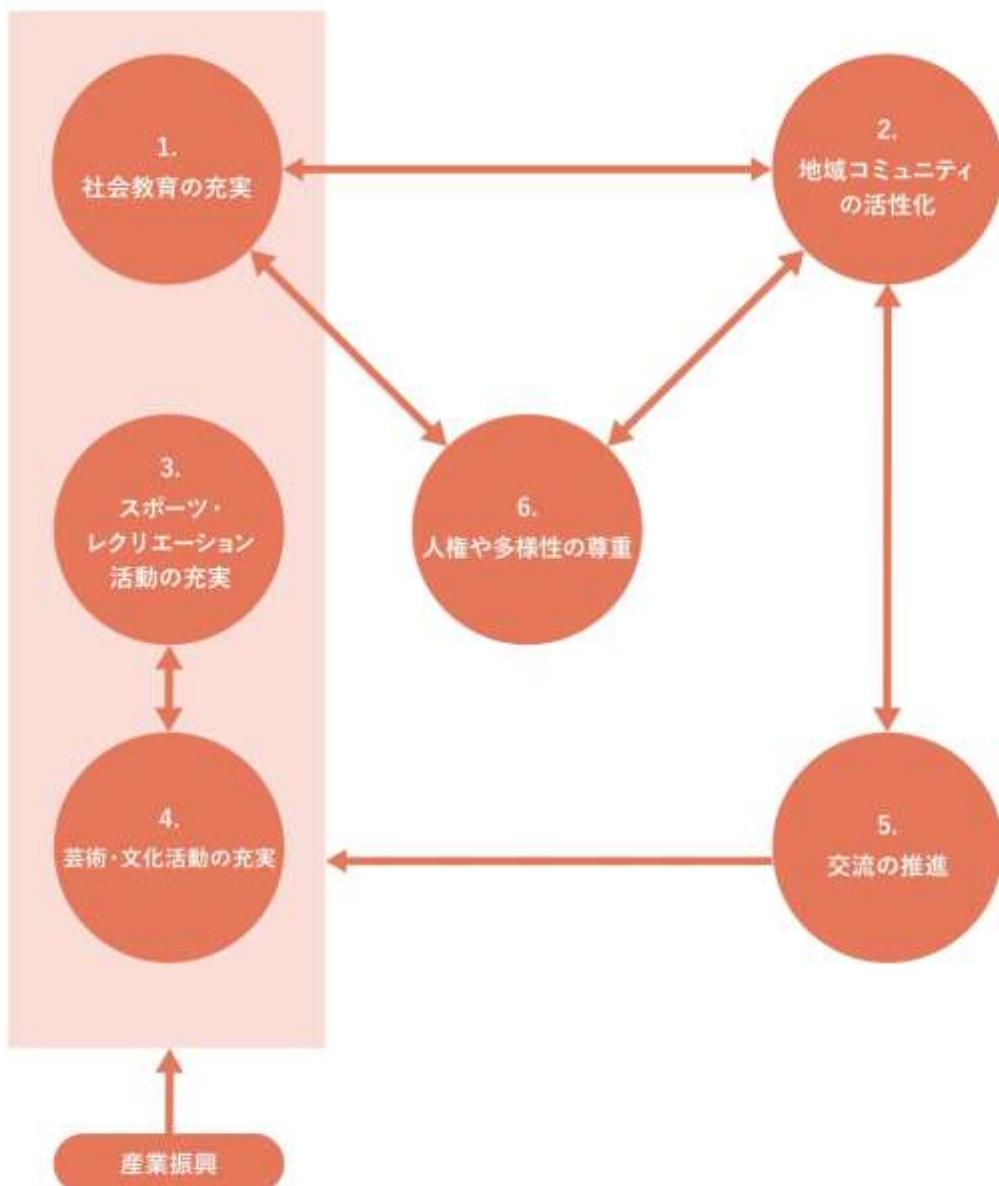
主な関連計画

- ・名護市教育振興基本計画
- ・名護市学校施設長寿命化計画
- ・名護市公共施設等総合管理計画

政策3 楽しみのあるまちづくり【文化・交流】

文化・交流分野では、市民一人ひとりが人権や多様性を尊重するまちづくりを基本としながら、人生100年時代を楽しむために、地域コミュニティの活性化や交流促進を図るとともに、社会教育団体の活動支援や公民館活動、また、スポーツコンベンション誘致も見据えたスポーツ・レクリエーション活動の充実を目指し、6つの施策を展開していきます。

また、文化・交流活動を拡大・推進していくことで、産業振興にも繋げていきます。



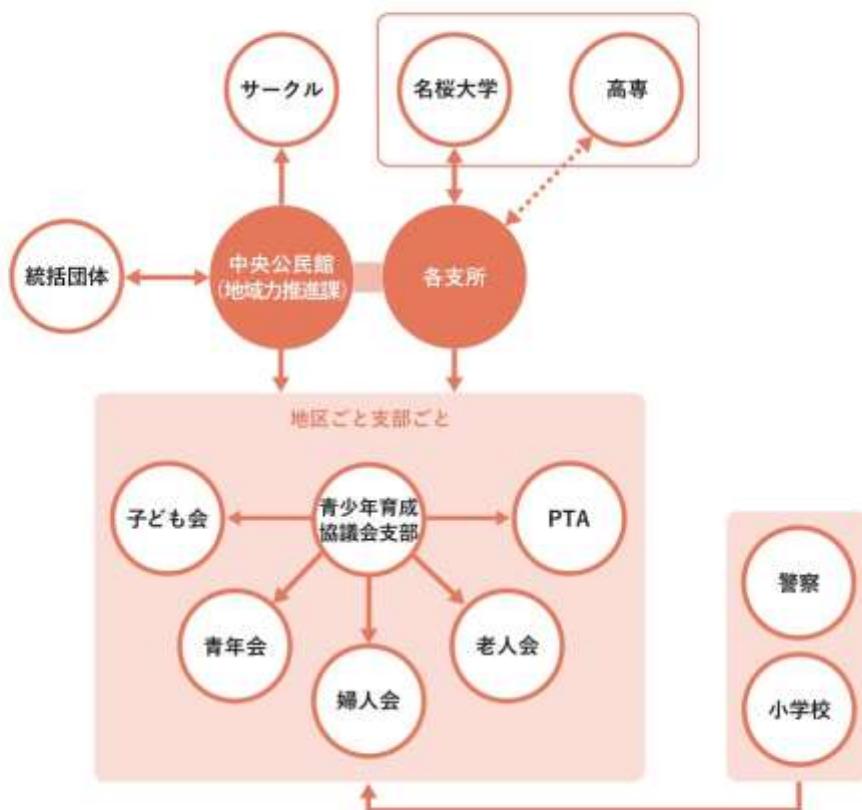
施策 1 社会教育の充実

多様化する暮らしの中で、市民一人ひとりが充実して地域で暮らし続けるには、生涯を通した学びや生きがいづくりといった“楽しみ”を持つことが大切です。

5 地域における社会教育活動のより一層の充実を図るため、地域の社会教育団体の活動を支援します。また、公民館等の社会教育施設を地域住民が多様なニーズに合わせて活用できるよう、支所や社会教育主事等と連携し、活動の展開のサポートと施設機能の充実を図ります。

1. 地域活動の支援
2. 公民館活動の充実

10



施策2 地域コミュニティの活性化

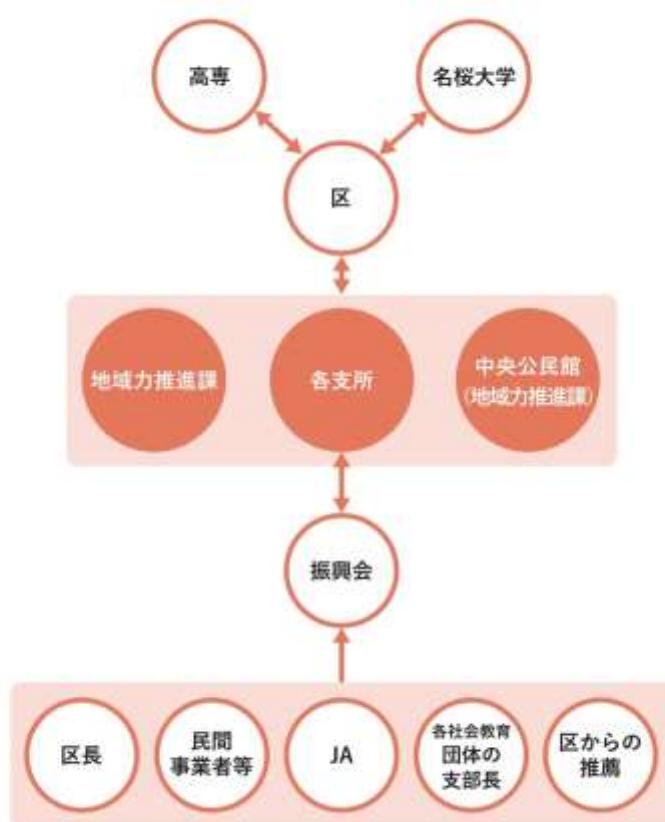
多様化する市民ニーズや地域特性、時代潮流を捉えながら地域づくりを進めていくためには、市民との協働体制が不可欠です。

そのため、市民活動や地域コミュニティ等が自主的に取り組む公共性の高い活動を支援するとともに、多様な主体と連携し、地域の抱える課題解決を図る核となる拠点として、支所・中央公民館の役割を明確化させ、地域の窓口としての機能を強化します。

また、現在実施されている地域事業の目的の整理や検証を行い、事業の自立化を図るとともに、自主防災組織の立ち上げや空き家対策など、新たな社会課題に対応していく体制づくりを目指します。

10

1. コミュニティ活動の充実
2. 地域が主体的に取り組む事業への支援



施策3 スポーツ・レクリエーション活動の充実

いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも気軽に生涯スポーツに親しむことができる社会の実現を目指すとともに、スポーツを通じて市民に夢・希望・勇気・感動を与え、各競技レベルの向上につながるスポーツ環境の整備に取り組みます。

5 また、スポーツを取り巻く環境の変化への対応や、スポーツ大会や合宿等の誘致をはじめとしたスポーツコンベンションによる経済活動の促進など、関係各課が一体となって「スポーツのまち・なご」を推進します。

1. 生涯スポーツの充実
- 10 2. 夢を育む競技スポーツの推進
3. スポーツコンベンションの推進
4. スポーツ施設の整備拡充

15



主な関連計画

- ・名護市スポーツ推進計画

施策 4 芸術・文化活動の充実

名護市に伝わる数多くの歴史的・文化的財産の保全と活用を図るとともに、担い手不足が課題となっている各地域の伝統芸能については、資料等のアーカイブ化を推進します。

また、「名護・やんばる」地域の自然や歴史・文化に関する情報収集・保管・発信などの機能を備えた、総合的なガイダンス拠点となる施設整備を目指します。

図書館や市民会館等の施設については、公民館や支所、他の施設と連携し、それぞれの専門分野や機能を生かしながら、住民のニーズに沿った新たなプログラムの開発に取り組みます。また、市民会館を中心に様々な芸術・文化事業を実施し、市民が身近に芸術文化に触れ親しむことできる創造性豊かなまちづくりを目指します。

10

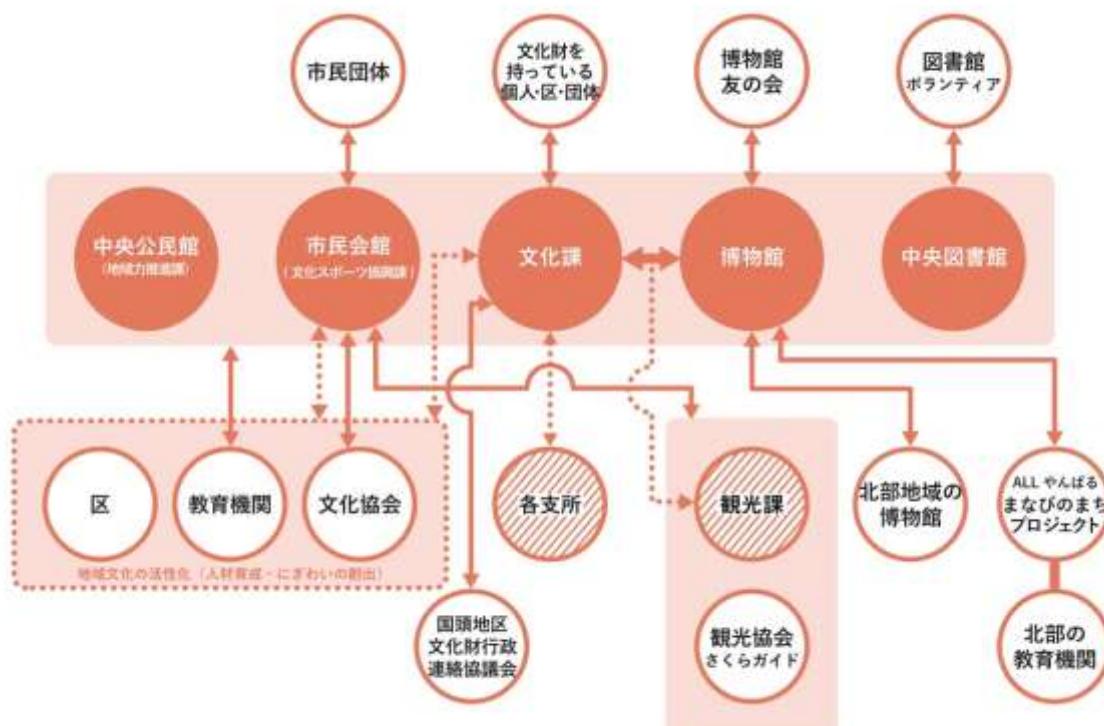
1. 伝統文化の継承と歴史的資料・文化財の保全・活用

2. 博物館運営の充実

3. 図書館機能の充実

4. 芸術文化の振興

15 5. 生涯学習機会の情報提供と生涯学習施設等の連携充実



主な関連計画

- ・名護市教育振興基本計画
- ・名護市子どもの読書活動推進計画
- ・新名護博物館基本計画

施策 5 交流の促進

観光・産業の活性化等を更に進めるため、友好都市を中心に県内外へ名護市の魅力を広く発信し、地域間交流の促進を図ります。

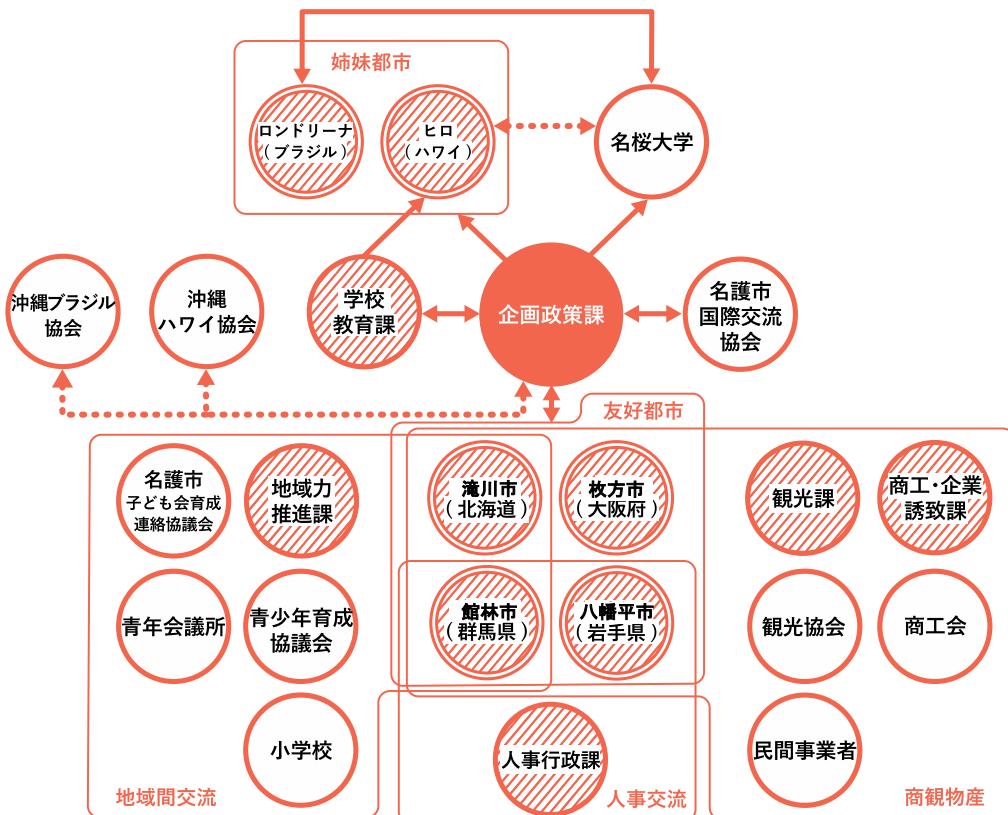
また、名護市では国際交流事業である「世界のウチナーンチュの日」が毎年開催されています。

- 5 市民へのさらなる周知を図るとともに、産学官金の連携による積極的な情報発信と交流促進に取り組みます。

名護市内では、在住外国人や外国人観光客等も急速に増加しており、災害時の対応や、医療・教育面などの生活支援の充実を更に図ります。

- 10 1. 国際交流の促進
2. 地域間交流の促進

15

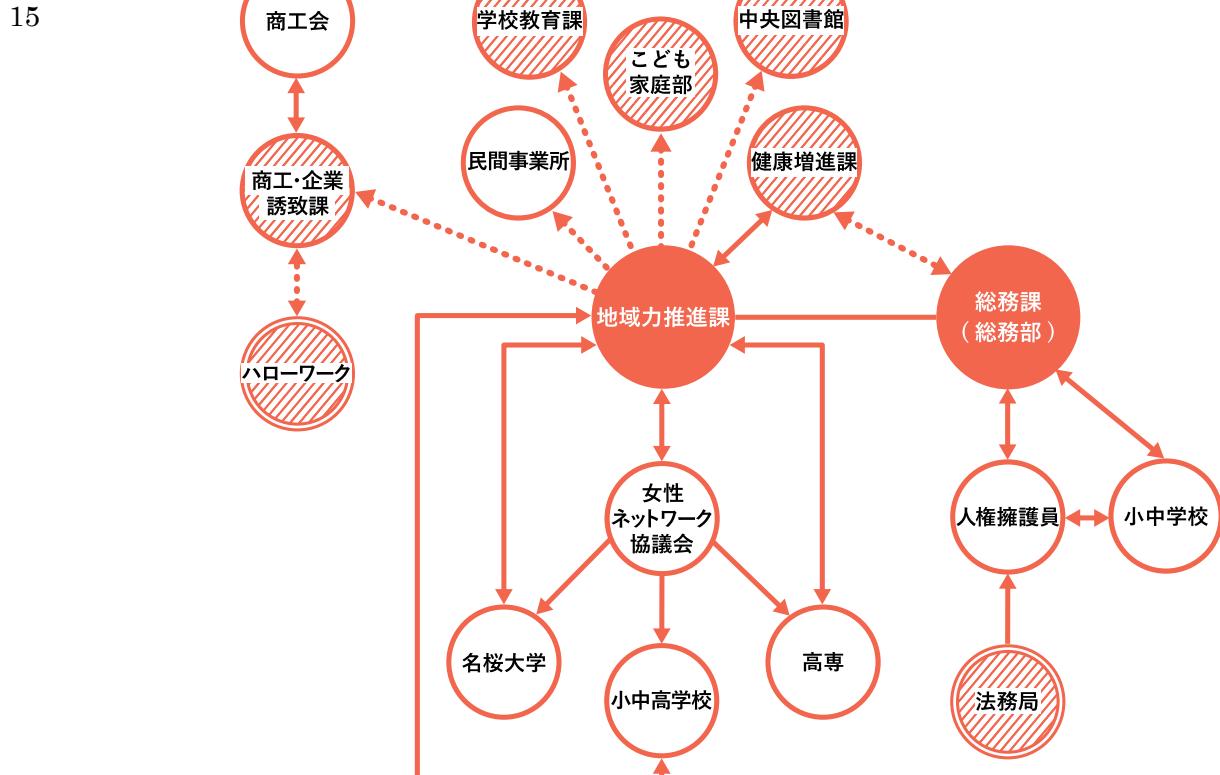


施策 6 人権や多様性の尊重

誰もが安心して充実した生活を送ることができるまちにしていくため、様々な立場への理解を深め、お互いに支え合う社会づくりが必要です。誰もが安心して相談できるよう、各種相談窓口を分かりやすくするとともに、相談支援体制の充実を図ります。

5 また、子どもから大人まで、お互いを大切にする意識づくりに向けて、人権についての学びと啓発の機会、相談事業の充実を図るとともに、人権擁護体制の確立に向けた取組を進めます。更に、様々な制度・施設で反映することで、これらの取組の普及・啓発を進めます。

1. 男女共同参画に向けた意識づくり
- 10 2. 互いの性や人権、文化を尊重しあうまちの実現
3. 男女共同参画に向けた家庭・地域・職場環境づくり
4. 女性の能力発揮促進と人材活用



主な関連計画

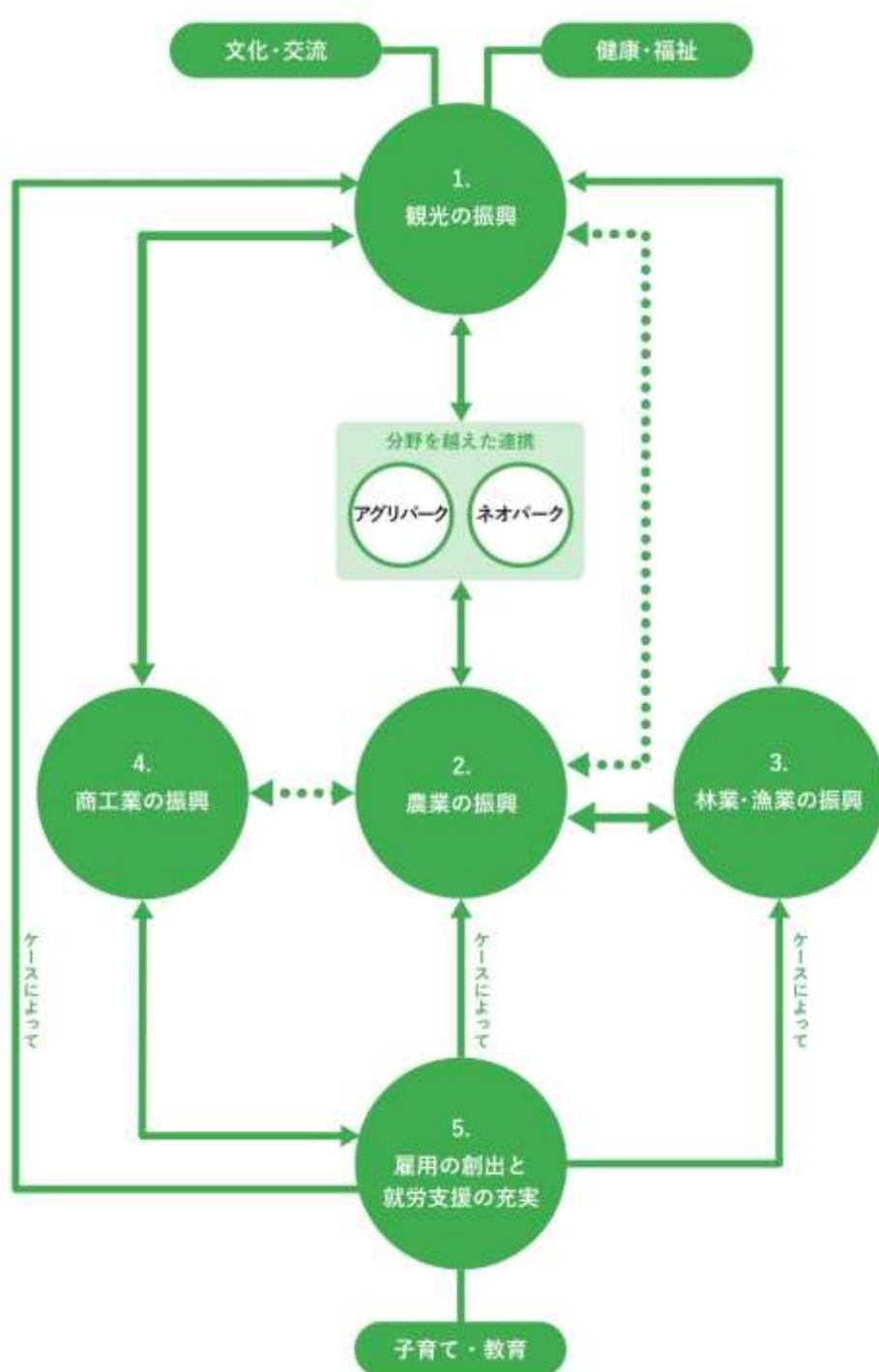
- ・名護市男女共同参画あい・愛プラン
- ・名護市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画
- ・国立療養所沖縄愛樂園将来構想

政策4 活力のあるまちづくり【産業振興】

産業振興分野では、多様化するニーズに対応した地域経済の振興を目指し、5つの施策を展開していきます。

- 商工業と農林水産業の連携や、経済金融活性化特別地区並びに情報通信産業特別地区の強みを生かし、他地域にはない特色あるまちづくりを目指します。また、観光では各産業との連携はもとより、文化・交流や健康・福祉の各分野とも連携しながら、地域経済の振興に寄与する観光振興を図ります。

10



施策 1 観光の振興

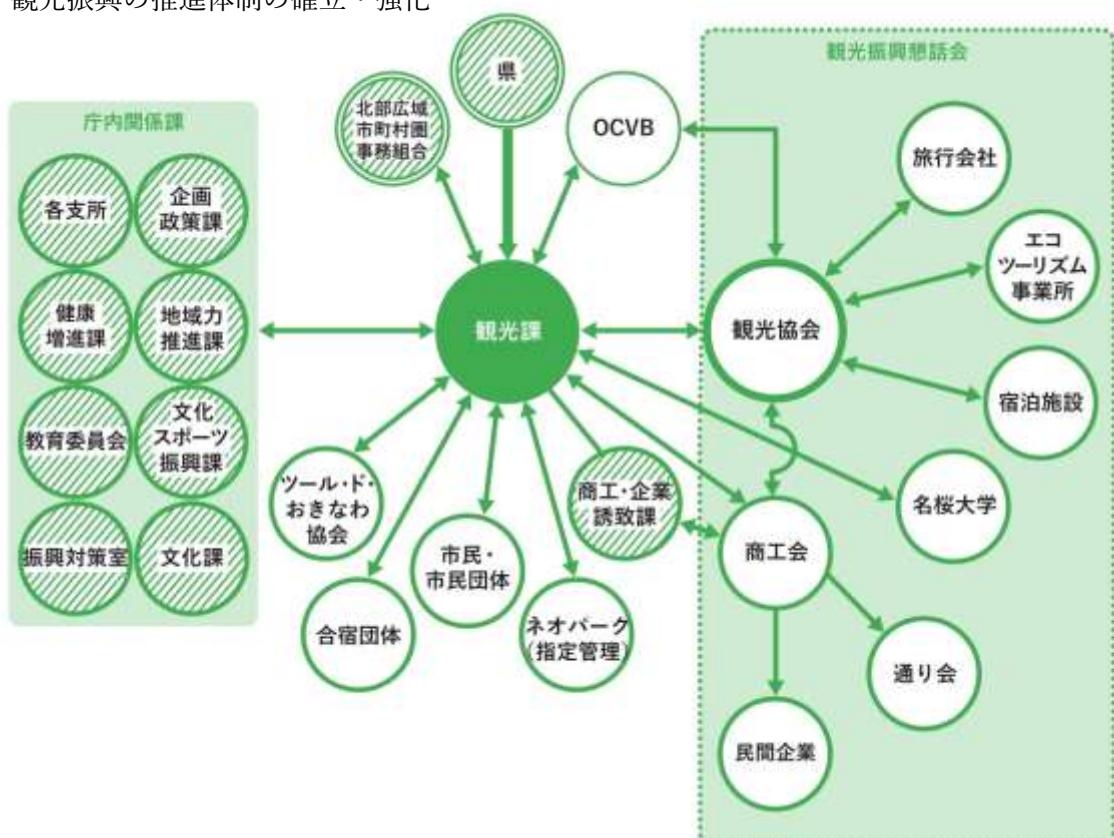
市民や事業者、関係機関等と連携し、名護市の豊かな自然環境や歴史・文化など、多様な地域資源を活用した滞在促進メニューの創出、外国人観光客の受入体制の充実、やんばる観光の拠点として北部広域連携による観光推進体制の強化等に取り組みます。

5 また、観光は、旅行業や宿泊業にとどまらず、小売業や飲食業、農林水産業、製造業など、様々な産業への波及効果のある複合産業であり、地域の振興や産業・雇用の創出等に大きな役割を果たしています。地域経済の活性化に寄与する効果的な観光施策の実施に向け、経済効果の低い既存の観光施策やイベントの再整理・改善を進め、多様な主体が連携した観光推進体制の構築を推進します。

10

- 1 市内への滞在促進
2. 多様なツーリストの受入体制の充実
3. マーケティングプロモーションの充実
4. 観光振興の推進体制の確立・強化

15



*1_OCVB とは、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローの略。沖縄観光の強力かつ効率的な推進体制を再構築するため設立された「官民一体型」の推進母体。国内外における誘致宣伝事業の展開及び受入体制整備事業の推進や観光・リゾート関連産業の人材育成、各種イベントなどを実施。

主な関連計画

- ・名護市観光振興基本計画
- ・名護湾沿岸基本構想

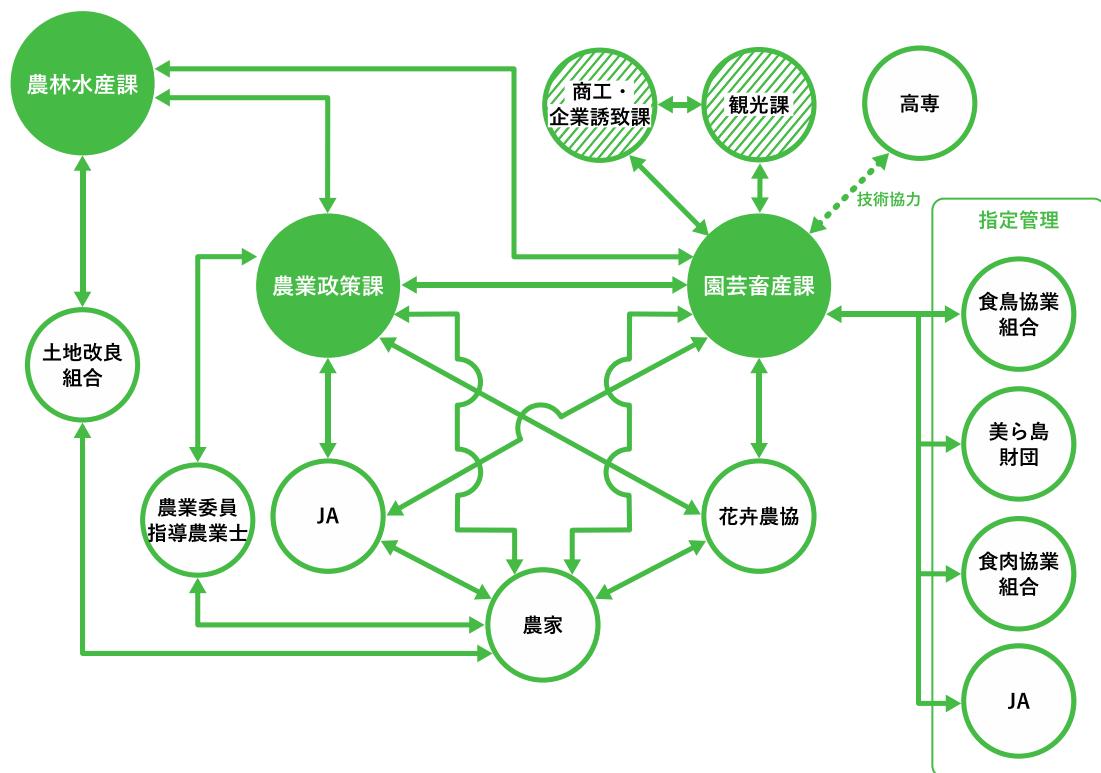
施策 2 農業の振興

豊かな地域資源を生かした農業を将来にわたって継承・発展させていくためには、次世代を担う後継者の確保・育成が不可欠です。新規就農者の受け入れ支援に積極的に取り組んでいきます。

また、様々な農業施設の老朽化にも対応し、基盤整備の充実を図ります。

- 5 名護市の特性として、多品目農業が挙げられ、畜産業も盛んです。農業の多様性を生かした地元農作物のブランド化やPRを図るとともに、6次産業化や体験型の観光プログラム化など、他の分野やテーマとの連携を図った取組みを広げていきます。

1. 農業振興に向けた支援体制の強化
- 10 2. 自然環境に配慮した農業生産基盤の整備
3. 農業の多様性を生かす活動の促進



主な関連計画

名護市観光振興基本計画

施策3 林業・漁業の振興

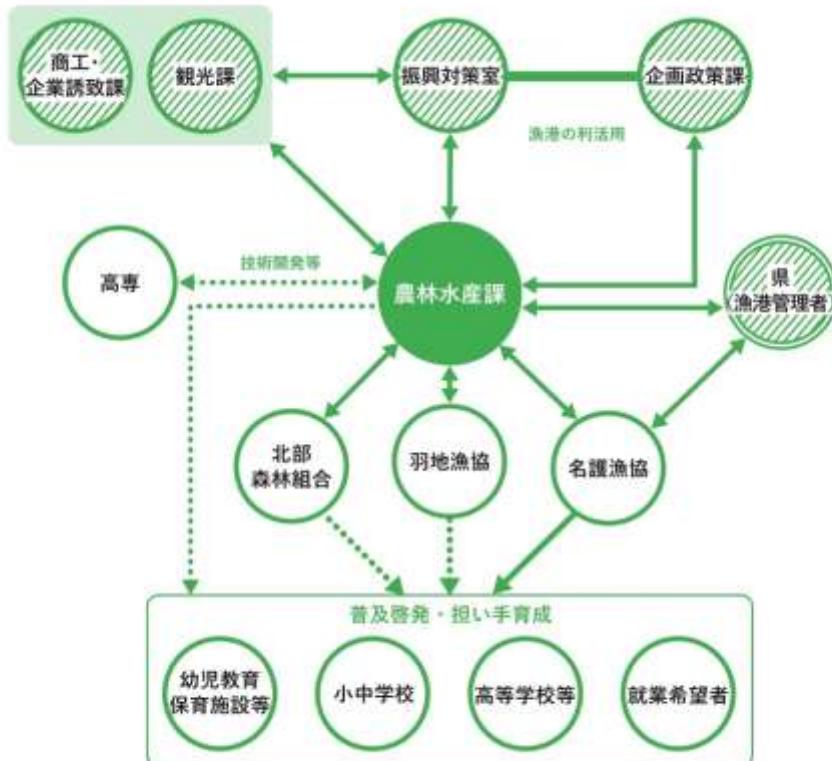
林業については、既存の森林資源を保全・利活用し、持続可能な森林資源循環型林業の構築を目指します。また、伐期を迎えた木質資源のさらなる活用を図るため、新たな林産物の研究・開発を推進します。

5 漁業については、海洋資源を守りながら進める漁業の振興を図るとともに、魚食の普及啓発及び多様な経営への取組による安定した漁業経営の確立を目指します。

また、漁港の利活用を推進するとともに、観光、商工業との連携により、水産物の消費拡大を目指します。

- 10 1. 自然と調和した森林資源の保全
2. 新たな林産物の研究・開発の促進
3. 水産基盤の整備・保全
4. 漁家の経営の安定化及び担い手の育成
5. 名護漁港の利活用

15



主な関連計画

- ・名護市観光振興基本計画 　・名護湾沿岸基本構想

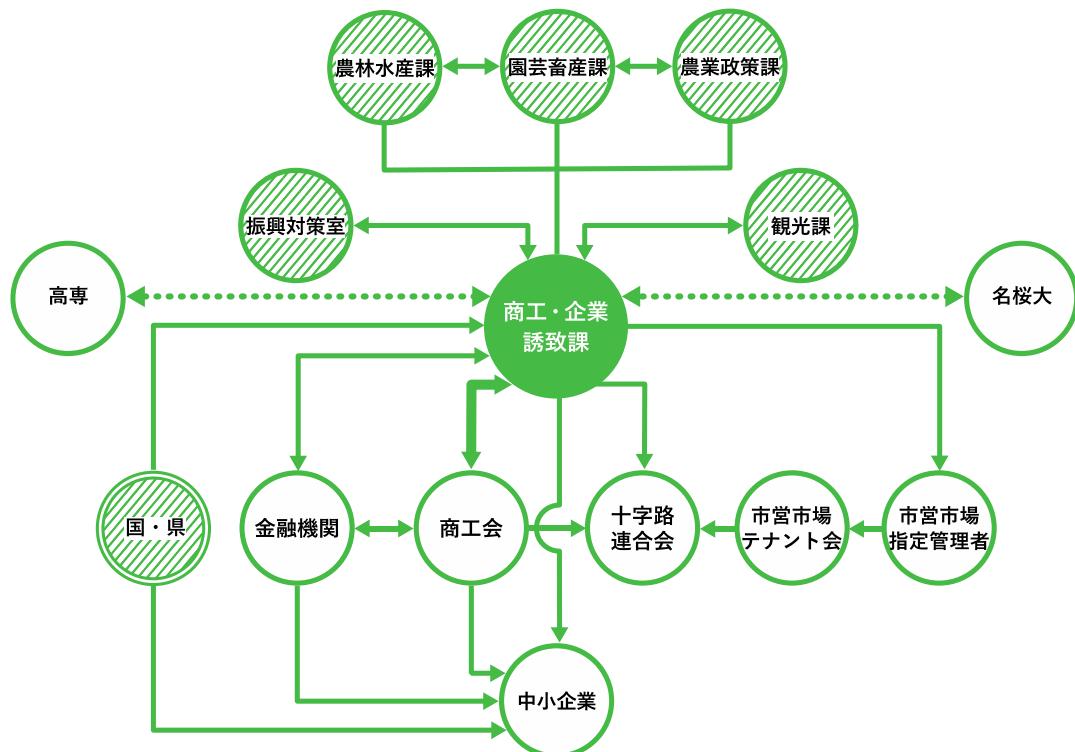
施策 4 商工業の振興

ライフスタイルの多様化や IoT の急速な技術革新など、名護市を取巻く社会潮流を踏まえ、名護市中小企業・小規模企業振興基本条例に示した理念に基づき、地域経済の持続可能な活性化に向けた取り組みを行う必要があります。

5 そのため、特産品の魅力発信を図るとともに、地域資源を活かした商品開発や販路拡大など、地域ブランドの確立を目指した取組を進めます。また、市内の企業や事業者の安定した経営に向け、国・県、金融機関等と連携し、支援体制の強化を図ります。

更には、若者や多様な人が集う魅力あるまちづくりを進めるため、中心市街地への商業の集積、観光需要の取り込みなど、歩いて楽しめるような市街地の賑わいづくりの取り組みや空き家・店舗の活用など、商工会や各種活動団体と連携した取り組みを強化します。

- 10 1. 中小企業・小規模企業等への支援・育成の充実
2. 中心市街地への商業の集積・活性化と機能の拡充
3. 地域資源を活用した地産品開発と販路拡大
- 15 4. 商工会の強化及び各種活動団体の活性化
5. 製造業等の新たな展開



主な関連計画

- ・名護市中小企業・小規模企業振興ビジョン
- ・名護湾沿岸基本構想

施策 5 雇用の創出と就労支援の充実

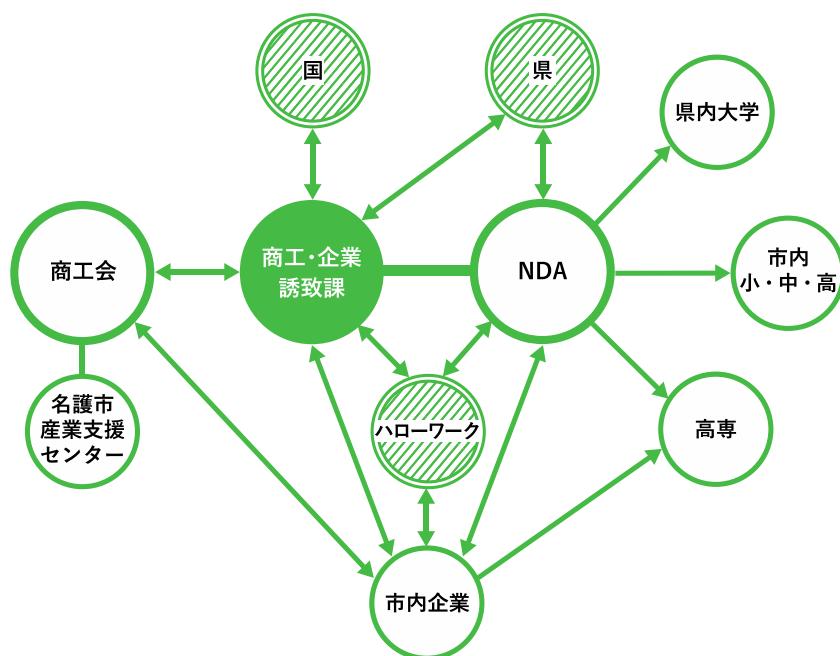
これまで、特区への企業誘致を重点的に取り組んできましたが、今後は、企業の成長や人材確保・育成に対する支援が更に求められます。経済状況や社会ニーズが年々変わっていく中で、変化に対応して産業を創出する人材の育成は、より重要度を増しています。

- 5 ハローワークとの連携を強化するとともに、やりがいをもって新たなチャレンジができる機会づくりに取り組みます。

また、学生を含めた人材確保を更に進めていくためにも、大学・高専での出張授業等を積極的に行い、市内の企業への就職や起業支援に取り組みます。

- 10 1. 産業を創出するための人材育成
2. 产学官金及び産業間の連携強化
3. 金融・情報通信関連企業の立地促進
4. 新たな起業への支援
5. 中小企業・小規模企業等の振興

15



*1_NDA とは、特定非営利活動法人 NDA の略であり、金融（経済金融活性化）・情報特区の推進を一元的に担う専門組織として設立した名護市の外郭団体。名護市の特区関連施設の指定管理及び企業支援活動による人材育成業務やキャリア教育等を実施。

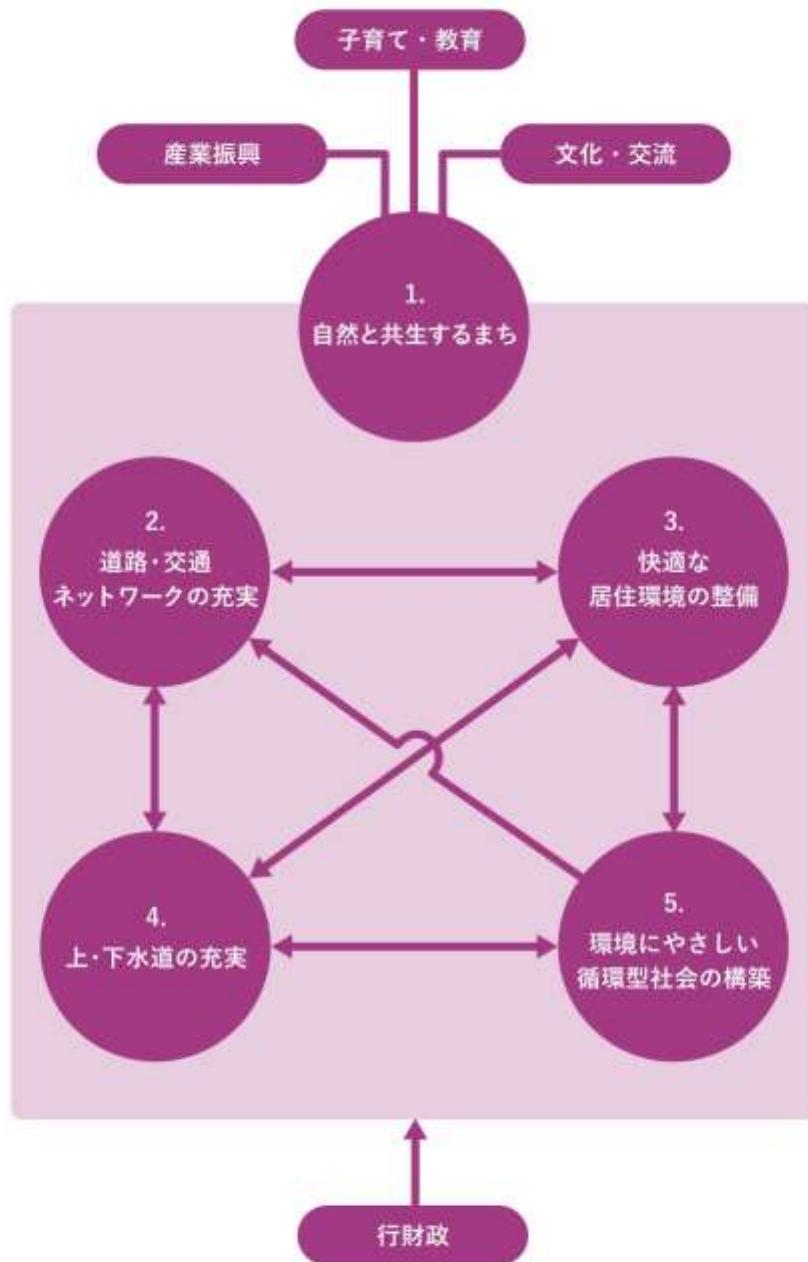
主な関連計画

- ・金融・情報通信国際都市形成計画
- ・名護市中小企業・小規模企業振興ビジョン

政策5 暮らしやすいまちづくり【都市基盤・生活環境】

市民も来訪者も「住んでみたい」「住み続けたい」と思えるまちを目指していくため、都市基盤・生活環境分野では、名護市の豊かな自然との共生を基本とし、循環型社会の構築と、道路・交通ネットワークや上・下水道、住環境の整備を図る5つの施策を展開していきます。

- 5 また、自然との共生を図っていくためには、子育て・教育や文化・交流などの分野とも連携を図ることが不可欠となります。

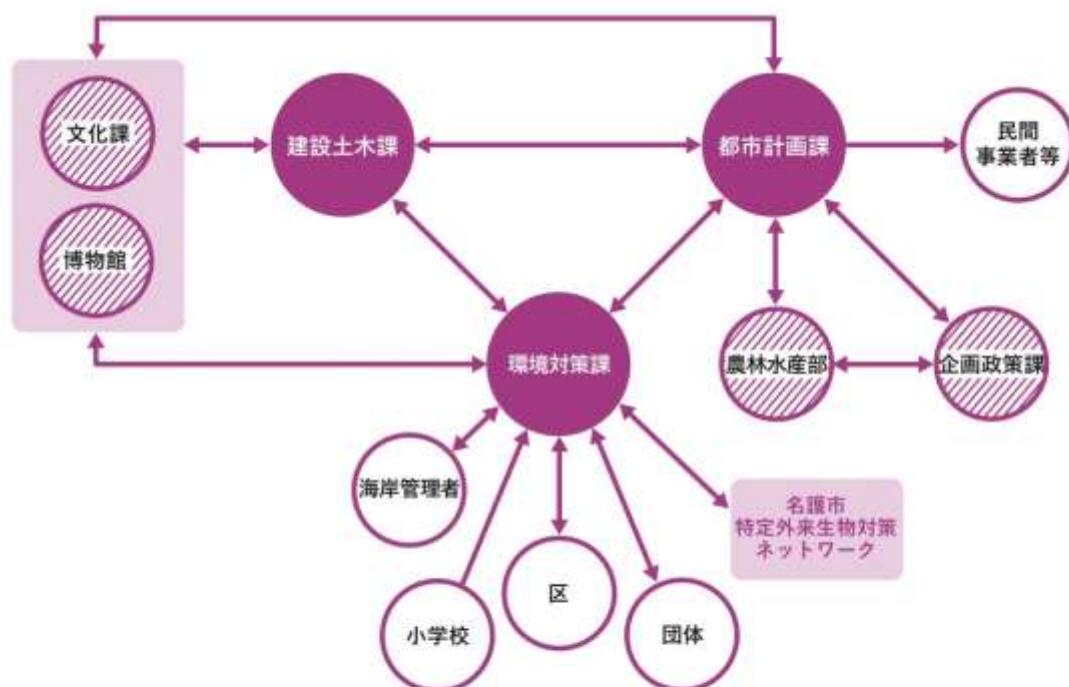


施策1 自然と共生するまち

名護市の美しく豊かな自然環境は、貴重な財産であり、市民がお互いに連携して守り、育てていくことで、次の世代へと受け継いでいくことができます。市民の理解促進を図り、自然環境と調和した適正な土地利用の誘導を進めます。

- 5 自然環境の保全・回復に向けては、外来種による在来動植物への悪影響が懸念されており、特定外来生物の種や生息範囲は更に増加傾向にあり、これらの対応に取り組みます。また、環境保全活動については、地域、学校や各団体等と連携し住民参加を促進していきます。

1. 自然環境と調和した土地利用の適正な規制・誘導
- 10 2. 自然環境の保全・回復に向けた取組の推進



主な関連計画

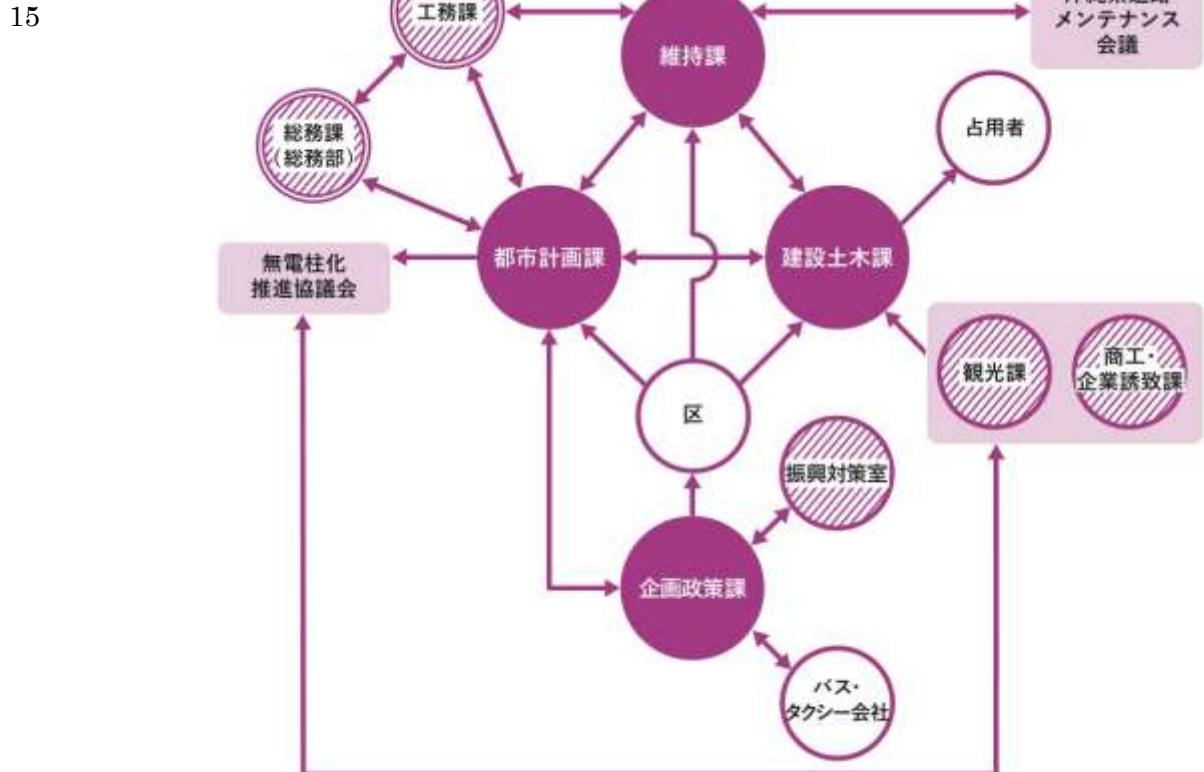
- ・名護市景観計画
- ・名護市環境基本計画
- ・名護市一般廃棄物処理基本計画
- ・名護市みどりの基本計画
- ・土地利用調整基本計画
- ・国土利用計画（沖縄県）

施策2 道路・交通ネットワークの充実

市民の暮らしを支える市内の道路や橋梁などの公共インフラは、利便性の向上だけでなく、安全を確保していく維持管理も不可欠です。計画的かつ効率的・効果的に道路や橋梁の整備・管理を進めます。また、交通マナーの普及活動など、ソフト面でも安心で快適な道路環境の充実を図ります。

高齢化が進む中、市民の生活を支える基盤として、公共交通の重要性はますます高まっています。市民ニーズに対応した公共交通の利便性の確保を図るとともに、交流・観光・物流のニーズにも対応した基盤整備を図ります。

- 10 1. 計画的かつ効率的・効果的な道路整備及び適切な維持管理の推進
2. 安心・快適な道路環境の整備
3. 公共交通の利便性の向上



主な関連計画

- 名護市道路整備プログラム
- トンネル長寿命化修繕計画
- 名護湾沿岸基本構想
- 名護市道路補修計画
- 大型カルバート長寿命化修繕計画
- 橋梁長寿命化修繕計画
- 無電柱化推進計画（国）

施策3 快適な居住環境の整備

市民の暮らしを支える基盤をつくり、快適に定住できる環境を整えることが大切です。中心市街地の整備など、都市基盤の整備を計画的に進めるとともに、名護市の歴史的な景観の維持・継承に向けて、市民や開発事業者の理解と意識向上に向けた普及・啓発に取り組みます。

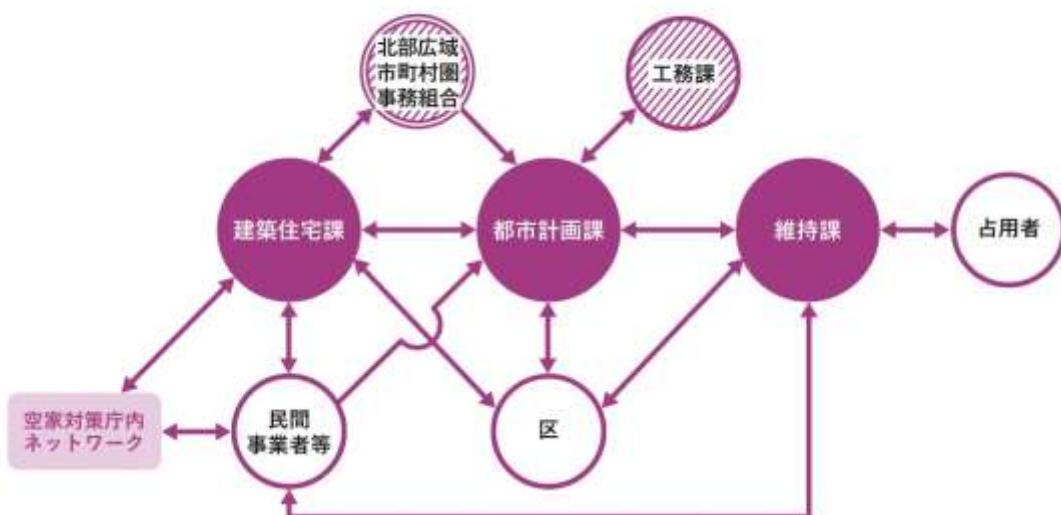
- 5 公園については、老朽化した遊具などの安全管理を図るとともに、公園管理の市民参加など、市民の利用促進を図る取組を広げます。

住まいについては、多様化・深刻化する空家問題に対して、市・地域・事業者等が相互に連携して空家等対策を図り、市営住宅については計画的な新規建設・建替え・改善等を図るとともに適切な維持管理に努めます。

10

1. 都市基盤の整備
2. 景観行政の推進
3. 公園の整備推進と維持管理の充実
4. 総合的・計画的な住宅政策の推進

15



主な関連計画

- ・土地利用調整基本計画 ・名護市景観計画
- ・名護市みどりの基本計画 ・名護市住生活基本計画
- ・名護市公営住宅等長寿命化計画 ・名護市空家等対策計画 ・名護市防災計画
- ・国土利用計画（沖縄県）

施策 4 上・下水道の充実

水道事業と下水道事業の組織統合により、市民サービスの向上、事務の効率化等が期待できます。今後ますます市民に対して安全な水を安定的に供給するとともに、適切に生活排水を処理することで、環境に優しく、衛生的なまちづくりを進めます。

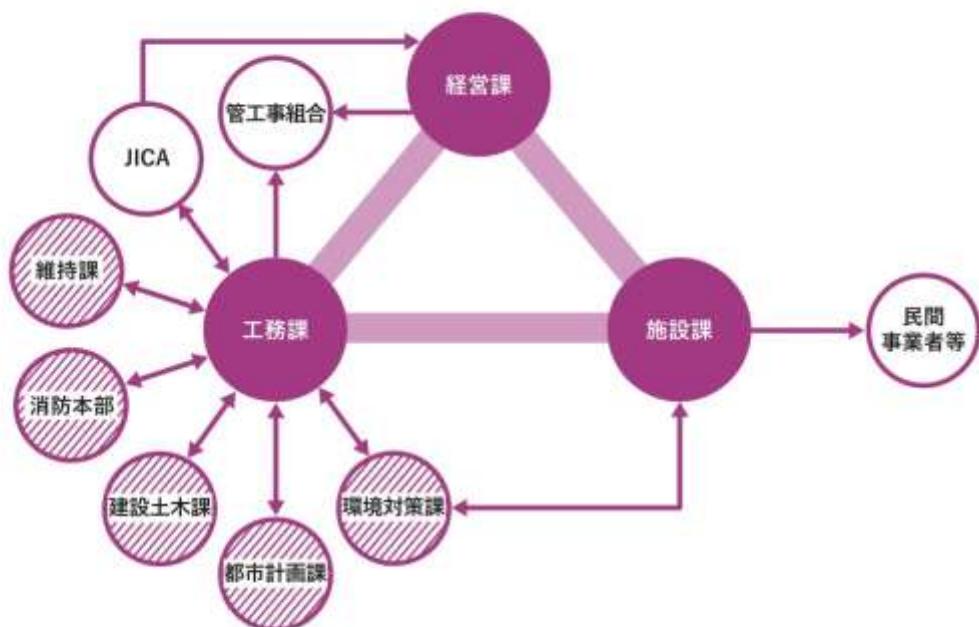
5 上・下水道事業の健全な運営や施設の整備・維持管理、水資源の安定的確保と有効利用、老朽化している施設の計画的な更新、下水道における不明水対策等を図ります。また、災害時に備え、危機管理訓練や施設での救命体制等の検証に取り組みます。

名護市はこれまで、大洋州諸国（オセアニア）からの水道技術習得のための研修員の受け入れや、サモア水道公社への技術協力を行っており、今後も引き続き、国際協力に取り組みます。

10

1. 上・下水道の健全な運営
2. 計画的な拡充整備及び施設更新
3. 国際協力の推進

15



主な関連計画

- ・名護市水道整備計画（名護市地域水道ビジョン）
- ・沖縄県汚水再生美ら水プラン
- ・名護市ストックマネジメント計画
- ・名護市公共下水道事業変更計画書
- ・名護市特定環境保全公共下水道事業変更計画書

施策 5 環境にやさしい循環型社会の構築

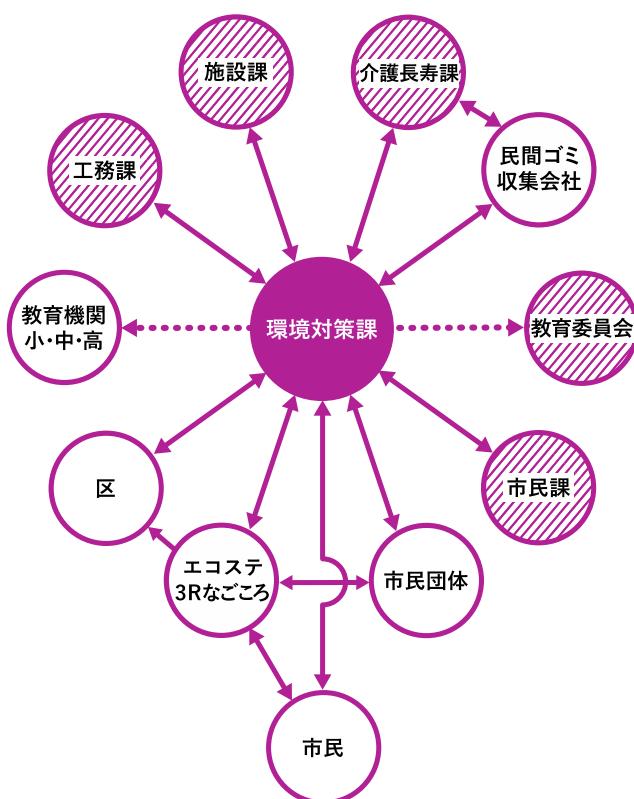
名護市は、美しく豊かな自然環境や史跡、景観など、様々な恩恵を受け継いでいます。こうした貴重なまちの財産を次の世代へ継承するため、環境への理解を深め、ごみの発生抑制や再資源化への意識の向上、循環型エネルギー等の導入や普及啓発に取り組みます。

5 また、市民・事業者・各種団体等と行政がそれぞれの役割を認識し、協働で循環型社会の構築に向けて取り組みます。特に、ごみの発生抑制や再資源化については、ごみの分別や不法投棄に関する知識を深め、市民一人ひとりが意識的にアクションを起こせる活動を図っていきます。

斎場については、修繕等を施し市民の利用ニーズに応えられるよう維持管理に努めるとともに、新たな斎場の整備に向けて取り組みます。

10

1. 環境意識の普及・啓発
2. 循環型社会の構築に資する人材の育成
3. ごみの発生抑制・再資源化の促進と廃棄物の適正処理
4. 循環型エネルギーの導入・普及促進
- 15 5. 斎場の維持管理と整備



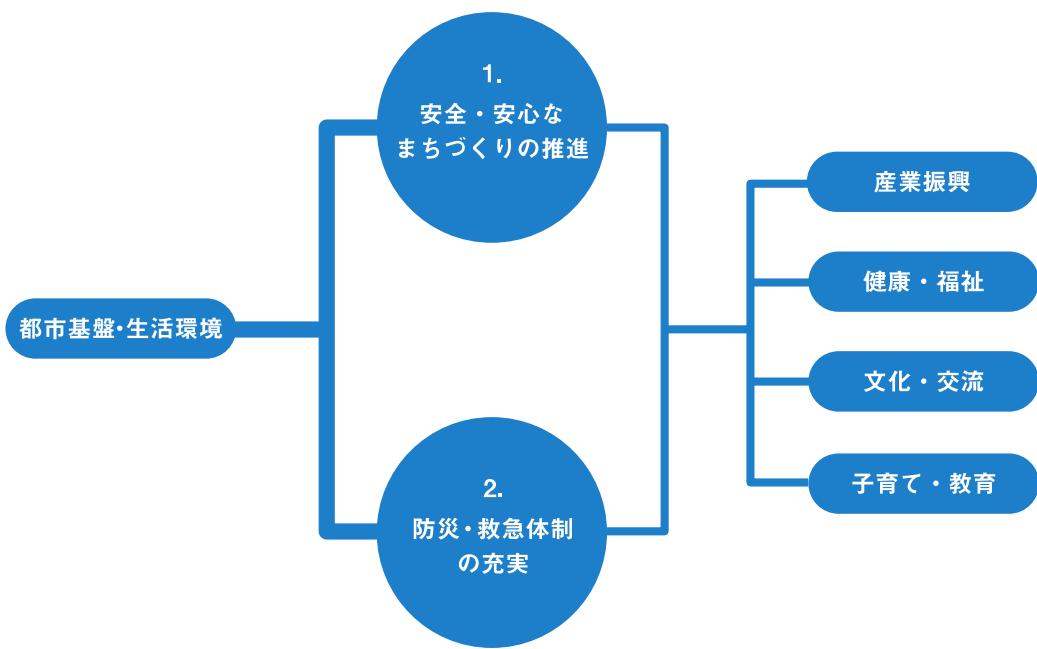
主な関連計画

- ・名護市環境基本計画
- ・名護市一般廃棄物処理基本計画

政策 6 安全・安心なまちづくり【防災・安全】

地震や津波、台風などの自然災害並びに交通事故及び犯罪など、日常生活を脅かすあらゆる事態への対策について、2つの施策を展開していきます。

都市基盤・生活環境をはじめ各分野と密接に連携を取りながら、防災体制の構築を図るとともに、市民をはじめ来訪者も安全で安心できるまちづくりを推進します。



施策1 安全・安心なまちづくりの推進

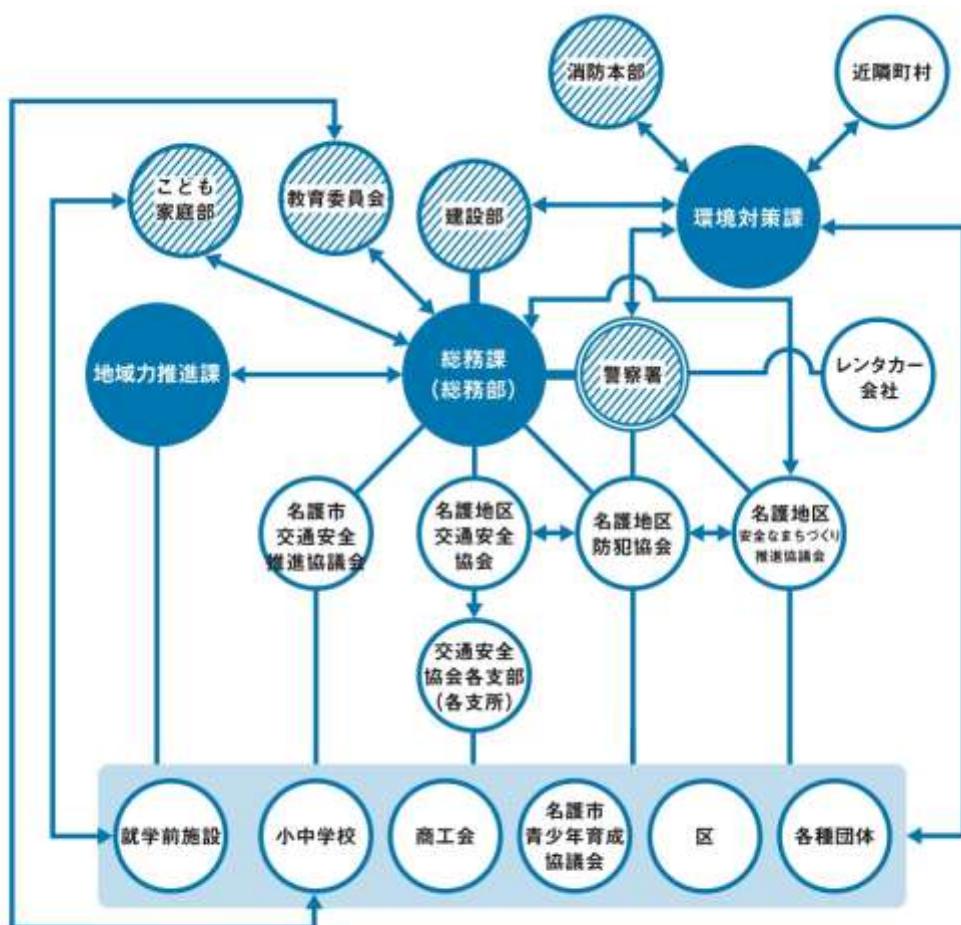
交通安全対策については、警察や交通安全協会と連携し、交通安全の啓発を推進するとともに、近年課題となっている、高齢者の安全運転普及活動の啓発や、観光客に対して危険箇所や生活道路に侵入しないことに対する周知・啓発についての取組みを強化します。

5 防犯対策については、地域コミュニティの力で防犯が成り立つよう、防犯カメラの活用も含め、関係機関等と連携し、地域防犯力の向上に取り組みます。

野犬や野良猫等の対策については、地域が一体となって対応できるよう、市民への生態系や飼育に関するモラル・啓発活動に取り組みます。

- 10 1. 交通安全対策の推進
2. 防犯対策の強化
3. 野犬・野良猫・ハブ・害虫等の対策強化

15



主な関連計画

- ・名護市環境基本計画

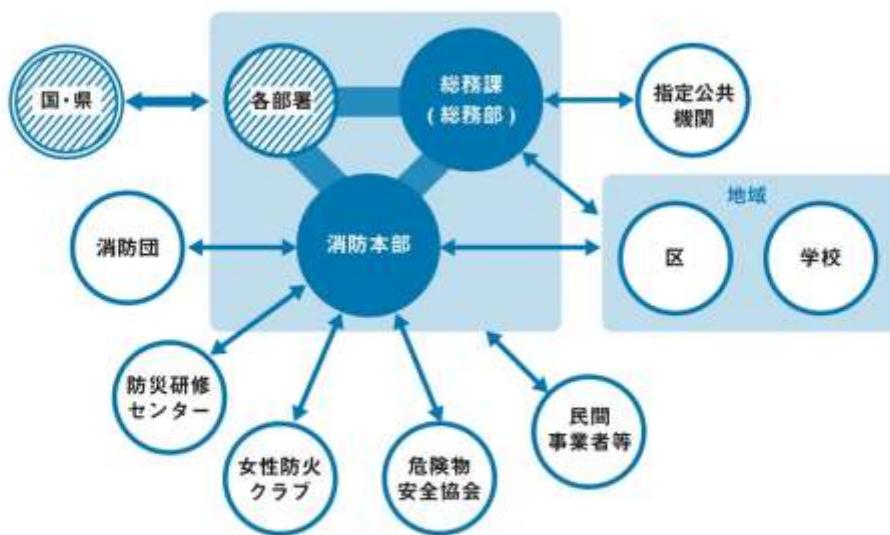
施策 2 防災・救急体制の充実

市民の生命や身体、財産を災害等から守るため、市民・地域・行政・関係機関が連携して消防・救急・防災体制の強化を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

- 5 防災に関する情報伝達手段の確保や住宅防火対策の推進、違反対象物に対する公表制度の実施、消防団のさらなる充実、救急救命講習の受講者増に向けた取組、平素から市民一人ひとりの防災意識を高める取組等を通じて、さらなる体制強化を図ります。

各地域においては、住民や事業者と連携し、自主防災組織の立ち上げと育成をはじめ、地域が主体となった防災体制の構築を促進します。

- 10 1. 消防・防災体制の整備・充実
2. 救急救助体制の充実
3. 地域防災力の向上



主な関連計画

- ・名護市地域防災計画
- ・名護市国民保護計画

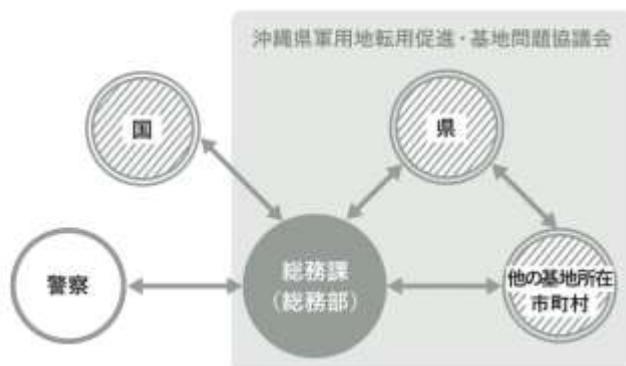
政策7 基地問題への対応【基地】

市民の安全・安心を守る立場から、基地から派生する騒音被害や米兵等による事件・事故などの基地問題全般について、市民の暮らし、産業活動等の生活環境及び自然環境に著しい影響を及ぼすことがないよう、関係機関等とも連携して取り組みます。

5

1. 基地から派生する騒音被害等への対応
2. 軍人・軍属等による事件・事故等に対する対応

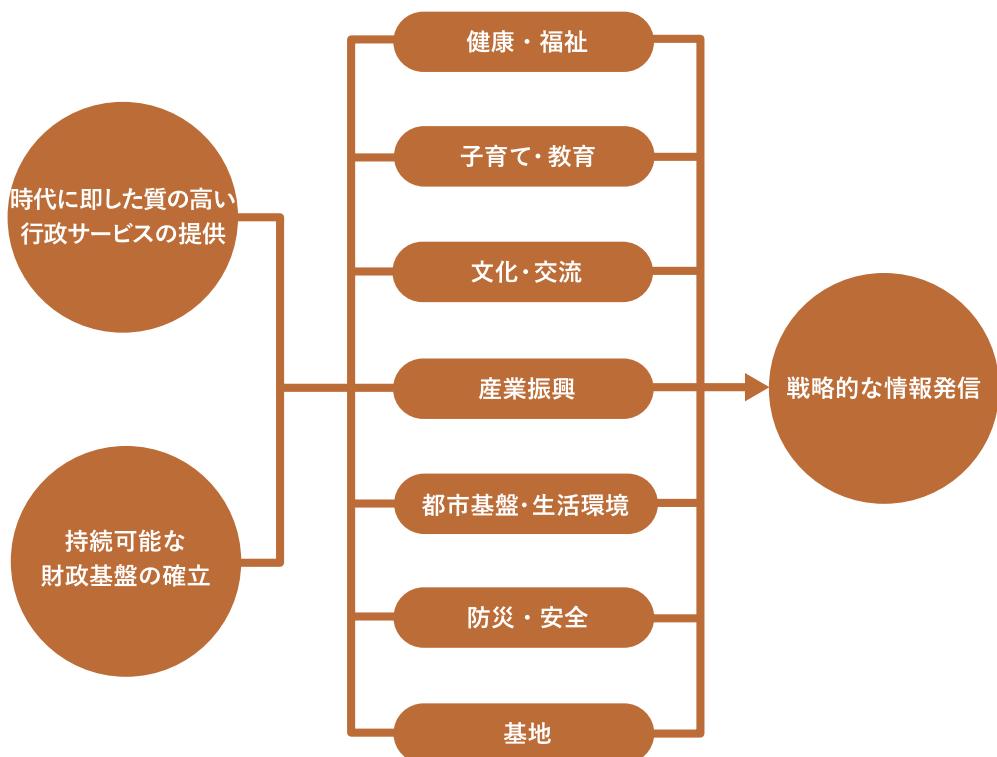
10



● 全体を支えるための体制づくり

7つの分野の各施策を円滑に実施するため、行政が中心となり、戦略的な情報発信や質の高い行政サービス、持続可能な財政運営の3つの施策を展開していきます。

- 戦略的な情報発信については、「住みたい」「訪れたい」というまちの魅力を高め、県内外に積極的にPRするため、行政と市民、関係機関等が連携・協働し、各分野における名護市の強みを生かして取り組みます。



一. 時代に即した質の高い行政サービスの提供

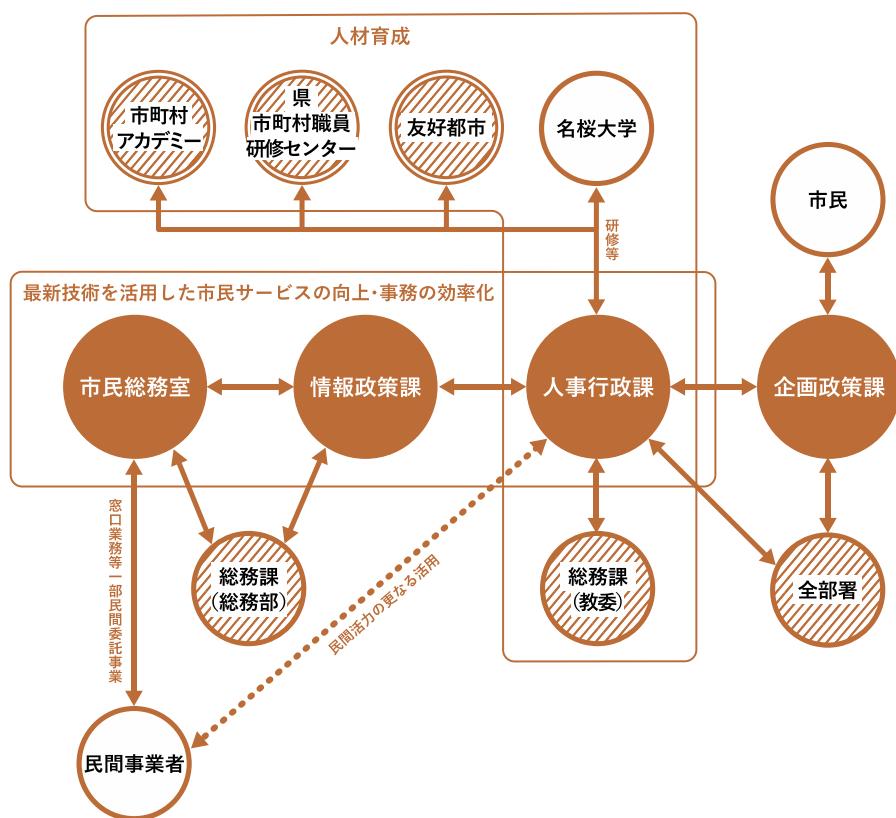
厳しい財政状況の中、今後ますます多様化・高度化する市民ニーズや新たな行政課題に的確に対応するためには、効率的・効果的で質の高い行政サービスの提供を図る必要があります。

行政が担うべき役割の重点化を図り、徹底した事務事業の見直し・改善と実質的な効果を踏まえた政策の立案、最新技術を活用した市民サービスの向上に努めるとともに、「民間にできることは民間に委ねる」ことを基本とした民間活力の活用の推進を図ります。

また、簡素で効率的な組織体制の構築を図るとともに、各種研修制度の充実を図り、職員一人ひとりの資質の向上に努めます。

- 10 1. 行政が担うべき役割の重点化と民間活力の活用
2. 最新技術を活用した市民サービスの向上と事務の効率化
3. 時代の変化に対応可能な人材の育成
4. 簡素で効率的な組織体制の構築

15



主な関連計画

- ・名護市公共施設等総合管理計画
- ・名護市職員育成基本方針

一. 持続可能な財政基盤の確立

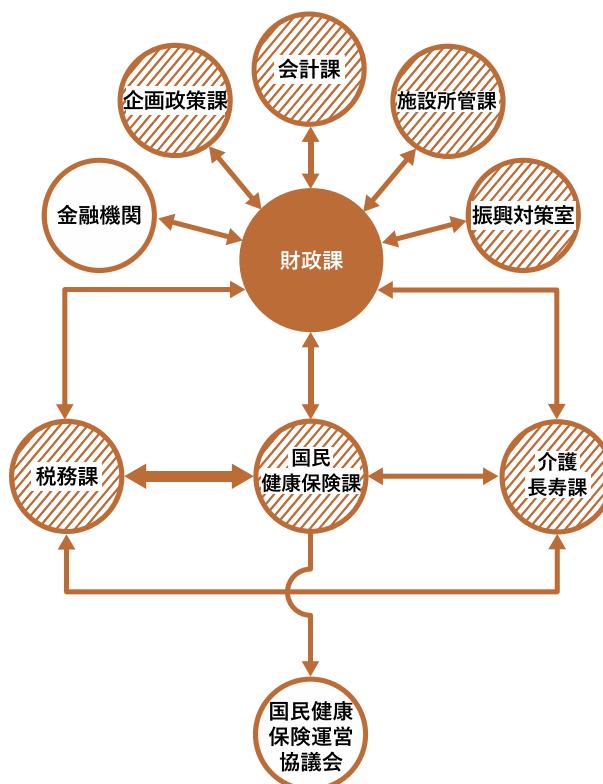
生産年齢人口の減少による税収入等の減少や高齢化の進行による社会保障費の増大、老朽化した公共施設の維持管理・更新費の確保など、今後ますます厳しい財政状況が予想されます。

そのため、中長期的な財政推計を踏まえた財政運営や新たな予算編成手法の構築など、財政運営の健全性の確保を図るとともに、経費の節減や事務事業の見直しの徹底などによる歳出の削減を図ります。また、企業誘致及びそれに伴う雇用の創出を図り、市税等の適正な賦課や滞納整理の徹底などにより、歳入の確保・増加に努めます。

公共施設等については、計画的な保全による長寿命化の推進や適正配置、効果的・効率的な管理運営と資産活用などを図ります。

10

1. 財政運営の健全性の確保
2. 歳出削減への取組
3. 歳入確保への取組
- 15 4. 公共施設等の適切な管理



主な関連計画

- ・名護市中期財政計画
- ・名護市公共施設等総合管理計画
- ・あけみお福祉プラン

一. 戰略的な情報発信

名護市が「選ばれるまち」となるよう、市民や関係機関等と連携・協働し、「新しい時代の小さな世界都市」として、名護市の魅力を積極的にPRしていきます。発信した情報を世界へ確実に届けるため、従来の広報誌や市ホームページのみならず、SNSなどあらゆるツールや手法を用いた戦略的な情報発信を行います。

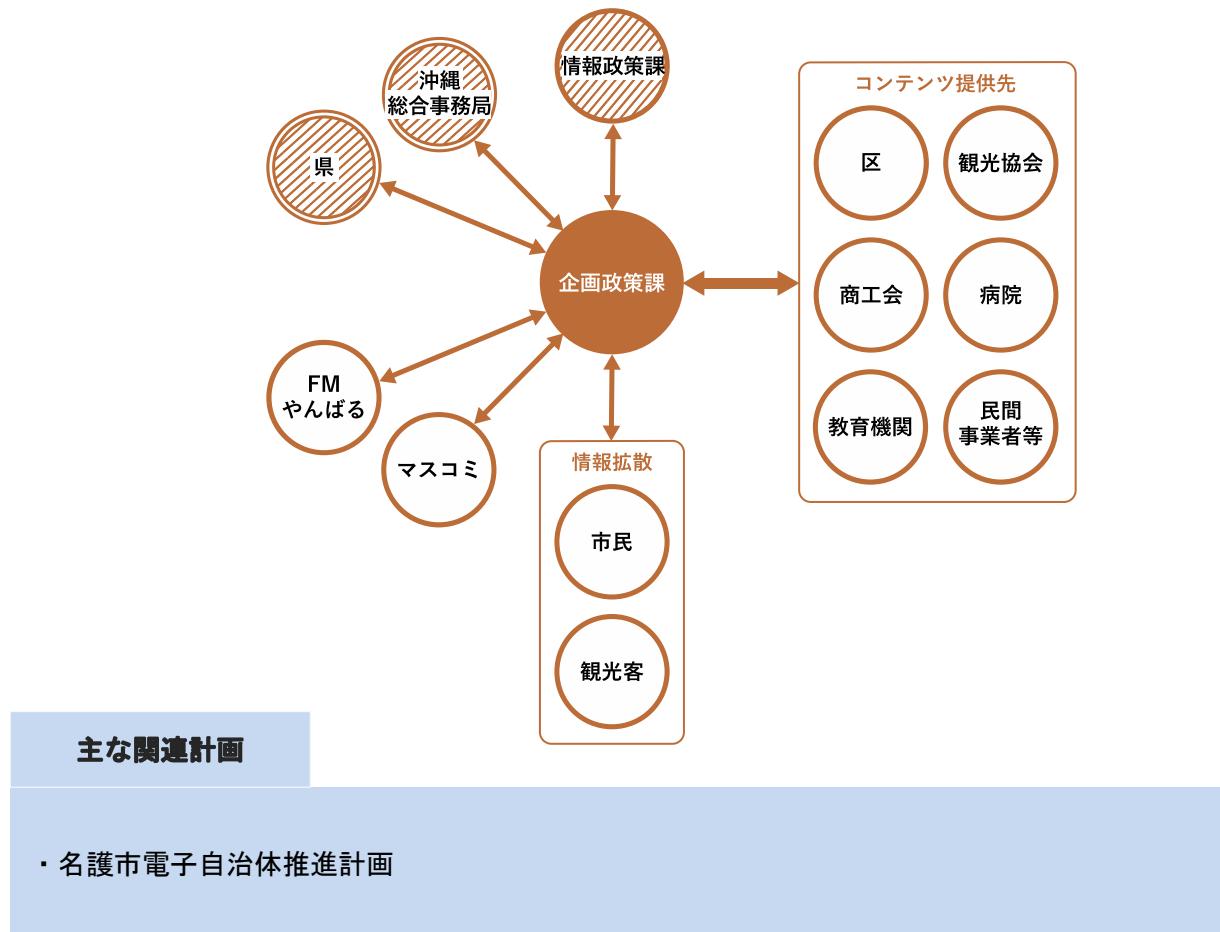
また、協働のまちづくりを推進するに当たっては、市民との市政情報の共有化が前提となります。市民のひろば等の紙媒体では、市民に読みやすく、親しまれる紙面づくりに取り組むとともに、市ホームページ等のウェブサイトでは、アクセシビリティ^{*1}についても配慮して、市政情報を迅速に分かりやすく発信していきます。

10

1. シティプロモーション^{*2}_の推進
2. "伝わる"情報発信

*1_アクセシビリティとは、高齢者や障がい者なども含めたあらゆる人がウェブで提供されている情報や機能を支障なく利用できること。

*2_シティプロモーションとは、地域を持続的に発展させるために、地域の魅力を地域内外に効果的に訴求し、それにより、人材・物財・資金・情報などの資源を地域内部で活用可能としていくこと。



第4部 地区別計画

1 地区別計画の概要

第5次名護市総合計画の策定においては、市民ヒアリングや地区別ワークショップ「よってたかってゆんたく」、市民アンケートなど、名護市に関わるたくさんの方々が参加し、計画づくりを5進めました。

名護市は、名護・羽地・屋部・久志・屋我地の5つの地区があり、魅力や特徴も様々で、地区的特徴を活かした個性的な取組みもたくさんあります。そのような地域特性をいかし、多様な意見を計画づくりに反映していくために、ワークショップを地区別に開催しました。2018年11月から102019年5月にかけて計18回、計333名の市民が参加し地域や名護市の未来を考え話し合っていきました。その結果を基本構想、基本計画に反映したとともに、地区別計画では各地区が地域のありたい姿を実現するため、地区別ワークショップ等で話し合われた具体的な取り組みの方向性等を地区別計画として取りまとめました。

こうしてまとめた地区別計画の取り組みは、各地区の市民が主体となって、行政、民間、市内、市外問わず、多くのみなさんの参画・協働によって実現を目指していくものです。

計画策定の流れ「よってたかってゆんたく」

市民 ワークショップ

第1回 よってたかってゆんたく

第1回よってたかってゆんたくでは、10年後の人ひとりの暮らしをイメージした上で、どんな地域で暮らしていきたいか、どんな地域でありたいか、名護市の各地区の10年後の地区のあり方・ビジョンについてみんなで理想を語り合っていきました。



2018.4



第2回 よってたかってゆんたく

第2回よってたかってゆんたくでは、第1回で出た意見から整理した各地区的取組の方向性をもとに地域のこれからについて考えました。1日の中でお好きな時間にふらっとおこしいただけるカフェイベントを日中に開催し多くの方に地区のこれから10年の取り組みの方向性を見ていただき、各々の地域のこれからについての想いを集め、カフェイベントのあとには、みなさんから集めた想いを各地区的ビジョンとしてまとめていくためのワークショップを各地区で開催しました。



第1回

第2回

第3回

第4回

第3回 よってたかってゆんたく

第3回よってたかってゆんたくは5地区合同で開催し、それぞれの地区で話し合ってきた「地区の未来」について発表し、参加者が各地区的ブースをまわりながら、地区的未来について、地区間や市外と連携してできそうなことや、各地区での取組をさらに良くするアイディアを出し合いました。



2019.4



第4回 よってたかってゆんたく

第4回よってたかってゆんたくは、これまで3回のワークショップを通じてまとめた「地区の未来」を実現するための「重点プロジェクト」について、具体的な内容や実現するための方法、アイディアについて各地区で話し合いました。

2020.4

かってゆんたく』のとりくみ

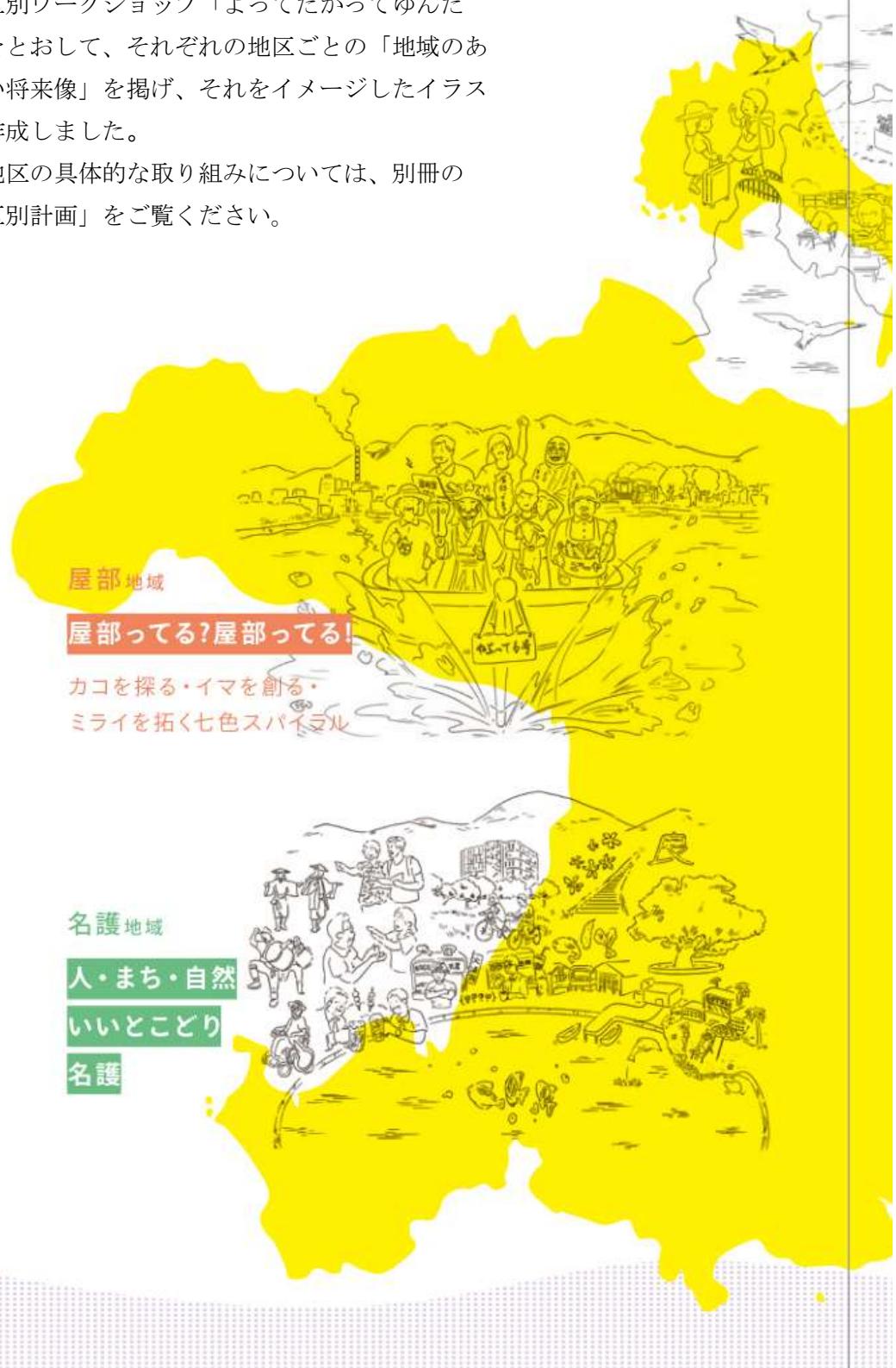
庁内 | ワークショップ

キックオフ 策定チーム 第2回 合同ワークショップ 計画実行	<p>キックオフ職員研修</p> <p>2018年5月16日</p> <p>第5次名護市総合計画策定プロジェクトの意義を名護市職員に共有し、これからのおもてなしのあり方や、それを実現するための総合計画のあり方についてイメージを膨らませました。</p> 	
	<p>策定チーム研修</p> <p>2018年8月～2019年5月 全9回開催・29名参加</p> <p>有志の市職員による策定チームを結成し、計画策定のプロセスにあわせて研修を実施し、地区別ワークショップ運営など地区別計画の策定の中心的な役割を担いました。</p> 	
	<p>第2回 全体職員研修</p> <p>2019年4月22日</p> <p>全庁的に職員が参加し、興味のある施策ごとにグループに分かれて、それぞれの施策でどのような方向性で取組を行っていったら良いかアイディアを出し合いました。</p> 	

各地域のありたい将来像

地区別ワークショップ「よってたかってゆんたく」をとおして、それぞれの地区ごとの「地域のありたい将来像」を掲げ、それをイメージしたイラストを作成しました。

各地区の具体的な取り組みについては、別冊の「地区別計画」をご覧ください。





【資料編】

1 名護市の地域特性

(1) 名護市の概況

5 ① 位置と面積

名護市は、沖縄本島の北部に位置しており、県都である那覇市から約 64 km の距離にあります。東側は太平洋、西側は東シナ海に面しており、北東は大宜味村・東村、北西は今帰仁村・本部町、南西は恩納村・宜野座村に接し、東西 25 km、南北 20 km の総面積 210.91 km² と、竹富町、石垣市に次いで、県下 3 番目の面積を有します。

10

■位置図



② 気象・気候

名護市は、沖縄県の他地域と同様に湿潤亜熱帯性の気候区分に属します。黒潮の強い影響化にあることから冬季も比較的温暖で、年間を通じて寒暖の差が少なく、過去 30 年間（統計期間：15 1989 年～2018 年）の年平均気温は 22.7°C、年平均降水量は 2074.5mm となっており、5 月、6 月、8 月、9 月に多い傾向となっています。平成 30（2018）年の年間平均気温は 23.0°C、年間降水量は 2325.0mm、年間平均湿度は 79% となっています。

③ 地形・地質

名護市の地形は、標高300m～400m級の多野岳、名護岳、久志岳が北東から南西に走り、それらの山々を水源とする多くの河川が太平洋と東シナ海に注いでいます。また、沖縄本島から西側へ突き出した本部半島には嘉津宇岳、八重岳等の本部山地があり、その両者に挟まれた位置に台地や低地が広がり、北は屋我地島に囲まれた羽地内海、南は名護湾となっています。

地質については、国頭層群で大きく二分され、国頭山地の東側はおおむね嘉陽層で、西側は名護層となっています。これらとは別に、本部半島の付け根付近には、琉球層群の国頭礫層や沖積層、砂岩層等もみられます。

10 ④ 河川・海岸

名護市域には多くの河川が存在し、概して急勾配の短小ですが水量に恵まれ、県内の重要な上水供給源となっています。また、河川は生物の生息の場としても大切であり、自然のシステムの中で山と海をつなぐ循環系の役割を果たしていることでも重要です。

名護市の海岸は、東シナ海及び太平洋の2大面に面し、その海岸は長く変化に富んでいます。海域にはサンゴ礁が発達し、外側に自然の防波堤、内側にイノーが形成されています。イノーは豊かな生態系を育み、沖縄の自然風土を形づくる大切な要素です。海岸部はリゾート・レクリエーション資源としても高く評価されています。

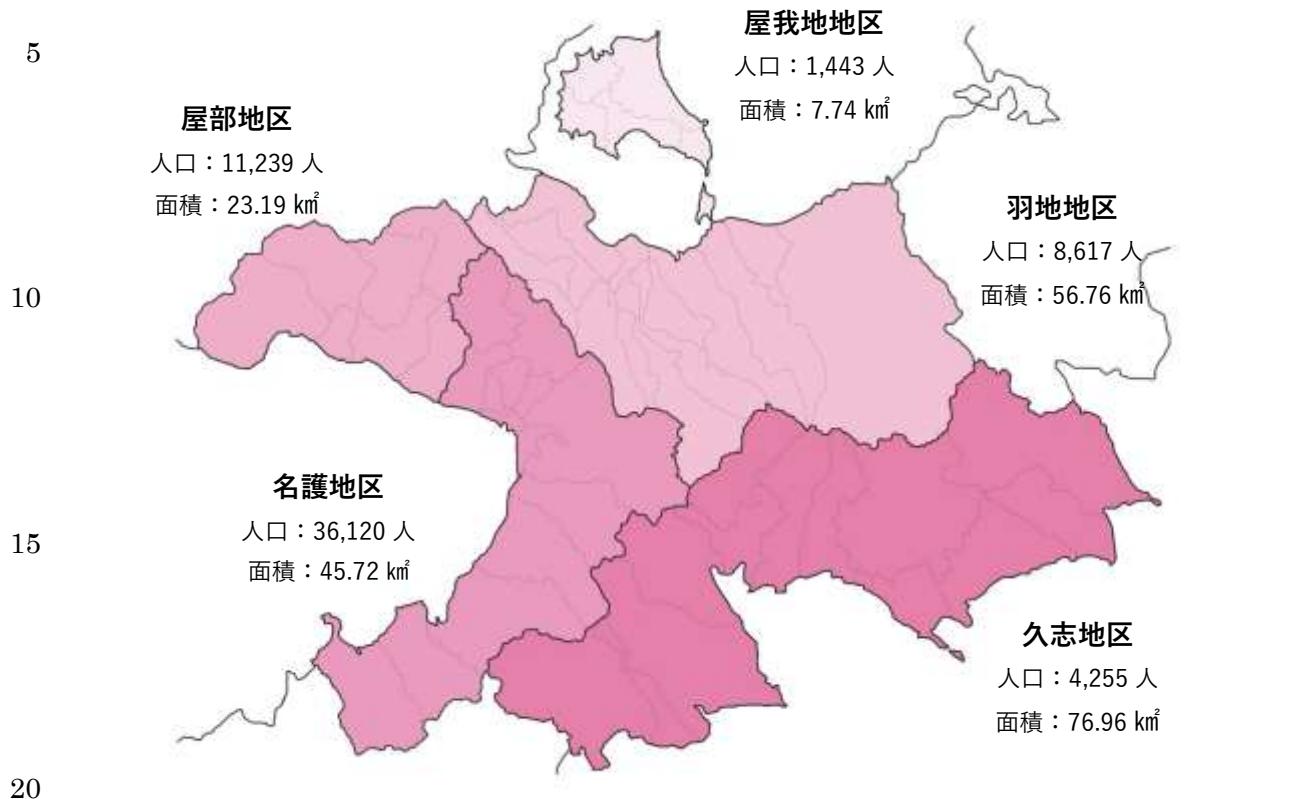
20 ⑤ 沿革

行政区域については、以下のように変遷しています。

年	具体的な動き
明治 41 (1908) 年	国頭郡が島嶼町村制を施行し、名護・羽地・久志の3間切が、名護村・羽地村・久志村になる。
大正 12 (1923) 年	久志村の北部地域が東村として分立する。
大正 13 (1924) 年	名護村が町制を施行し、名護町が発足する。
昭和 21 (1946) 年	名護町から北西部地域(屋部・宇茂佐・中山・旭川・勝山・山入端・安和)が屋部村として分立する。また、羽地村から屋我地島地域(屋我・我部・饒平名・済井出・運天原)が屋我地村として分立する。
昭和 45 (1970) 年	名護町・羽地村・屋部村・久志村・屋我地村の5町村が合併し、名護市が誕生する。

⑥ 5 地区の特徴

旧町村単位である名護・羽地・屋部・久志・屋我地の5地区は、それぞれ個性的な地域特性があり、豊かで魅力的な地域資源を有します。



資料：国勢調査（平成 27 年）

※地区別面積は平成 22 年 3 月 1 日時点の面積であり、本文中の面積（平成 30 年 10 月 1 日時点）とは異なる。

■ 5 地区の主な特徴

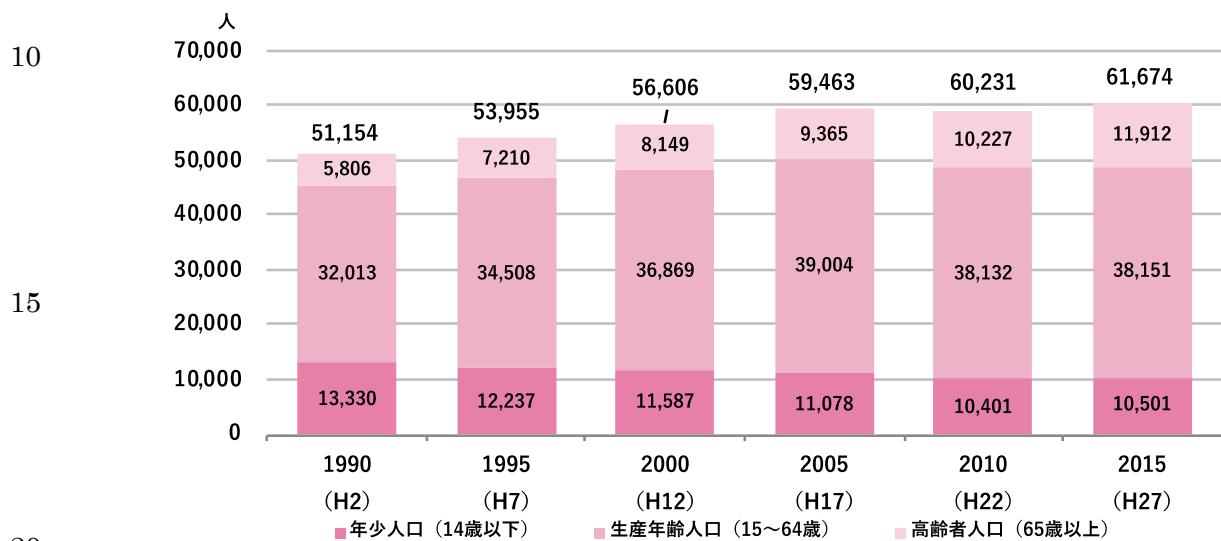
地区	主な特徴
名 護	古くから北部の交通の要衝として栄え、商業、医療、教育、観光レクリエーション、行政等の都市機能が集積し、名護市の 6 割の人口が集中する中心地。
羽 地	市街地の北部に位置し、広い地域内には農業基盤が整備され、比較的大規模な農地が広がっている。北側は羽地内海に面し、南側はやんばるの森という自然豊かな地域。
屋 部	市街地に近い宇茂佐区は宅地化が進んでいるが、その他の地域は、緑多い良好な集落が点在している。北部には嘉津宇岳といった自然環境保全地域が広がっている。
久 志	東海岸北側に位置する二見 10 区は、地域の大半が丘陵地であり、美しい海岸線とやんばるの森を有している。また、東海岸南側に位置する久辺 3 区は、米軍基地に隣接する集落で、金融・情報通信産業の企業誘致が進められている。
屋我地	東シナ海と羽地内海の間に位置し、全域を国定公園に指定された島。島の外周部に 5 つの集落が点在し、内陸部はサトウキビやパイン等の農地が大規模に広がっている。

(2) 人口・世帯の状況

近年の名護市の総人口は、平成2（1990）年以降増加を続けており、平成27（2015）年の国勢調査ベースでは、61,674人となっています。

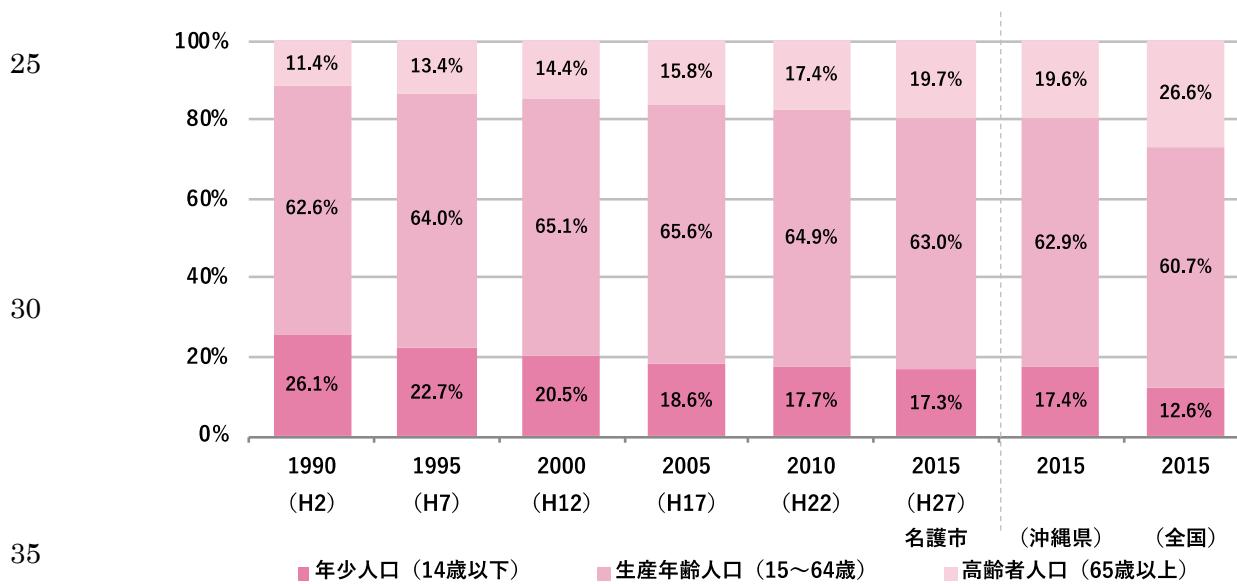
また、年齢構成の推移をみると、平成2（1990）年は年少人口（0～14歳）が26.1%、高齢者人口（65歳以上）が11.4%だったものが、平成27（2015）年には年少人口が17.3%、高齢者人口が19.7%と、全国よりも遅いペースで少子高齢化が進行しています。

■総人口の推移



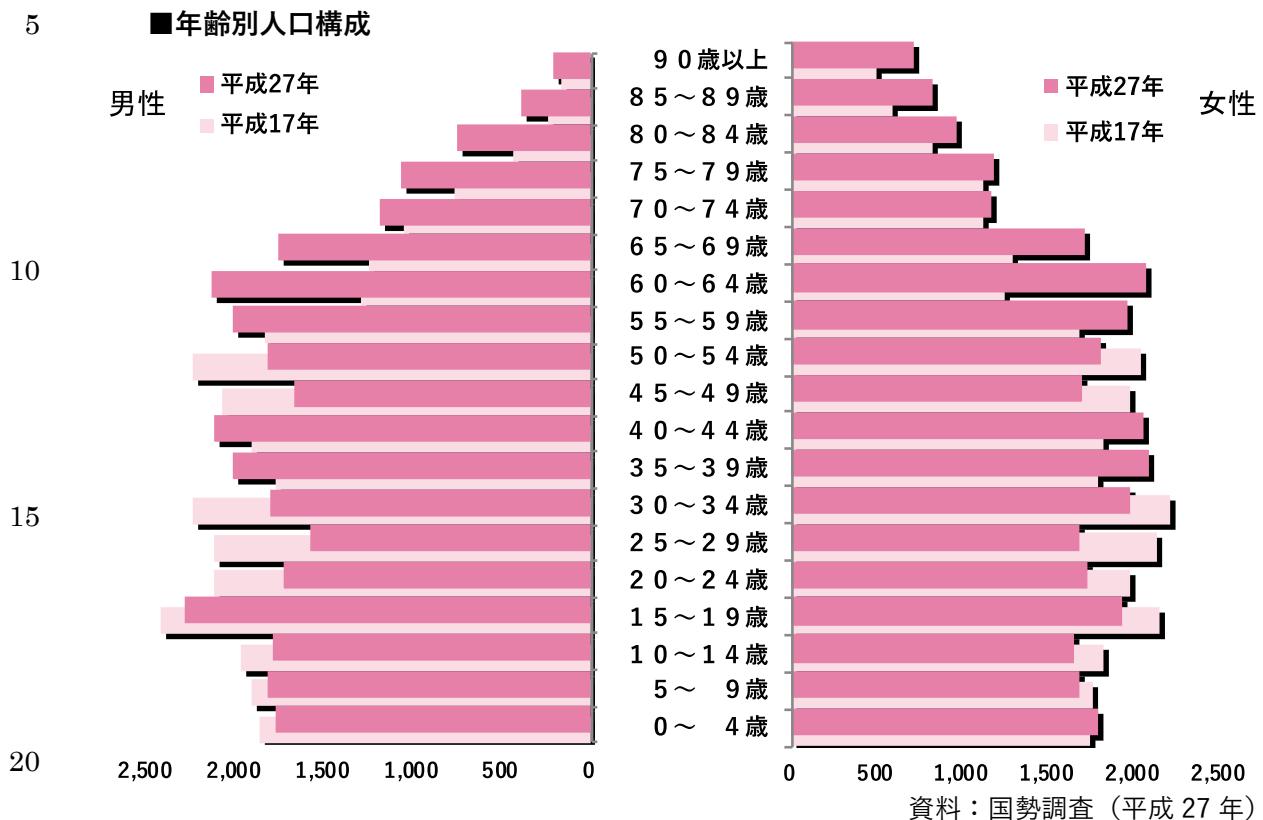
資料：国勢調査（総人口には年齢不詳を含む）

■年齢3区分比率の推移

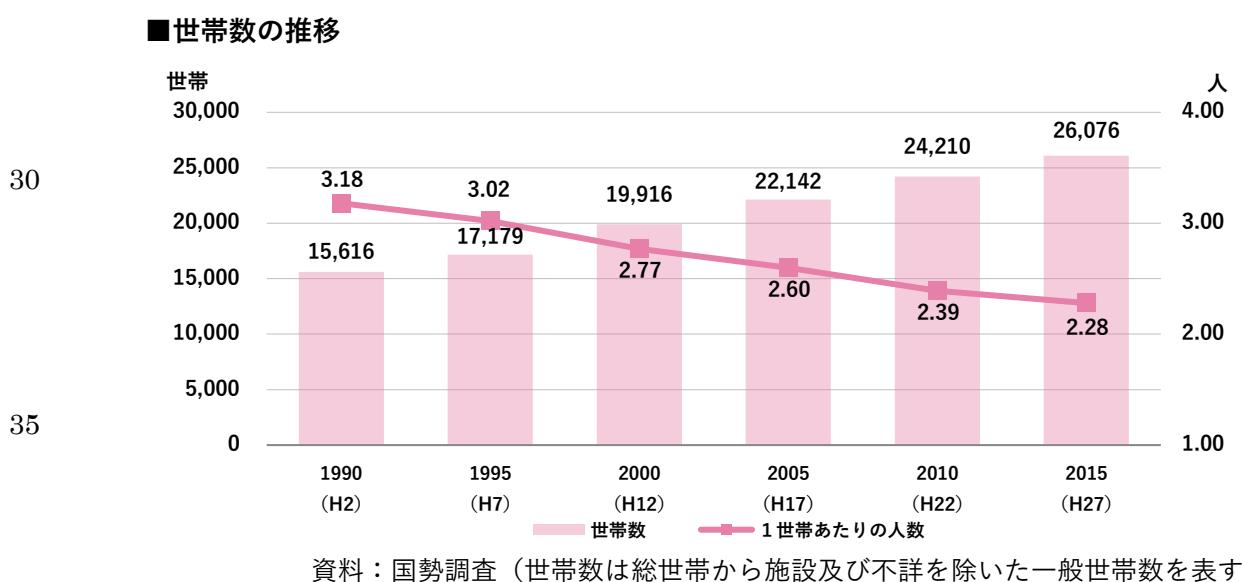


資料：国勢調査（端数処理の関係で、合計が100%を超える場合がある）

年齢別人口構成をみると、55～64歳や35～44歳の年齢層に加え、10代後半の年齢層で多くなっています。名護市内に大学や高等専門学校、専修学校等の教育機関が立地していることが要因として考えられます。



一方、世帯数の推移をみると、増加の一途をたどっており、平成27（2015）年では26,076世帯となっています。1世帯あたりの人数は、平成2（1990）年の3.18人から平成27（2015）年では2.28人となっており、世帯構成人数が減少していることがうかがえます。

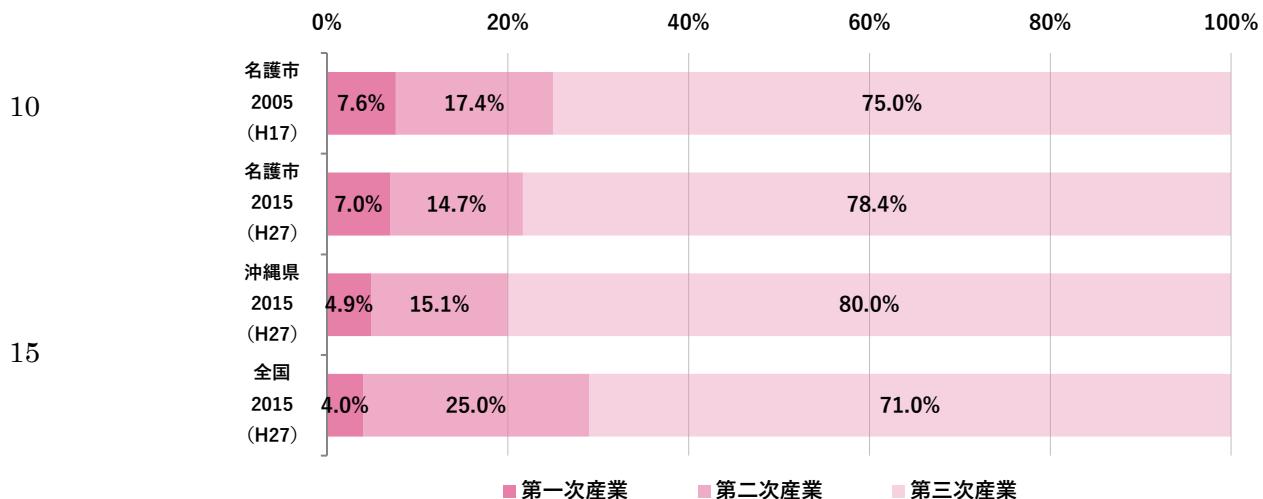


(3) 産業の状況

産業別就業者比率を沖縄県及び全国と比較すると、第一次産業の割合が沖縄県及び全国を上回っています。

また、産業別就業者数では、医療・福祉や卸・小売業、宿泊・飲食業で従業者数が多くなっています。特化係数においては、鉱業・採石業等が 5.9 と非常に高くなっています。

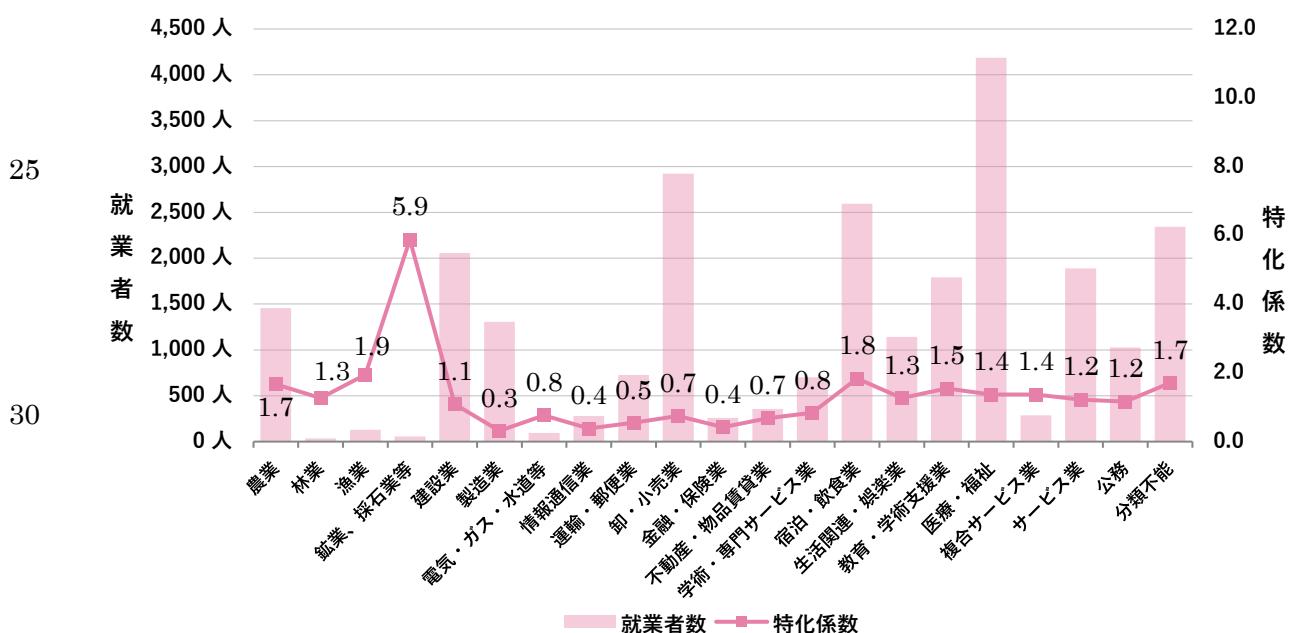
■産業別就業者比率の状況



※「分類不能の産業」を除いた総数における構成比

資料：国勢調査（平成 27 年）

■産業分類別就業者数と特化係数



資料：国勢調査（平成 27 年）

※特化係数：名護市の産業分類別就業者比率を全国の比率で割ったもの。地域産業の日本国内における強みを表したもの。

2 名護市を取り巻く社会潮流

近年の社会潮流の大きな変化に伴い、地方自治体を取り巻く環境も大きな変化を受けるため、名護市のまちづくりの方向性を考える上で、こうした状況の変化を的確に把握していく必要があります。ここでは、名護市に関する特に重要な以下の7点について、現状を整理します。

(1) 急速に進む人口減少・少子高齢社会への対応

日本の総人口は、平成20（2008）年の約1億2,809万人をピークに減少に転じ、人口減少社会に突入しました。国立社会保障・人口問題研究所の中位推計によると、令和11（2029）年には総人口が1億2千万人を下回ると見込まれています。

また、令和7（2025）年には、団塊の世代が全て後期高齢者となり、約3人に1人が65歳以上、約5人に1人が75歳以上という本格的な超高齢社会を迎えることになります。

沖縄県は、全国よりも人口減少・少子高齢化の進行は遅いものの、平成30（2018）年には超高齢社会が到来しており、令和12（2030）年には人口が減少に転じると予測されています。

こうした人口減少や少子高齢化の進行は、地域経済の縮小や税収の減少、社会保障費の増大、地域コミュニティ機能の低下など、地方を中心に社会・経済のあらゆる面への深刻な影響が想定され、その対策は我が国における喫緊かつ最重要課題の一つとなっています。

国は、東京圏への人口の過度の集中を是正し、各地域がそれぞれの特徴を生かして自律的・持続的な社会を創生するため、平成26（2014）年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、地方創生に力を入れています。

(2) ライフスタイルや価値観の多様化とコミュニティの変貌

社会環境の変化に伴い、人々の意識や価値観は多様化し、これまでの経済的・物質的な豊かさより、精神的なやすらぎや生活の質を重要視する傾向が強まっています。また、育児や介護などの個人の置かれた状況やライフスタイルの多様化により、仕事と暮らしの最適なバランスを求めて、多様な働き方を選択するニーズが高まっています。

一億総活躍社会の実現に向け、国では「働き方改革」を推進しており、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）や「多様で柔軟な働き方」が社会全体に広がることが期待されています。

一方、ライフスタイルや価値観の多様化をはじめ、少子高齢化の進行や都市化の進展等により、地域コミュニティの変貌が進んでおり、高齢者や障がい者等の社会的弱者への日頃の見守りや、災害時における地域での助け合いなど、地域が本来もっている相互扶助機能の低下が懸念されています。

沖縄県では、「ユイマール」といわれる相互扶助精神が受け継がれてきましたが、近年は地域コミュニティにおける人間関係の希薄化が進んでいます。

(3) 第4次産業革命による技術革新の進展

ICT（情報通信技術）の飛躍的な向上により、インターネットは、コミュニケーション、情報の発信・収集、商品・サービスの購入・取引など、生活や産業のあらゆる面で欠かせない社会インフラとなっています。また、ICTの向上を背景に、民泊やカーシェアリングといった、個人間で5 シェア（貸借・売買・提供）していく新しい経済の動き（シェアリングエコノミー）も広がっています。

更に、ビッグデータやAI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）、ロボットなどを駆使した技術革新も急速に進んでおり、これまでになかった新たな価値観の創出やあらゆる可能性が実現されていく時代が到来することが予測されています。

10 こうした技術革新は「第4次産業革命」と言われ、生産、販売、消費といった経済活動に加え、健康、医療、公共サービスなどの幅広い分野に活用され、更には人々の働き方やライフスタイルにも大きく影響を与えていくと考えられています。

特に、島嶼県という物理的・地理的課題にある沖縄県においては、多方面にわたるICTの活用が、豊かな市民生活の実現や地域経済の活性化により寄与するものと期待されています。

15

(4) 持続可能な社会に向けた関心の高まり

化石燃料の大量消費等により、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量は近年増加傾向にあります。地球温暖化への影響は年々顕在化しており、洪水や干ばつ等の異常気象が生じているなど、地球環境への負荷低減が全世界共通の課題として掲げられています。

20 また、東日本大震災における原発事故を契機に、エネルギーに対する関心が高まっており、省エネルギーの徹底的な推進と再生可能エネルギーの開発・普及が重要視されています。

平成27（2015）年の国連サミットでは、国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）が採択され、先進国・発展途上国を問わず、様々な取組がはじまっています。「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を踏まえ、多様な個性を受け入れるとともに、市民・企業・行政といったあらゆる主体が連携しあいながら、様々な課題に対して世界共通の視点で関わっていくことが求められています。

沖縄県内でも、恩納村がSDGsの達成に向けた優れた取組を提案する「SDGs未来都市」に採択されるなど、SDGsを実践する動きが少しづつ広がってきています。

30

(5) 安全・安心がより重視される時代

東日本大震災や熊本地震等の大規模地震の発生、集中豪雨による土石流被害や浸水被害などの自然災害が日本各地で多発していることから、人々の防災に対する意識が急速に広まっています。

- 5 また、今後 30 年以内に 70~80% の確率で南海トラフ地震が発生すると予測され、関東から九州・沖縄地方まで、広範囲にわたり大きな被害がもたらされると想定されています。特に、周囲を海に囲まれている沖縄県では、津波や台風による高潮などによる浸水被害の防止に向けた取組が強く求められています。

- 10 災害から身を守るために、自らの安全は自らで守る「自助」、地域の人たちで助け合う「共助」、行政や関係機関などで取り組む「公助」を適切に機能させることにより、被害をできる限り最小限にする「減災」へとつなげることが重要となっています。

一方、高齢者や子どもが被害者となる凶悪犯罪や振り込め詐欺、インターネット犯罪、食品偽装や薬物混入等の「食」の安全を揺るがす事件等も発生しており、身近な地域における犯罪への不安が増大しています。

15 (6) 地域経済を取り巻く環境の変化

地球規模でのネットワーク化の進展に伴い、農産物の輸出入や流通の拡大など、経済のグローバル化が急速に進んでいます。経済のグローバル化により、地域間・国際間の交流が一層活発になると同時に、海外との産業競争が高まり、生産拠点の海外移転による国内産業の空洞化など、我が国を取り巻く経済環境は依然として厳しい状況となっています。

- 20 一方、訪日外国人旅行者（インバウンド）数は、近年急速に増加しており、平成 30（2018）年には 3,000 万人を突破するようになりました。国では、東京オリンピックが開かれる令和 2（2020）年に 4,000 万人、令和 12（2030）年には 6,000 万人を目指に掲げていますが、交流人口の拡大は、地域の活性化に繋がるものと期待されています。

- 25 沖縄県では、世界水準の観光リゾート地の形成を目指しており、外国人旅行者数が平成 30（2018）年に 300 万人を突破するなど、特にアジア圏からの旅行者が急増しています。

雇用の面については、団塊世代の退職により労働力人口が減少するなか、在宅勤務や雇用関係によらない就業などの多様な働き方や、女性・高齢者・障がい者等の就労促進を図るとともに、AI や IoT、ロボットの活用などによる労働力人口の減少を補っていくことが期待されています。

(7) 地方分権の進展と行財政運営の健全化

地方分権改革により、国から地方へ様々な権限や財源の移譲が進む中、住民に最も身近な地方自治体の役割は増大し、これまで以上に自主性と自立性を高めていくことが求められています。

一方、地方の財政状況は、生産年齢人口の減少に伴う税収入等の減少や高齢化の進行による社

- 5 会保障費の増大など、厳しさを増すことが予想されます。また、高度経済成長期以降に整備された道路や橋梁、上・下水道、その他の公共施設等の社会資本は、建設後すでに30～50年の期間が経過しており、老朽化の進行による維持管理・更新費の増大が見込まれています。

こうした厳しい財政状況の中で、地方分権の時代に即した持続可能なまちづくりを進めていく

ためには、まずはこれまで以上に行財政改革や財政健全化を推進していく必要があります。沖縄

- 10 県の場合は、歴史的・地理的・自然的・社会的な特殊事情を有しているため、国の責務を明確にしつつ、沖縄の実情にあった行財政システムの構築が求められています。

更に、市民や団体、事業者等と連携し、地域の特色や独自性を生かした協働のまちづくりを進めていくことが重要となっています。

3 名護市のこれまでの 50 年の歩み

年	主な出来事			名護市 総合計画
	●国内	◎沖縄県	○名護市	
昭和 45(1970)年 昭和 47(1972)年		○名護市誕生 ◎沖縄が祖国復帰 ◎第 1 次沖縄振興開発計画スタート（～昭和 56 年）		
昭和 48(1972)年 昭和 48(1973)年 昭和 50(1975)年	●札幌オリンピック冬季競技大会 ●第一次オイルショック ●第二次オイルショック	◎沖縄特別国体（若夏国体）開催 ◎沖縄国際海洋博覧会の開催 ○沖縄自動車道（石川～許田）の開通		
昭和 54(1979)年 昭和 56(1981)年 昭和 57(1982)年 昭和 59(1984)年 昭和 60(1985)年 昭和 61(1986)年 昭和 62(1987)年	●バブル経済のはじまり ●リゾート法の制定	○新市庁舎落成 ◎第 2 次沖縄振興開発計画スタート（～平成 3 年） ○名護博物館オープン ○名護市民会館オープン ○アメリカハワイ州ヒロと姉妹都市提携		<第 1 次計画> 昭和 48(1973)年～ 昭和 62(1987)年
昭和 63(1988)年 平成 2(1990)年		○岩手県松尾村（現：八幡平市）と友好都市を締結 ○北海道滝川市と友好親善都市締結 ○21 世紀の森体育館オープン		
平成 3(1991)年 平成 4(1992)年	●バブル経済の崩壊	○北部地区医師会病院開設 ◎第 3 次沖縄振興開発計画スタート（～平成 13 年） ○北部広域市町村圏事務組合設立		
平成 6(1994)年 平成 7(1995)年 平成 9(1997)年	●阪神・淡路大震災発生 ●京都議定書の採択	○名護市が開校 ○大阪府枚方市と友好都市締結 ○ひんぶんガジュマルが国の天然記念物に指定 ○名護市における米軍のヘリポート基地建設の是非を問う市民投票		
平成 10(1998)年	●長野オリンピック・パラリンピック冬季競技大会	○ブラジルロンドリーナ市と姉妹都市締結		
平成 11(1999)年 平成 12(2000)年 平成 14(2002)年		○名護市マルチメディア館落成 ○市立中央図書館落成 ◎第 26 回主要国首脳会議（通称：九州・沖縄サミット）の開催		
平成 15(2003)年 平成 17(2005)年 平成 19(2007)年 平成 20(2008)年	●リーマンショック	○沖縄振興計画スタート（～平成 23 年） ○「情報通信産業特別地区・金融業務特別地区」の指定 ○国立沖縄工業高等専門学校開学 ○沖縄都市モノレール（ゆいレール）開業 ○古宇利大橋開通 ○岩手県八幡平市と友好都市締結		<第 3 次計画> 平成 11(1999)年～ 平成 20(2008)年
平成 21(2009)年 平成 23(2011)年	●東日本大震災発生	○群馬県館林市と友好都市締結 ○市営市場リニューアルグランドオープン		
平成 24(2012)年		○沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）スタート（～令和 3 年） ○エフエムやんばる開局		
平成 28(2016)年 平成 30(2018)年 令和元(2019)年	●熊本地震発生 ●新元号「令和」スタート	○なごアグリパークグランドオープン		<第 4 次計画> 平成 21(2009)年～ 令和元(2019)年
令和 2(2020)年	●東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会	○名護市制 50 周年		<第 5 次計画> 令和 2(2020)年～ 令和 11(2029)年

4 第4次名護市総合計画の総括

平成21（2009）年から令和元（2019）年までの第4次名護市総合計画のまちづくりについて、各課の施策評価、市民アンケート等を踏まえ、第4次計画の6つの政策ごとに振り返り、「これまでの取組み」と「現況と課題」ごとに総括しました。

5

（1）支え合いの心で結ぶ 笑顔あふれるまち

<これまでの取組み>

- 保育施設の新設や定員増等により、各種保育サービスが充実され、待機児童についても解消に向けた取組が図られました。また、ひとり親家庭への支援や児童虐待防止に向けたネットワークの充実も図られました。
- 高齢者福祉や障がい者福祉については、国の様々な制度改正に的確に対応し、多様な介護サービスや福祉サービスの充実が図られました。

<現況と課題>

- 各種サービスについては、サービスを支えるマンパワーが不足している状況です。
- 待機児童については、保育士不足等により抜本的な解消には至っていない状況にあり、保育士確保に向けた取組等が必要となっています。
- 生活習慣病の増加が名護市の医療費を押し上げる状況が依然続いており、健康寿命の延伸に向けて、ライフステージに応じたさらなる健康づくりや食育の推進が求められます。
- 地域・医療・福祉等が更に連携し、地域包括ケアの充実が求められており、誰もが安心して暮らせるよう、身近な地域で相談できる環境づくりに努める必要があります。
- 医師不足等による診療制限など、不安定な状況が続いている、医療体制の充実が求められています。

（2）ふるさとに誇りを持ち 心豊かな人を育むまち

<これまでの取組み>

- 学校教育については、学校施設の耐震化の完了や、保護者や地域住民等の意向を踏まえた学校運営の充実、更に保幼小の連携促進など成果が見られました。
- スポーツ・レクリエーション活動や文化活動では、各種教室やイベント等の充実が図られ、スポーツ関係では参加者数が増加傾向になりました。

<現況と課題>

- 学校教育については、学力の向上を図るとともに、学校・家庭・地域・社会の連携、協働体制の充実、新学校給食センターの早期運用開始が求められます。
- 社会教育については、地域で活動する社会教育団体の担い手不足が顕在化しており、今後さらなる会員の確保や各種団体で実施している事業の統合化などが求められます。

- 公民館や図書館の機能充実や利便性の向上を図るとともに、誰もが生きがいを持って楽しく学び、学んだ内容やスキルを地域に還元できるしくみづくりが求められます。
- スポーツ・レクリエーション活動や文化活動では、指導者の育成や施設の老朽化対策等が求められます。また、地域に伝わる伝統文化・芸能については、担い手の確保やアーカイブ化が必要となっています。

5

(3) 自然の力を生かし創るエコな自立型産業のまち

<これまでの取組み>

- 観光振興では、様々な観光魅力づくりや観光プロモーションの充実が図られました。
- 10 ○ 雇用創出や就労支援については、経済金融活性化特別地区・情報通信産業特別地区において企業の集積が図られ、新たな雇用の創出や税収の確保等の成果が見られました。また、産業支援センター内のインキュベーション施設が設置されたことにより、起業支援も図られました。
- 15 ○ 農林水産業については、耕畜連携を図り、6次産業化を推進するための施設の整備や耐候型ハウスの導入等、ハード面の充実が図られました。更に農業の担い手の方々に対する各種支援事業を展開しております。

<現況と課題>

- 観光振興では、県内最大の観光施設である「美ら海水族館」の通過地点となっており、外国人観光客への対応や旅行ニーズの変化を捉えた新たな方策の実施などが求められます。
- 20 ○ 商工業の振興では、観光需要も取り込んだ中心市街地の活性化や、若者が集う魅力的なまちづくり等への支援が必要となっています。また、地域循環型経済の推進についても検討が必要となっています。
- 経済金融活性化特別地区等の特区制度は時限立法のため制度の延伸について要望とともに、名護市に立地する企業のニーズに合った魅力ある取組の検討が求められます。
- 25 ○ 農林水産業については、担い手の確保や産官学等連携による特産品開発・ブランド化、6次産業化、観光プログラム化などが求められます。

(4) 人の和でつくる 自然と都市が調和した快適なまち

<これまでの取組み>

- 30 ○ 都市計画については、自然環境と調和した適正な土地利用の誘導等に努めてきました。
- 居住環境の整備については、土地区画整理事業や市営住宅の新築及び建替事業等を着実に実施してきました。
- 上水道については、計画的な水道施設の拡充整備や有効率の向上に努めてきました。
- 下水道については、計画的な下水道施設の整備を進め、接続率向上に努めてきました。
- 35 ○ 環境対策については、環境イベントや環境学習等により環境意識の向上が図られており、ごみの再資源化（リサイクル）率が高くなっています。

- 防災・救急体制については、消防庁舎の高台移転、防災行政無線のデジタル化移行やハザードマップの更新が行われてきました。
- 防犯対策については、関係機関と連携したチラシ配布等各種啓発活動を実施した。また、防犯灯の設置や市立小中学校、繁華街及び名護浦公園（21世紀の森）内への防犯カメラの設置により防犯対策の推進が図られました。
5 ○ 交通安全運動の継続した取り組みにより、交通事故発生件数は減少傾向にあります。

<現況と課題>

- 都市計画については、違法な開発行為は依然行われており、市民と連携した監視体制の強化やさらなる適正な規制・誘導が求められます。
- 10 ○ 道路・交通ネットワークについては、効果的・効率的に市道整備及び老朽化が進む橋梁等の補修・更新を実施することが求められている中、財源の確保が課題となっております。また、交通弱者等の移動手段を確保するため、各地域の実情に適した公共交通システムの導入を検討する必要があります。
- 15 ○ 高齢者や国内外からの観光客の交通事故件数が増加傾向にあることから、高齢者や観光客向けの交通安全対策が必要となっています。
- 居住環境の整備については、今後増加する空き家対策が求められます。
- 上下水道事業を継続的に実施するためには、老朽化した施設の計画的な更新・耐震化等の長寿命化対策工事を行う必要があります。また、上下水道事業の経営の健全化を図るため、上水道の有収率や下水道への接続率向上、事務の効率化等を実施する必要があります。
- 20 ○ 環境対策については、地域等と連携した不法投棄監視体制の強化が必要となっています。
- 防災拠点として位置付けられる市役所本庁舎の老朽化や防災行政無線整備後の難聴解消が課題となっています。
- 新たな災害警戒区域の指定などもあり、今後もハザードマップ更新が必要となります。
- 25 ○ 消防・防災体制の整備・充実については、消防水利整備率が低い地域への設置が求められます。
- 救急救助体制の充実については、救急出動の増加に伴い、車両や人員体制も含め、消防力の強化を図る必要があります。
- 防災・救急体制については、救命講習受講者数の増加や自主防災組織の設置率向上など、市民や地域、事業者等と連携した取組の充実が求められます。
- 30 ○ 防犯対策については、通学路等での子どもへの声掛け事案が依然として多く発生していることから、子どもたちを守る取組が必要となっています。

(5) 健全な行財政運営と協働のまち

<これまでの取組み>

- 読みやすく親しまれる市広報の充実や市ホームページのアクセシビリティーなど、市政情報の提供について一定の成果が見られました。
- 5 ○ パブリックコメントや市長への手紙等により、広聴の充実も図られました。
- 各種助成事業の充実により、地域が主体となった様々な地域活性化の事業が行われました。
- 行政運営については、組織改正等による効率的な組織体制の構築や行政ニーズに対応できる職員の育成、行政の情報化を推進する情報基盤の整備等が図られました。
- 財政運営については、市税や国民健康保険税の徴収（収納）率の改善が図られました。

10 <現況と課題>

- 過疎地域を中心に、地域自治を担う各区の担い手不足が顕在化しており、社会教育団体との連携など、持続可能な区のあり方を模索する必要があります。
- 男女共同参画については、地域や府内において女性が活躍する場の充実が求められます。
- 財政運営については、扶助費や実施計画（既決分）が予算の多額を占め、更に今後公共施設等の維持管理・更新費の増大が見込まれるなど、厳しい財政状況が続くことが予測されます。

(6) 基地問題への対応

<これまでの取組み>

- 実弾射撃訓練や航空機から生じる騒音被害等に対し、市独自に騒音測定器を設置し、また20 基地苦情 110 番を設けて広く騒音等の情報収集に努め、沖縄防衛局を通じて米軍に申入れを行う等対応してきました。
- 基地から派生する諸問題の解決に向けて、「沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会」の枠組みに参加するなど、沖縄県、県内基地所在市町村とも連携して要請活動を行ってきました。

25 <現況と課題>

- 普天間飛行場の代替施設については、工事が始まった中でその手続について国と県の間で複数の訴訟に発展しております。
- 第4次総合計画の期間中、キャンプ・ハンセンの一部が返還されましたが、依然として市30 域の約 10 パーセントを米軍基地が占めている現状を踏まえ、今後も米軍基地から何等かの問題が派生することも予測され、これに対応する必要があります。